

信託法上の信託か、信託類似の他の法律関係か

——「信託」概念の全容と信託の成立認定——

七 戸 克 彦

- 一 序に代えて——法律行為の解釈・契約の性質決定と信託契約の成立認定
- 二 預り金
- 三 担保目的・取立委任目的の名義移転
- 四 団体財産の管理目的の名義移転

一 序に代えて——法律行為の解釈・契約の性質決定と信託契約の成立認定

信託法上の信託（＝信託法の適用される信託）は、信託行為（信託法二条二項）によって成立する。すなわち、わが国における信託は、もっぱら法律行為により発生し（英米法にいう明示信託（express trust））、英米法におけるような法定信託（constructive trust）（擬制信託ともいう）は認められていない。¹⁾

一方、新信託法の定める信託行為の方式は、（一）信託契約・（二）遺言信託・（三）自己信託（信託宣言）の三つであるが、このうち、（三）自己信託に関しては、執行免脱目的での悪用を防止するため、厳格な要式主義が

採用されており(信託法三条三号(なお、記載・記録事項につき信託法施行規則三条)、四条三項)、その結果、法の要求する要件を充足しない場合には、信託は成立しないので、自己信託の成立をめぐって、法律行為の解釈ないし契約の性質決定が問題となることはないであろう。

これに対して、(二) 遺言信託の成立は、民法の定める遺言の要式性の一般原則に服するが、遺言の解釈をめぐる多数の紛争事例と同様、果たして遺言者が信託法上の信託の成立を欲していたのか否かをめぐって、争いが生ずる可能性は充分ある(遺言書に「信託」の文字があるからといって、直ちに信託法上の信託の成立が認定されるわけでもないし、逆に、「信託」の文字がなくても、遺言者の真意は信託法上の信託の成立にあったと認定される場合もある)。

以上に対して、(二) 信託契約に関しては、諾成・不要式契約とされているため、諾成契約一般について指摘されている問題点——①成立の不明瞭・②内容の不明瞭・③軽率な契約締結——を、そのまま抱え込むこととなる(ただし、信託業法の適用を見る場合には、虚偽告知の禁止等の行為準則(同法二四条)・説明義務(二五条)・契約締結時交付書面の交付義務(二六条)等が課される)。本稿のテーマ——当事者が締結した契約内容が、信託法上の信託であるのか、それとも信託類似の他の法律関係なのか——は、このうちの②に関わる問題であるが、かかる契約の成立認定ないし性質決定の問題もまた、上記遺言の解釈におけると同様、文言を形式的に判断するだけではなく、契約当事者の真意を探究すべきものであり、したがって、「むしろ、『信託』の語を使わなくても、信託設定の趣旨がうかがわれるものであればよい」⁽²⁾し、逆に、「信託」の文言が用いられていたとしても、それが信託法上の信託を意味するとは限らない⁽³⁾。

そもそも「信託」なる言葉は、単なる日常用語から、本稿で問題にしている信託法の適用される信託の意に至るまで、非常に多義的な概念である。後掲「付表」は、二種の判例データベース(LEXならびにLLI)を用

いて、大審院および最高裁判例につき「信託」でキーワード検索をかけた結果の一覧であるが、判旨あるいは当事者の主張において「信託」の語が登場する判例は七〇〇例近くに達し（最高裁判例に関しては、第一審・控訴審で現れたケースも含む）、そこでは、「信託」なる語が、実にさまざまな意味において用いられている。しかしながら、紙幅の制約上、そのすべてを検討することは不可能なので、以下では、その中の主要なものを取り上げて、当該事案における「信託」の語の用例と、信託法の適用・類推適用の可否について検討することとしたい。

二 預り金

1 当事者救済法理としての信託の活用（擬制信託への傾斜）

本稿の問題意識の共有化を図るため、まず、近時大いに議論の対象となった以下の三つの最高裁判例から考察を加えることにしよう⁽⁴⁾（以下、委託者をA、受託者をB、受益者をC、債権者その他の外部者をDとする）。「1」その一は、公共工事の前払金につき、注文者たる地方公共団体を委託者A、請負人を受託者Bとする信託契約の成立を認定した最（一小）判平成一四年一月一七日（後掲〔付表〕判例【663】）。なお、判旨は、受益者Cも委託者Aであるとする）、〔2〕その二は、保険契約者の保険料を入金した保険代理店の専用口座の預金債権の帰属につき、保険会社Aではなく代理店Bに帰属すると認定した最（二小）判平成一五年二月二日民集五七卷二号九五頁、〔3〕その三は、会社の債務整理を受任した弁護士Bが依頼人Aから受領した事務処理費用を入金した専用口座の預金債権の帰属につき、依頼人Aではなく弁護士Bに帰属すると認定した最（一小）判平成一五年六月一二日（【670】）である。

これら預り金の事案をめぐるのは、二通りの処理が考えられる。①その第一は、預金債権の帰属主体の認定の

側からのアプローチ、②第二は、信託契約の成立を認定するアプローチであり、「2」保険料の事案ならびに「3」弁護士的事案の法定意見は、①預金者認定アプローチをとったが、「1」公共工事の事案ならびに「3」弁護士の事案に関する深澤武久・島田仁郎両裁判官の補足意見は、②信託認定アプローチを採用した。

一方、学説の多くは、②信託認定アプローチに賛意を表している。上記判例のうち、「1」は、受託者B（請負人）の債権者（破産管財人）Dと委託者A（前払金返還債務の保証会社）の紛争事例、「2」も、保険代理店Bの経営悪化のため、保険会社Aが口座の開設されている信用組合Dに自己への払戻しを請求したのに対して、信用組合Dが、預金者は代理店Bであり、預金債権はDがBに対して有している貸付債権と相殺した旨を主張した事例、「3」は、倒産状態に陥っている委託者Aの債権者D（本件では国税債権を有する国）と受託者B（弁護士）の紛争事例——いずれも委託者ないし受託者の債権者という外部者との関係で後に生じた紛争事例——であり、信託の倒産隔離機能を利用すれば、当事者を救済することができる。だが、上述したように、わが国では法定信託（擬制信託）は認められていない。そこで、契約の成立認定（当事者間の意思解釈）の側面において、そもそも本件契約は信託契約であったとの認定を行うことにより、当事者を救済しよう、というのである。これは、具体的には、信託の本質的要素を削減する操作を通じて行われる。当事者の意思表示の内容を形成するところの信託の本質的要素が少なければ少ないほど、当該意思表示を信託設定意思と事後評価できる余地は広がるからであるのみならず、こうして削減した要素の認定に関しても、当事者は当該要素（たとえば倒産隔離効果）を意図して契約を締結するのが通常である、と評価した場合、信託の成立はさらに容易化する（推定信託⁽⁵⁾）。

2 擬制信託への傾斜に対する批判的検討

(一) 学説批判

だが、ひとたび信託法上の信託である旨が認定されたならば、当該法律関係は、全面的に信託法（場合によっては信託業法も）の規律に服することになる。たとえば前示判例の当事者にしても、外部関係における倒産隔離効果の存在を念頭に契約を締結したかもしれないが、しかし、委託者・受託者・受益者の内部関係につき、当事者が信託法の規律に従った円滑な事務処理を意図して契約を締結したとは考えにくい。にもかかわらず、信託の本質的要素を削り落として信託契約の成立認定を容易化してしまうと、当事者が意図せぬ拘束に服することとなる。信託制度の不備から脚光を浴びたサブリース契約（673）の当事者の主張がその事情を説明している）の性質決定に関して、これを賃貸借契約と認定することで、借地借家法の規制に服するのと同様の不都合が、ここでも生じてくるのである。現に、上記公共工事ならびに弁護士の判例を受けて、他の契約に付随して金銭の預託を受ける行為については、信託業法の適用を除外する旨の改正がなされたが（信託業法施行令一条の二、これは、取りも直さず、信託の成立が認定された場合には、当事者が信託法・信託業法のすべての条文の規律に服してしまう不都合に対応した手当である）。

なお、この問題は、信託法・信託業法中の強行規定に限った事柄ではない。規制立法的な性格を有していた旧信託法と比較して、新法では任意規定が格段に増加しているから、当事者がこれと異なる特段の合意をすれば、少なくとも任意規定に関しては、信託法の規律から免れることはできる。しかしながら、当事者が、当該契約が信託法上の信託契約に該当する旨を意識していない場合に、紛争が生じた後の当事者救済のための便法として、①信託法上の信託の成立を事後的に認定した後、今度は、そのことから生ずる信託法の全条文の適用という不都合を避けるために、さらに重ねて当事者意思を推尋し、②任意規定と異なる意思表示をも事後的に認定して、倒産隔離機能以外の規定の適用を排除する、といった二段の処理は、いかにも技巧的で無理があるように見える。

(二) 私見

この問題に関して、私見は、敢えて信託の成立を認める必要もないと考えている。なぜなら、当該契約関係が信託でないこととされたところで、通説的見解によれば、信託類似の法律関係——準信託 (Quasitruhand) については、信託法の規定を類推適用すべき場合があり得るとされているからである。⁽⁶⁾

すなわち、まず、大前提として、わが国の法制度が擬制信託を認めていない以上、この問題の処理は、法律行為の解釈に関する通常理論に委ねられる。そして、この法律行為の解釈に関する一般理論に従った場合には、契約締結時における(＝紛争が生じた後の事後的評価ではない)両当事者の真意こそが問題となるから、(1) 両当事者が信託法の規定する権利義務関係の本質的部分(＝信託の本質的要素の部分)を理解・想定して契約を締結したと認定できる場合以外には、信託法上の信託の成立を否定すべきである。(2) その結果、当該法律関係は、信託類似の他の法律関係と評価されることとなるが、この場合であっても、契約時において両当事者が真に合意している事項については、当該事項を実現させる信託法の条文が、個別的に準用ないし類推適用される。

(1) 信託法上の信託成立が認定される場合(信託の本質的要素)

右のような処理を考えた場合、第一に、信託の本質的要素を削減する措置は、その必要性を認めない。そのような操作を行ってまでして、敢えて信託契約の成立を認定しなくとも、当事者は救済されるからである。

なお、従前の学説にいう信託法上の信託の本質的要素は、たとえば四宮和夫『信託法(新版)』によれば、以下の諸点とされている。⁽⁷⁾

- (ア) 特定された財産を中心とする法律関係であること。——これに対して、当事者の合意内容が、特定の財産以外のものを(モ)対象としていた場合には、委任あるいは代理・間接代理(間屋)といった法律関係が認定されることとなる。

(イ) 受託者が財産の名義者となること。——これに対して、財産の移転が合意されていない場合には、当事者の内部関係に関しては寄託、外部関係に関しては代理・間接代理といった法律関係が認定される。

(ウ) 受託者に財産の管理・処分権限が与えられること。——受託者は、対内関係における財産管理権と、対外関係における財産処分権の二者を同時に設定する。これに対して、管理権のみが合意されていた場合には寄託、処分権のみが合意されていた場合には代理・間接代理といった法律関係が認定される。

(エ) 受託者の管理・処分権限が排他的であること。——これに対して、本人がその後も管理権・処分権を(重疊的に)有する場合には、代理あるいは授權(Ermächtigung)と評価される。

(オ) 受託者の権限は、自己の利益のために与えられたものではなく、他人のために一定の目的に従って行使されなければならないこと。——かかる拘束のない場合、当該法律関係は、売買や贈与・売買・交換といった真正の財産権移転型契約と評価される。

(カ) 法律行為によって設定されること。——日本法は、法定信託(擬制信託)を認めていない。

それゆえ、右のうち(ア)・(オ)の点に関して、契約時における当事者の意思の合致が認められなければ、当該法律関係は、信託類似の他の法律関係と認定されるか、あるいは、その成立要件すら満たしていない場合には、法律関係の不存在なし無効が認定されることになる。なお、(カ)擬制信託の制度の不存在との関係で、安易な契約成立認定を行うべきではないとの基本姿勢からは、さらに、新信託法との関係では、次のようにもいえる。新法においては、自由な信託設計を可能にするため、規定の原則任意法規化が図られた。しかしながら、私的自治の原則(契約自由の原則)は、内容自由とならんで、締結自由をも保障するものであるところ、当事者の明瞭な意思なき場合にも信託の成立を認定する上記学説の理論構成は、かかる新法の基本的方向性とも相容れない。

(2) 信託法上の信託の成立が認定されなかった場合の、信託法規定の個別的類推適用

以上に対して、両当事者が契約時において（ア）（オ）のすべてについて合意していなかった場合、信託法上の信託契約の成立は否定され、信託法の規定の全面的な直接適用はなくなるが、しかし、これらの要素の一部について合意が認められる場合には、当該要素に関係する信託法の条文の類推適用が認められる（なお、当事者が、信託法の定める規制を回避しつつ、類推適用の利益のみを享受することは妥当性を欠くから、当該類推適用に関連する信託法の規制規定に関しても、同時に類推適用されるべきであろう）。

ただし、上記（１）信託法上の信託の成立の認定と同様、（２）個別条文の類推適用に関しても、当事者間に当該事項——（ア）（オ）の個別事項——に関する意思の合致が認定される場合についてのみ、これを許容すべきであって、法律行為の解釈に関する一般理論を、信託の事案についてだけ極端に緩和して、他の法律行為の場合には認められないような意思の認定を行うべきではない。とりわけ上記「預り金」事例の当事者は、当該取引類型に関する専門家であるのだから、あらかじめ明瞭な約定を結んでおかなかったことから生ずるリスクは、自己が負うべきである。これに対して、当事者が一般消費者であった場合には、種々の信託商品に関する紛争事例からも知られるように（これは、平成期に入ってから極端に増えている。後掲〔付表〕参照）、信託の基本構造（＝上記本質的要素）に関する理解を欠く場合には、契約の取消し・条項の無効あるいは損害賠償といった消費者法上の救済効果が発生するのであるから、このような形で当事者の明瞭な意思を欠く場合に契約の無効・取消し・違法性の評価を行う一方で、契約の有効な成立を認定するのは、いかにも矛盾した態度になる。

（３） 混合契約

ところで、当事者間の合意内容が上記（ア）（オ）を充足しない一方、代理あるいは委任・寄託といった他の法律関係の成立要件を充足する場合には、それら信託類似の法律関係に関する規律と、類推適用される信託法の規律との間で、抵触問題が生ずるのかのように見える。しかしながら、上記のように、類推適用が認められるのは、

当事者間に当該事項に関する合意が存在する場合であるから、認定された他の法律関係を規律する規定中、任意規定に関しては、この特段の合意によって排除され、信託法の条文の類推適用の側が優先することになるであろう。

なお、上記判例〔3〕弁護士の預り金の事案〔670〕の補足意見は、事案の契約を「信託法の規定する信託契約の締結と解する余地もあるものと思われるし、場合によっては、委任と信託の混合契約の締結と解することもできる」としていた。しかし、ここにいる「混合契約」の内容は、預り金の管理とはまったく別個の、法律業務の受任の部分を目指すものであるから、両者の規律は重複せず、したがって、預り金に関する本件訴訟に関しては、もっぱら信託法の規律のみを問題とすれば足りる（同様に、上記判例〔1〕公共工事の前払金の事案〔663〕も「請負＋信託」の混合契約であるが、しかし、事案との関係では、もっぱら信託の法律関係のみを問題にすれば足りる）。

これに対して、寄託と信託のように、ある特定の財産の管理を内容とする契約類型に関しては、両者が重疊的に成立する余地はない。上記（ア）（オ）の要素のすべてに関する当事者の合意が認定できるならば、それは信託法上の信託であって、たとえそれが寄託（問題となるのは消費寄託の事例であろう）の要件を充足していたとしても、信託法の規律に服せしめるべきである。もし当事者が、（ア）（オ）に加えて、消費寄託に固有の合意をしていた場合には、それは信託法の定める任意規定を排除する旨の特約と評価されるにすぎない。

（4）無名契約（非典型契約）

上記「預り金」の事案は、民法その他の法律の予定する契約類型との混合契約であった。しかしながら、民法その他の法律に規定のない、まったく新たな契約類型に関する処理も、以上と異なるところはない。そもそも無名契約（非典型契約）の解釈をめぐることは、これを典型契約に極力引き寄せて評価する考え方と、契約自由の原則から、まったく別個の契約類型であると評価したうえで、個々の権利義務関係につき、類似の関係にある典型

契約の個別条文を参照すれば足りるとする考え方が存在し、そして、今日においては、後者の考え方が一般的である。

ところで、この無名契約ないし既存の法制度から外れる法律関係が、信託法上の信託か、信託類似の他の法律関係かという議論は、すでに戦前より盛んに行われており、しかも、ここでは、上記「預り金」事例と同様の当事者意思の解釈・認定問題が、とりわけ財産の移転の論点をめぐって問題とされてきた。後掲「付表」(A1)担保目的での財産移転(売渡担保・譲渡担保)は信託法上の信託か、(A2)取立委任目的の財産移転(隠れた取立委任裏書・取立のための債権譲渡)は信託法上の信託か、また、これらにおいては、当事者間に別段の意思表示がない限り、財産は受託者に移転するのか、それとも委託者に留保されるのか、という議論が、それである。

このほか、戦前において、信託法が適用されるところの信託法上の信託か否かが争われた事案類型としては、(A3)団体の財産管理(入会団体や権利能力なき社団の財産の代表者名義の登記は信託法上の信託か)がある。

なお、(A4)家族財産の親族への移転類型は、その目的に關していえば、上記(A1)担保目的であったり、(A2)取立委任目的であったり、あるいは(A3)戦前の家制度の下での家団の財産管理であったりするが、他方、その成立に關しては、しばしば委託者側の意思を欠く場合があり(未成年者の財産管理等)、これを信託法上の信託と解した場合には、「預り金」事例でも問題となった法定信託(擬制信託)の論点も生じてくる(親権者等の法定代理人の制度を媒介する形で法定信託⁽⁸⁾)。

そこで、以下では、まず、これらの類型のうち、最初期に現れ、相互に影響を及ぼし合いながら展開された、(A1)担保目的の財産移転と(A2)取立委任目的の財産移転に關する議論を、一括して概観することになしよう。

三 担保目的・取立委任目的の名義移転

1 戦前

(一) 明治期

〔Ⅰ〕譲渡担保・〔Ⅱ〕隠れた取立委任裏書・〔Ⅲ〕取立のためにする債権譲渡につき、明治三〇年代までの判例は、これを当事者間においても無効と解していた。ところが、明治四〇年代以降、判例は、「信託」の用語を用いて、これらの法律関係を有効と解する立場に転ずる。

(一) 明治三〇年代以前の判例

まず、〔Ⅰ〕譲渡担保⁽⁹⁾に関していえば、そもそも財産権移転型担保は、担保の中でも原初的な形態であつて、それが占有質から非占有質（抵当）へと発展するに伴い、制限物権構成が生成されたものである。明治期以前の日本の物的担保もまた、財産権移転型担保であつたが、財産権移転型担保は、担保物の丸取りという債権者の暴利行為の危険性を常に胚胎している。そこで、民法典の起草者は、担保制度につき、物権としては、制限物権構成の二種（質権・抵当権）しか認めず、旧来から広く行われていた財産権移転型担保に関しては、「買戻し」の制度として、債権編の売買の章中に規定するに留めた。その結果、従来行われていた売渡担保は、買戻しの厳格な条文に依拠しなければ、当事者間においても無効と評価されるか、あるいは第三者に対する効力（物権的効力）を否定されることとなる。現行民法典制定直後の判例の中に、売渡担保を有効とするものと、公序良俗違反（暴利行為）・通謀虚偽表示・物権法定主義違反を理由に、当事者間効力すら否定するものが混在していたのは、⁽¹⁰⁾こうした経緯による。

一方、〔Ⅱ〕隠れた取立委任裏書⁽¹¹⁾に関して、現行法に即していえば（昭和七年の現行手形法・昭和八年の現行小切

手法制定以前の明治三二年商法の規定においても同様)、手形・小切手の所持人は、譲渡裏書に「回収ノ為」「取立ノ為」「代理ノ為」その他単なる委任であることを示す文言(取立委任文言)を記載する方法で、被裏書人を代理人として手形債務者に対して手形・小切手上的の権利を行使することができる(手形法一八条一項・小切手法二三条一項。公然の取立委任裏書)。これに対して、取立委任文言の記載のない通常の譲渡裏書の形式を用いて、被裏書人に取立を委任するのが、隠れた取立委任裏書であるが、しかし、公然の取立委任裏書においては、手形債務者は、本人たる裏書人について生じた事由をもって、代理人たる被裏書人に対抗できるのに対して(手形法一八条二項・小切手法二三条二項)、通常の裏書譲渡の場合には、手形債権が被裏書人に移転しているため、手形債務者は上記人的抗弁を主張できない。それゆえ、明治三二年商法が制定された後は、取立委任目的であるにもかかわらず、取立委任文言を記載しなかった場合には、脱法行為あるいは虚偽表示と評価され、当事者間効力をも否定される余地が生じた。しかし、手形債務者に上記人的抗弁事由が存在していなかった場合にも、当事者間効力すら否定するかどうかは、とりわけ裏書人あるいは被裏書人が倒産した場合に債権者が回収できる財産との関係で問題が生ずる。だが、この問題に関する明治三九年段階の判例の立場は、取立委任文言のない裏書譲渡は通謀虚偽表示であり、したがって、手形債権は被裏書人に移転しない、というものであった⁽¹²⁾。

以上に対して、債権譲渡⁽¹³⁾は、それが無償行為として行われるのはむしろ稀であって、多くは、弁済に代えて(あるいは弁済のために)行われるか、もしくは上記(A¹)担保目的(債権譲渡担保)、あるいは上記(Ⅱ)隠れた取立委任裏書と同様、(A²)取立委任目的で行われるが、このうち(Ⅲ)取立のための債権譲渡に関しては、(Ⅱ)公然の取立委任裏書のような法制度すら存在していないことから、その有効性につき争いが生じた。

(2) 明治四〇年代の判例——「信託」概念の登場
だが、明治四〇年代に入ると、判例の立場は、有効説に転ずる。

その口火を切ったのは、〔Ⅲ〕取立のためにする債権譲渡の領域であり、リーディングケースである明治四一年【3】は、次のようにいう。「取立ノ為メニスル債権ノ譲渡ハ其外部ノ関係ニ於テハ即チ純然タル一箇ノ債権譲渡ニシテ譲渡人ト譲受人トノ間ニ債権ノ移転アリ前者ハ債権ヲ喪失シ後者ハ其取得シタル債権ヲ行使シ得ヘキモノニシテ当事者間ノ意思ト其表示トハ相一致シ其間何等ノ虚偽ノ存スルモノニアラス唯其内部ノ関係ニ於テ譲渡ノ目的取立ニ在ルニ外ナラサルカ故ニ譲受人ハ譲渡人ニ対シテ其目的ニ副ハシムヘキノ義務アルノミ元来虚偽行為ハ仮装的ノモノニシテ此行為ニ於テ当事者ハ何レモ其真意ニ非サル表示ヲ為シ實際上ニ於テモ亦何等ノ法律行為ヲモ成立セシメサランコトヲ欲スルモノナリ從テ法律ハ之ヲ無効トスレトモ所謂信託行為ハ之ニ反シ内部ニ於ケルト外部ニ対スルト其關係ヲ異ニシ当事者ノ意思ト其表示トハ互ニ相一致シ外ニ対シテハ其意思表示ヲシテ法律上ノ効果アラシメンコトヲ欲スルモノナレハ虚偽仮装ノモノニアラサルコト勿論ナレハ從テ法律上之ヲ無効トスヘキニアラサルナリ」。

一方、〔Ⅰ〕譲渡担保に関しては、明治四四年【7】が、傍論ながら「金錢ノ貸借ヲ為ス場合ニ於テ債権ヲ担保スルノ趣意ヲ以テ後日元利ニ相当スル金額ヲ支払ヒテ買戻ヲ為スコトヲ約シ貸借金額ヲ代金ト見做シテ債務者ノ財産ヲ債権者ニ売却スル契約ハ信託の法律行為トシテ本院ノ是認スル所」と述べ（ただし、本件事案に関しては虚偽表示無効を認定）、翌明治四五年【8】が、本件売買は「売渡抵当即チ信託行為ノ一種ニ外ナラス信託行為ハ当事者カ其目的トスル所ヨリモ大ナル効力ヲ生スヘキ意思表示ヲ為シタル場合ニ成立スルモノニシテ法律行為ヲ為ス意思存スル点ニ於テ虚偽ノ意思表示ト異ナリ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スルコトナキ有効ノ法律行為ナリ今之ヲ売渡抵当ニ付テ言ヘハ当事者ハ所有権ヲ移転スル意思ヲ有シ之ヲ表示スルモノニシテ虚偽ノ意思表示ニ非サルコト勿論ナリト雖モ其目的トスル所ハ之ニ依リ債権担保ノ実ヲ挙セントスルニ在ルカ故ニ譲受人ハ此担保ノ目的ニ從ヒ其所有権ヲ行使セサルヘカラサル制限ヲ受ク」としたうえで、「所有権ハ第三者ニ対スル外部関係ニ

於テハ債権者ニ移転スルモ当事者間ノ内部関係ニ於テハ移転スルコトナク債務者ハ依然所有権ヲ有スルモノト為スヲ至当トス何トナレハ債権者ハ債権ノ弁済ヲ得サルトキ有効ニ目的物ヲ処分シ得ヘキ権能ヲ取得スルヲ以テ足レリトシ債務者ニ於テモ絶対的ニ所有権ヲ債権者ニ移転スル意思ヲ有スルモノト看ルヲ得サレハナリ唯此ノ如ク解スルトキハ所有権ノ所属ニ付キ内外ノ関係ヲ区別スルニ至ルト雖モ法律行為ノ効力ニ付キ人ニ依リテ權利関係ヲ異ニスルコト民法ニ其例乏シカラサレハ売渡抵当ニ付キ叙上ノ解釈ヲ為スモ決シテ不当ニ非サルノミナラス却テ能ク当事者ノ意思ニ合ヒ實際ノ事情ニ適スルモノト言フヘシ」と判示するに至る。

以上に対して、手形の事案に関しては、明治四三年【5】が、「信託的譲渡」を認定した原判決を維持した後（ただし、^(A)担保目的の手形譲渡の事案のようである）、大正三年になつて、^(II)隠れた取立委任裏書につき、相次いで「信託的譲渡」として有効である旨が判示されるに至る（大正三年【19】……訴訟信託（旧弁護士法一五條違反）の主張を排斥、大正三年【20】……被裏書人への権利移転を肯定）。

(3) 明治期の学説——ローマ法系「信託」概念の継受

ここでは、右の判例にいう「信託」なる用語の意味内容について、確認しておく必要がある。周知のように、「信託」なる法概念には、二つの系譜が存在する。その一は、ゲルマン法の《Salmann》の系譜であり、これはドイツにおいて《Treuhand》へと発展する一方、ゲルマン法の分派であるイギリス法においては、一五世紀以降の《use》を経て、今日の《trust》へと連なる。⁽¹⁴⁾その二は、ローマ法の《fiducia》の系譜であり、このローマ法系の信託概念は、一九世紀末のドイツにおいて、以下のような議論を経て復活を遂げた。

すなわち、譲渡担保・隠れた取立委任裏書の有効性をめぐっては、一九世紀後半のドイツでも争いがあったが、コーラー（一八七八年＝明治二年）⁽¹⁵⁾は、譲渡担保・隠れた取立委任裏書にあっては、当事者間に何らかの権利変動の意思（担保設定意思ないし取立委任の意思）が存在している点において、権利変動の意思がまったく存在しな

い虚偽表示とは異なるとし、これを《verdecktes Geschäft》（隠れた行為。隠匿行為）と名づけ、《simuliertes Geschäft》（虚偽行為）と区別した。その結果、譲渡担保・隠れた取立委任裏書は、虚偽表示無効とはならないことになるが、しかし、この隠匿行為が、脱法行為と評価されて無効となる余地は、依然として残される。そこで、レーゲルスベルガー（一八八〇年＝明治一三年）⁽¹⁶⁾は、次のような説明を行った。すなわち、脱法行為が、社会的に許容できない目的そのものを意図しているのに対して、譲渡担保・隠れた取立委任裏書においては、社会的に許容された目的に対して、ただ単に過大な法形式が選択されたにすぎない（なお、この点を捉えて、同説は「目的超過説」とも呼ばれる）。それゆえ、この場合には、外部関係においては、過大な法形式と通りの法律効果が発生するが、当事者の内部関係においては、その法形式を限定された目的（ここでは債権担保・取立委任）のためだけに使用するという拘束が課されていると解すれば足りるのであり、これを脱法行為違反＝無効と解する必要はない。彼は、かかる法律関係を、上記ローマ法の《fiducia》に因んで《fiduziarisches Geschäft》と名づけた。

かくして確立されたドイツの「信託行為」理論は、その後、岡松参太郎「信託行為ノ効力ニ関スル学説ヲ批評ス（一）」（三・完）⁽¹⁷⁾（明治三五年）によって、わが国に紹介された。もともと、レーゲルスベルガーの「信託行為」論が、財産は内外とも受託者に移転し、内部関係は債権関係にすぎないと解していたのに対して、岡松は、財産そのものの相対的帰属を説く。ただし、ドイツの「信託行為」論の内部においても、デ・ヨンゲやデルンプルクのように、権利それ自体の相対的帰属を説く見解も存在していた。⁽¹⁸⁾

これに対して、明治三二年商法の起草者の一人である岡野敬次郎は、『日本手形法』（明治三八年）において、隠れた取立委任裏書につき、徹底した内外共移転説をとり、この見解は、後の大正時代になって、同じく内外共移転説をとる松本烝治により、「信託裏書説」と命名された。⁽²⁰⁾

さて、右のようなわが国の明治三〇年代後半の学説の状況を前提に、先に見た明治四〇年代における判例の転

換を振り返ってみると、判例における「信託」概念は、上記学説経由で、ドイツの「信託行為」論の影響を受けていることが知られる。さらに、譲渡担保に関する明治四五年【8】の立場は、岡松の相対的所有権移転説に立つことが明瞭であるが、しかしながら、他の判例に関しては、岡松の相対的所有権移転説に立つものか、岡野の内外共移転説に立つものかは、判旨からは必ずしも明らかにしない。

(4) 明治期の立法——イギリス法の「信託」概念の継受

なお、以上のような、学説・判例におけるドイツのローマ法系「信託行為」論の継受の一方で、立法の領域においては、英米法の《trust》概念も、わが法制度に導入されるところとなっていた。わが国の法律における「信託」の文言の用例は、明治三十三年の日本興業銀行法（明治三十三年三月二三日法律七〇号）が、同銀行の業務内容として「地方債証券、社債券及株券ニ関スル信託ノ業務」（九条四号）を規定したのを嚆矢とするが、しかし、同法は、ここにいう「信託」なるものの内容につき、何らの定義も行っていない。次いで「信託」なる用語が登場するのは、明治三十八年の担保付社債信託法（明治三十八年三月二三日法律五二号）であり、同法は、当時の世界の金融の中心であったロンドン市場において、日本の会社の社債を募集するための立法であったから、同法にいう「信託」概念が、イギリス法のそれを指していることは明白である。

英米法の《trust》においては、権利は内外とも委託者に移転する。しかし、こうしたゲルマン法ないし英米法系の「信託」概念が、上記明治四〇年代の判例の理論構成に影響を与えた形跡は窺われない。

(二) 大正期・昭和初期

だが、以上のような学説・判例の理論状況は、大正期において、劇的な変容を遂げる。その画期となったのは、いうまでもなく、大正十一年の旧信託法・信託業法の制定であるが、しかし、この点について述べる前に、大正

初期における判例の若干の変化について触れておく必要がある。

(一) 大正初期の判例——「当事者の意思解釈」論の登場

前章で見た近時の「預り金」事例において、信託契約の成立が争われたのは、財産が委託者に留保されているか、受託者に移転しているかの問題を処理するためであったが、譲渡担保・取立のための債権譲渡に関する判例は、大正初期になって、同様の契約の性質決定の問題を論じ始める。

その第一段階は、担保目的あるいは取立委任目的であっても、財産が受託者に移転するかどうかは、当事者意思によって定まるとする判例の登場である。その嚆矢となった大正元年【10】は、〔Ⅰ〕担保のための所有名義の移転には、信託行為の場合・買戻権付売買の場合・虚偽表示の場合の三つの可能性があり得るのであって、そのいずれと解されるかは、当事者の意思によって定まるとし、その四日後の【11】は、〔Ⅲ〕取立のための債権譲渡を、信託行為と解するか仮装行為と解するかは、裁判所が当事者の意思を探究して決定すべき事実問題に属し、必然的に信託行為であると解すべきものではないとし、その一週間後の【12】は、訴訟委任目的の債権譲渡の性質・効果は当事者の意思によって定まり、虚偽表示無効と評価される場合と、信託行為であって債権が内外共移転する場合の二つの可能性があるとする。

なお、【10】が信託行為・買戻権付売買・虚偽表示の三つの可能性を挙げるのに対して、【12】が虚偽表示・信託行為の二つの可能性しか挙げていないのは、【10】が信託行為につき相対的移転説に立つため、内外共移転型である買戻権付売買が信託行為のカテゴリーから外れる一方、【12】は、信託行為につき内外共移転説に立つため、相対的移転型なる類型が観念されないためである。しかし、その後、大正四年【38】は、「信託行為」概念それ自体を拡張して、内外共移転型である買戻権付売買をも信託行為の内部に取り込み、信託行為には外部のみ移転型（相対的移転型）と内外共移転型があり、そのいずれになるかは当事者意思によって定まると述べるに

至る。⁽²¹⁾

だが、このようにして形成された「当事者意思」論にとって、第二段階の問題は、当事者間に外部的な権利移転の意思は存するが（したがって虚偽表示とは認定されない）、内部関係での権利移転に関する意思を認定できない場合、これを外部のみ移転型として処理するか、それとも内外共移転型として処理するか、という点である。

大正五年【41】は、特段の意思表示なき限り外部のみ移転型が通常である旨を明言し、また、翌大正六年【54】も、〔Ⅲ〕債権譲渡の事案につき、当事者が単に債権の信託的譲渡を受けたと主張しただけの場合には、債権は受託者には移転しない旨を説示しているが、しかしながら、多数の判例は、当事者意思の存在を端的に認定しているため、結局、この時期の判例の立場は、不明というほかはない。

なお、その後の判例の流れにつき先取りしていえば、大審院は、〔Ⅰ〕譲渡担保に関しては、信託法成立後の大正一三年一二月二四日民事連合部判決【114】をもつて、内外共移転説の立場で判例統一を図った。だが、これとは対照的に、〔Ⅱ〕隠れた取立委任裏書・〔Ⅲ〕取立のための債権譲渡に関しては、新たに内外共「非」移転説（Ⅱ資格授与説・資格裏書説）が登場し、内外共移転説（信託裏書説）との間で、動搖を繰り返すのである。だが、かかる判例の立場を理解するためには、大正一一年信託法・信託業法の立法目的ないし性格について触れておく必要がある。

（2）大正期の立法——大正一一年信託法・信託業法

日本において「信託会社」が設立されるようになるのは、日露戦争の頃（明治三七（三八年）、官庁資料で把握できる限りでは、明治三七年の東京信託舎（後に東京信託株式会社）が最初といわれる。⁽²²⁾しかしながら、大蔵省銀行課「庶民銀行概観」（明治四五年六月調）は、当時の信託の実態につき、「近時信託会社ト称スルモノ簇生シ其数六百ニ近シ然レトモ其固有ノ意義ニ於ル信託会社ハ僅ニ二三ニ止マリ其大半ハ信託業等ノ名称ノ下ニ他ヨリ

寄託金ヲ受ケ之ヲ貸付等ニ運用シテ利益ヲ占ムルモノニシテ全ク銀行類似会社ト目スベキモノナリ」と述べ、⁽²³⁾また、大蔵省銀行局「日本ニ於ケル信託ニ関スル調査」(大正五年一二月調)は、「資力乏シケレトモ口舌ニヨリテ多額ノ利潤ヲ得ント希望セル人々、例ハ曾テ公吏タリシ者法律經濟ヲ多少学ヒテ他ニ求職困難ナルカ如キ人々等ニヨリテ債權ノ取立、売買貸借ノ仲介其他甚シキハ人事万般ノ周旋ヲモ目的トシテ設立シ一時流行的現象タリシ」と述べていた。⁽²⁴⁾

かかる信託会社の乱立と悪しき経営実態の原因としては、明治三三年日本興業銀行法・明治三八年担保付社債信託法の「信託」概念が不明瞭であった点が指摘されている。しかしながら、これと並んで、先に見た明治四〇年代以降の学説・判例における、ドイツの「信託行為」概念に基づく、譲渡担保・隠れた取立委任裏書・取立のための債權譲渡の有効性の承認も影響しているのかどうか、筆者には判然としない。

一方、こうした不健全な経営実態の主要部分である高利貸・無尽業に関しては、大正四年の無尽業法(大正四年六月二四日法律二四号)の規制が及ぶこととなったが、しかしながら、その後も、「信託」概念の不明瞭を利用して詐欺的行為・暴利行為を行う者が後を絶たなかった。そこで、こうした悪質な業者を取り締まり、健全な信託制度の育成を目的として立法されたのが、大正一一年旧信託法(大正一一年四月二二日法律第六二号)ならびに信託業法(大正一一年四月二二日法律第六五号)である。それゆえ、立法の中心は、直接の取締法規である旧信託業法の側にあり、旧信託法の目的は、「信託」概念の明確化を通じて、信託業法による取締の範囲を確定することにあった。⁽²⁵⁾

他方、信託法上の信託の法構造は、基本的には、起草担当責任者である池田寅二郎(司法省民事局長)のとする信託概念——債權説——に立脚しているとされる。⁽²⁶⁾債權説とは、信託の構成要素を、受託者への財産の完全移転と、受益者の受託者に対する債權(信託目的に従った財産の管理・処分に関する債權)と捉える見解であり、これ⁽²⁷⁾

は、上記譲渡担保・隠れた取立委任裏書・取立のための債権譲渡に関する判例・学説との関係では、内外共移転説（信託裏書説）と親和性がある。

そして、以上のような旧信託法の目的ならびに構造上の特性は、次に見るような論議をもたらすこととなった。

(3) 大正後期・昭和初期の判例——信託法上の信託か否かをめぐる議論の登場

先に見たように、信託法制定前の判例は、〔Ⅰ〕譲渡担保・〔Ⅱ〕隠れた取立委任裏書・〔Ⅲ〕取立のための債権譲渡の三者の理論構成に関して、ほぼ歩調を合わせる形で展開してきた。ところが、信託法制定後においては、〔Ⅰ〕担保目的と、〔Ⅱ〕〔Ⅲ〕取立委任目的で、とくに信託法上の信託か否かの判断部分の法律構成につき、大きな差異が生じている。

そこで、まず、〔Ⅰ〕譲渡担保に関する判例の立場を、昭和二〇年まで一括して述べることにしよう。すでに信託法の制定前の大正八年【75】以降、判例は、譲渡担保権者の清算義務を肯定していたが（大正一〇年【95】、大正一二年【103】）、しかし、所有権が譲渡担保権者に移転しない法律構成が採用されなかったところか、信託法制定後の大正一三年民事連合部判決【114】は、大正初期に登場した「当事者の意思解釈」論を前提に、外部のみ移転か内外共移転かの「何レナルヤ当事者ノ意思明ナラサル場合ニ於テハ其ノ意思ハ内外共ニ財産権ヲ移転スルニ在リト推定スルヲ相当トス」と判示し、当事者意思が認定できない場合の処理につき、内外共移転説で判例統一を図った結果、その後の判例の立場は、同説に確定した（昭和期の判例として【155】【165】【172】【173】【180】【208】など。なお、売渡担保から譲渡担保を概念上分化・独立させた判例として著名な昭和八年【179】は、内部関係において権利が移転しないとする説明は、単なる「譬喩」にすぎないとする）。かかる内外共移転説は、担保たる実質より外形の側を重視したものであるが、しかし、信託法の予定する法構造には適合的である。

ところが、上記連合部判決の翌大正一四年【119】は、譲渡担保については、信託法の適用はない旨を判示した。

事案は、二重譲渡担保設定により第二契約者より金員を騙取した詐欺事件（刑事事件）であるが、判旨の論理は、譲渡担保は、受託者たる地位に立つ債権者自らが担保設定の利益を享受するものであるから、受託者が信託の利益を享受できない旨を定めた旧信託法九条（新法では八条）の要件に該当しない、というものである。だが、上述したような旧信託法の立法趣旨からすれば、旧法九条（新法八条）に違反する行為は無効であるようにも思われ、被告人も、第一譲渡担保設定契約が無効である以上、第二契約が有効に生ずる余地があるから、被告人の行為は詐欺罪を構成しないと主張していた。しかし、この点に関して、判旨は、「売渡担保契約ノ民法上有効ナルコト論ヲ俟タサル所」と述べるだけで、その理由は挙げていない。一方、学説は、（A）譲渡担保を信託法上の信託であるとする説と、（B）信託法上の信託ではないとする説に分かれ、（A）信託法上の信託であるとする説は、さらに、①旧信託法九条違反で無効とする見解、②九条違反ではあるが民法上別個の無名契約であるとする見解、③有効な信託契約であるとする見解に分かれる²⁸。

他方、この論点に関する民事判例は、昭和一九年【262】になって初めて登場するが、同判決は、基本的には、上記刑事判例の立場を承継する。すなわち、信託法上の信託と譲渡担保は、権利が絶対的に移転する点においては同様であるが（「内外共移転説」、信託が他人のために管理・処分を行うのに対して、譲渡担保は自己の債権担保のために管理・処分を行うものであり、したがって旧信託法九条の適用はないので、契約は無効とならない）というのである。ここでは、前章「預り金」事例の個所で掲げた、信託の成立認定に関する判断要素（オ）が問題となっていることが知られるであろう。

もともと、信託法上の信託として譲渡担保を設定することもまた、契約自由の原則からは当然に認められる。昭和五年【152】（債権譲渡担保につき公証人作成の「債権信託譲渡金貸借契約証書」なる書面が作成されている場合）、昭和七年【163】（信託会社との間で債権担保目的の「不動産信託契約」なる契約が締結されている場合）は、信託法上

の信託と認定してよい事案のようにも思われるが、しかし、譲渡担保が原則として信託法上の信託ではないとされた以上、例外的に信託法上の信託に該当することを主張する側が、立証責任を負うことになる。しかも、裁判官は、「信託」の文言に拘泥することなく、それが信託法上の信託に該当するか否かを判断しなければならない。以上の〔Ⅰ〕譲渡担保に対して、〔Ⅱ〕隠れた取立委任裏書・〔Ⅲ〕取立のための債権譲渡が信託法上の信託ではないとする判例の論理は、まったく異なる。

信託法制定後、まず登場したのは、大正一四年【115】の、徹底した信託裏書説（内外共移転説）の立場であって、同判決は、上記前年の譲渡担保に関する連合部判決【114】が使用していた「当事者の意思解釈」論すら用いない。この立場は、信託法の基本構造と最も整合するが、しかしながら、隠れた取立委任裏書が、信託法上の信託であると認定されてしまうと、信託法の規制の直接適用を受けることとなる。

これに対して、判例・学説は、信託法の適用排除の結論を導くため、【115】の信託裏書説の対極に位置するドイツ法学説——資格授与説（Legitimationstheorie）ないし資格裏書説——を採用した。その嚆矢となったのは上記【115】の三ヵ月前の下級審裁判例——東京地判大正一四年四月一七日新聞二五〇七号一四頁であり、同判決は、隠れた取立委任裏書においては、裏書人は、被裏書人に対して、単に手形上の権利を行使すべき資格を付与したものにすぎず、手形上の権利は内外ともまったく移転していないから、信託法にいう信託に該当せず、したがって旧信託法三条ないし一条の適用はない旨を判示した。これは、前記「預り金」事例の個所で触れた信託の成立認定メルクマールでいえば（エ）の不充足を認定したものであるが、このような形で、わが国における資格授与説（資格裏書説）は、旧信託法の制定に伴い、とくに〔Ⅱ〕隠れた取立委任裏書・〔Ⅲ〕取立のための債権譲渡の領域において、信託法の適用を排除するための理論装置として大正末期に登場したものである。⁽²⁹⁾

もっとも、同説の内外共「非」移転構成は、右信託法の適用・不適用の論点以外のすべての論点に波及する。

大審院において、同説が採用されたのは、上記下級審判決の翌年である大正一五年の民事第二部判決【121】であるが、同判決は、「Ⅱ」隠れた取立委任裏書の人的抗弁の論点につき、「当事者の意思解釈」論に立ちつつ、資格授与説（資格裏書説）を採用し、当事者の意思が不明の場合には、被裏書人に自己の名で手形上の権利を行使する資格を授与したにすぎないと推定すべきであり、したがって、手形上の権利は依然として裏書人に存するので、裏書人は手形債務者に対して手形上の債権を放棄することもできるし、他方、手形債務者は裏書人に対する人的抗弁を、被裏書人に対抗できるとした。一方、その翌月に民事第二部が下した判決【122】は、「Ⅲ」取立のための債権譲渡と相殺の論点に関するものであり、判旨は、資格授与説（資格裏書説）に立って、取立のための債権譲渡においては、債権は依然として譲渡人に残っているから、債権譲渡通知がされたとしても、その後を生じた相殺事由を債務者は譲受人に対抗することができるとした。

以上のような経緯で、「Ⅰ」譲渡担保の法的構成に関する①外部のみ移転説（相対的移転説）と②内外共移転説の対立が、信託法制定後の大正一三年民事連合部判決【114】により、②内外共移転説で決着が着いたのに対して、「Ⅱ」隠れた取立委任裏書・「Ⅲ」取立のための債権譲渡の法的構成に関する信託法制定後の議論は、②内外共移転説（信託裏書説）と、新たに登場した③内外共「非」移転説（資格授与説・資格裏書説）の対立へと移行した。この点に関するその後の判例の立場は、目まぐるしく変化する。これは、上記③資格授与説（資格裏書説）を採用した民事第二部と、他の部の対立の様相を呈しており、民事第四部は、昭和五年【149】において、③信託裏書説（ないし①相対的移転説）を前提に、時効消滅のため銀行から受取人に返還された手形の裏書が抹消されていなかった場合、利得償還請求権を取得する者は被裏書人であって裏書人たる受取人ではないとし、民事第五部も、昭和九年【185】において、原審の③資格授与説（資格裏書説）を排斥して②信託裏書説を採用した。ところが、民事第四部は、同年【194】で、民事第二部と同様の③資格裏書説を採用するに至る。だが、これに対して、民事

第五部は、その六日後の【195】において②内外共移転を判示した（しかも、同判決は、取立のためにする債権譲渡を、信託法上の信託と解しているように読める⁽³¹⁾）。

一方、昭和期に入ると、隠れた取立委任裏書・取立のための債権譲渡にかかる訴訟行為につき、新たに制定された旧信託法二一条（新法一〇条）違反の訴訟信託を主張する事案が増え始める。なお、同条違反の効果につき、昭和六年【153】は、【II】訴訟信託の目的でなされた隠れた取立委任裏書は無効になるとしたが、しかし、先に見たように、【I】譲渡担保に関しては、譲渡担保は信託法上の信託でないがゆえに、旧信託法九条（新法八条）の適用はない一方、それは信託類似の他の法律関係として、民法上有効とされていた。となれば、【II】隠れた取立委任裏書・【III】取立のための債権譲渡に関して、資格授与説（資格裏書説）をとり、信託法上の信託ではないとした場合、旧信託法二一条（新法一〇条）の適用はなくなり、当該訴訟行為ないし裏書譲渡・債権譲渡は有効になるようにも思われる。判例は、とくにこの点を問題とすることなく、同条違反を判断しているが、これは、「信託法の信託でない場合については、二一条を類推適用するものといえよう」とされる⁽³³⁾。信託法上の信託には該当しないが、しかし信託類似の法律関係について、判例においても、信託法上の条文の個別的類推適用が肯定されているという点には、注目されてよい。しかしながら、旧法二一条に関しては類推適用を認めながら、上記譲渡担保につき旧法九条の類推適用が認められない法律構成ないし理由づけは、必ずしも明らかではない。このほか、旧信託法制定前において、訴訟信託は、もっぱら明治二六年弁護士法（明治二六年三月四日法律七号）一五条違反（非弁行為）により処理されていた【19】こととの関係で、同条（その後「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」（昭和八年五月一日法律五四号）を経て、現行弁護士法（昭和二四年六月一〇日法律二〇五号）七三条）と、旧信託法二一条（新法一〇条）の適用関係という新たな問題が浮上してきた。

2 戦後

(一) 戦後の判例

戦後の判例の立場は、〔Ⅰ〕譲渡担保・〔Ⅱ〕隠れた取立委任裏書・〔Ⅲ〕取立のための債権譲渡のいずれに関しても、旧信託法制定後の大正後期から昭和前期の議論を、今日に至るまで基本的に引き継いでいる。

(1) 譲渡担保

まず、〔Ⅰ〕譲渡担保に関していえば、第一に、最高裁もまた、譲渡担保につき「信託」的譲渡となる表現を用い（昭和二九年【303】、昭和四九年【523】、昭和五六年【558】）、第二に、その内容は、大正一三年民事連合部判決【114】と同様、特段の意思表示のない限り内外共移転を推定する立場である（昭和三八年【386】、平成五年【624】）。もともと、昨今の担保法学説において、譲渡担保が「信託」である点に言及した文献は少ない。

なお、この点との関係では、第三に、昭和四三年【469】の上告理由が「清算型譲渡担保は所有権の移転を伴わず債権者は単に処分権能と優先弁済権を取得するのみであると解（する原審判決は）所謂授權理論によるものか」と述べていることから知られるように、〔Ⅱ〕隠れた取立委任裏書・〔Ⅲ〕取立のための債権譲渡に関して旧信託法制定後に登場した資格授与説ないし授權行為説（後述）は、譲渡担保の法的構成につき所有権的構成（所有権の信託的譲渡構成）をとった場合にも、譲渡担保権者の権利を制限する理論構成として成り立ち得た。しかしながら、〔Ⅰ〕譲渡担保と、〔Ⅱ〕隠れた取立委任裏書・〔Ⅲ〕取立のための債権譲渡の議論の乖離の結果、〔Ⅱ〕〔Ⅲ〕に関する信託法制定後の議論は、戦後の判例においても、〔Ⅰ〕譲渡担保には反映されなかったのである。この点は、学説にあっても同様であるが、その理由は、隠れた取立委任裏書・取立のための債権譲渡に関する判例の立場が、戦後、譲渡担保と同様の内外共移転構成に確定したこと（後述）と、譲渡担保の法的構成に関して担保的構成が有力化したためであろう。

また、第四に、譲渡担保が信託法上の信託に該当するか否かを直接判示した最高裁判例は見当たらないが、昭和四八年【516】の第一審判決は、「その〔譲渡担保の〕性質は、債権担保という経済的目的を達成するため、所有権移転という法律手段を用いた広い意味の信託行為（信託法にいう狭義の信託をいうのではない。）にほかならず」とし、控訴審判決も、「法上譲渡担保といわれるものは債権担保という経済的目的を達成するために所有権移転担保という経済上の目的の範囲を越えて権利を行使してはならない義務を負担して所有権の移転を受けるという点において一の信託行為（信託法にいう狭義の信託をいうのではない）にほかならないと認識され」とし、そして、かかる理解を前提に、最高裁は、「〔旧〕地方税法七三条の七第三号は信託財産を移す場合における不動産の取得についてだけ非課税とすべき旨を定めたものであり、租税法の規定はみだりに拡張適用すべきものではないから、譲渡担保による不動産の取得についてはこれを類推適用すべきものではない」旨を判示している。

だが、第五に、戦前の昭和五年【152】、昭和七年【163】と同様、信託法上の信託に該当すると認定してよい事例も存在する。最高裁判例では、昭和四六年【504】（「金銭消費貸借信託譲渡契約公正証書」なる書面が作成されている事案）などが問題となるほか、近時の下級審裁判例を見ると、実務においては、明らかに信託法上の信託（＝信託法の規定の適用を見る法律関係の形成）を意図して契約が締結される例も増えてきているように見える。⁽³⁴⁾

（2）隠れた取立委任裏書・取立のための債権譲渡

一方、〔Ⅱ〕隠れた取立委任裏書・〔Ⅲ〕取立のための債権譲渡に関する判例の立場は、第一に、昭和三十一年【314】が「手形行為の効力は、原則として、当事者の具体的意思如何にかかわらず行為の外形に従って解釈せらるべきである」との一般論を説示して以降、信託裏書説（内外共移転構成）で確定した。この点の限りでは、〔Ⅰ〕譲渡担保に関する判例の立場との足並みは、再び揃ったことになる。

しかしながら、このようにして内外共移転説をとった場合には、第二に、譲渡担保におけると同様、隠れた取立委任裏書・取立のための債権譲渡が、信託法上の信託に該当するか否かの問題に直面する。この点に関しては、【314】を引用しつつ内外共移転説を踏襲した昭和四四年【481】の法廷意見に対する、大隅健一郎裁判官の意見が興味深い。大隅裁判官は、昭和六年以来の自説⁽³⁵⁾である授權行為説（権利が内外とも移転しない点では資格授与説と同様であるが、単に手形上の権利者たる形式的資格を授与するだけではなく、自己の名をもって（＝授權（Ermächtigung））その手形上の権利を行使する権限をも付与されていると解する見解）を主張したのであったが、自説に対して想定される批判と、これに対する回答として、次のように述べている。「かかる（＝自説に立った場合の内外共に「非」移転の）裏書が信託法一条にいわゆる財産権の移転その他の処分にあたるかどうか、ひいて同法所定の信託に当たるといかにつき、疑問を生ずるのを免れないであろう。しかし、たといそれが直接には信託法にいわゆる信託にあたらなとしても、この種の裏書が訴訟行為をなさしめることを主たる目的とするものである場合には、同法一条の禁止に触れるものと解すべきことは、同条の立法の趣旨に照らして明らかであると考えられる。すなわち、同意見によれば、授權行為説（その他財産が完全に受託者に移転しない見解）に立った場合には、信託法上の信託ではなくなり、信託法一条の類推適用の問題になるが、内外共移転説に立った場合には、信託法一条が直接適用される信託法上の信託になる、というのである。ここでも、前記「預り金」事例の個所で掲げた、信託成立認定のメルクマール（エ）が、問題となつていことが分かるであろう。

だが、その後の判例において、隠れた取立委任裏書・取立のための債権譲渡が、信託法上の信託に該当するか否かに直接言及したものはなく、以後の判例の争点は、昭和四五年大法廷判決【500】の示した任意的訴訟信託の判断基準「民訴法が訴訟代理人を原則として弁護士に限り、また、信託法一条が訴訟行為を為さしめることを主たる目的とする信託を禁止している趣旨に照らし、一般に無制限にこれを許容することはできないが、当該訴

訴訟信託がこのような制限を回避、潜脱するおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要がある場合には許容するに妨げない」の該当可能性の論点に集中している。

(二) 「預り金」事例との対比

さて、このように見てみると、前章で触れた「預り金」事例において判例・学説が論ずる信託法上の信託の成立認定は、譲渡担保・隠れた取立委任裏書・取立のための債権譲渡といった古典的論点において行われてきた認定判断の成果を、まったく参照していないことが知られる。

第一に、「預り金」事例において判例・学説が掲げる認定要素は、右三つの古典的事例の場合と比較して、格段に緩い。前章 2 (一) (1) に掲げた信託法上の信託の認定のための判断要素(信託の本質的要素) (ア) (オ) は、信託法上の信託と、信託類似の他の法律関係を識別する作業の中から整理されたものであった(すでに見たように、(エ) 受託者の管理・処分権の排他性の要素は、隠れた取立委任裏書・取立のための債権譲渡との関係で明確化された要素であり、(オ) 受託者の権限が受益者の利益のために行使される制約は、譲渡担保と信託法上の信託の違いに関する検討から明確化された要素である)。ところが、「預り金」事例に関する判断では、こうした信託の本質的要素を充足するか否かの検討が行われていない。

第二に、古典的事例においては、たとえ信託法上の信託ではないと認定されても、信託法の規定の個別的な類推適用が考えられていたのに対して、「預り金」事例に関しては、そのような処理がまったく想定されていない。

では、信託法上の信託かどうかの問題になった、他の事案に関してはどうかであろうか。上記担保目的・取立委任目的の名義移転という古典的事案のみが突出した解釈を行っており、他の事案においては、「預り金」事例と同じような認定が行われているのだろうか。

四 団体財産の管理目的の名義移転

1 戦前

「信託」の語を用いる判例のうち、上記担保目的・取立委任目的の名義移転の類型に次いで古いのは、大正期以降に登場する、団体財産の管理目的の名義移転の事案である。

(一) 旧信託法制定前の判例

第一番目に現れた事案は、村落共同体の財産に関する大正二年【14】——A部落の総代として土地の払下げを受けたBら六名が、自己名義の共有登記を経由したのに対して、原審が、同土地はA部落民の共有に属するとしてBらの登記の無効を判示したため、Bらが、本件土地は「信託行為」としてBらに帰属している旨を主張した事案であるが、判旨は、Bらが原審において右「信託行為」の主張を行っていないことを理由に、これを排斥した。

第二に現れたのは、共同事業財産に関する大正四年【26】——AとBが共同事業（製炭事業）を行う目的で払下げを受けた土地の一部をB名義とした事案であり、Bは、本件土地は「信託行為」に基づき自己の所有に帰したと主張したが、判旨は、「委任契約」である旨の原審判断は事実認定に関する事項であるとして、Bの主張を排斥した。

第三に登場したのは、頼母子講の事案であり、そのうち大正五年【44】の判旨は、英米法系の「信託」概念に立脚しているように読めるが、これに對して、翌大正六年【53】は、「講会代表者ノ資格ニ於テ有スル權利ハ一種ノ信託的權利ニシテ講会内部ノ關係ニ於テハ講会規約ニ從ヒ恣ニ之ヲ処分スルコトヲ得サルモ第三者ニ對スル

外部ノ関係ニ於テハ代表者個人ノ權利ト同シク自由ニ之ヲ処分スルコトヲ得」として、先の譲渡担保・隠れた取立委任裏書・取立のための債権譲渡と同様の「信託的譲渡」理論（相対的移転説）に立脚している。

大正九年四月【79】は、上記第一の判例と同様の村落共同体の事案であるが（A町住民の共有地をBら二名の名義で登記した事案、判旨は、「共有者〔A町住民ら〕ニ於テ〔Bら〕兩名ニ管理ヲ托スルニ当リ或必要上之カ所有権ヲ譲渡シタルモノナレハ該譲渡ハ信託行為ニシテ法律上有効ノモノナルコト従来本院ノ判例トスル所ナリ」とする。同年九月【86】も、A村落の住民から委任を受けたBら二名が官有地の払下げを受け登記名義を経由した事案であり、判旨は、「信託関係ニヨリ右〔Bら〕兩名カ登記名義者トナリ……〔Bの相続人が〕該持分ヲ信託的ニ有ストノ事実ハ到底之ヲ認め難ク」との原審判示は多少不明瞭であるが、Bの相続人が無権利者であるとする結論は是認できるとする。

一方、同年五月【81】は、上記第二の判例と同様の共同事業の事案であるが（B社・C社が共同で土地を買収し、転売利益を得る目的の組合契約を締結）、上告理由の表現によれば、B社はイギリス人Aの「受託者」として土地の共有持分の「信託」を受けたものであった。だが、当時、外国人の土地所有は地所質入書入規則（明治六年一月一七日太政官布告一八号）一条により禁止されており、判旨は、BC間の組合契約を強行規定違反無効とした。なお、本件事案は、後に制定される信託法によれば、脱法信託（旧信託法一〇条、新法九条）となる。

その他、大正七年【79】および大正九年十一月【90】は、いずれも財産管理目的の親族への登記名義移転の事案であり、これを【79】の上告理由は「寄託契約（信託関係）」、【90】の上告理由は「信託ニ因ル寄託関係」と表現している（これに対して、判旨中には「信託」の語は登場してこない）。

(二) 旧信託法制定後の判例・学説

大正一一年旧信託法制定後の判例においても、上記第三の頼母子講の事案が多い。大正一五年【127】は、講則において講員Aらと総代Bとの間に「所謂信託関係」がある場合には、落札人Dに対して有する債権は、講員Aではなく総代Bに帰属するので、Dは、自己が講（Aら）に対して有する債権との間で相殺できないとする。昭和一〇年三月【200】は、頼母子講Aの惣代Bの講金取立権は、講惣代たる地位に随伴するので、「縦令信託のニセヨ惣代カ当該講債権ノ譲渡ヲ受ケテ惣代一個人カ其ノ債権者トナリ惣代ノ更送アルモ其ノ信託消滅セスシテ其ノ債権者ニ變動ヲ来ササルカ如キ場合ニ非サレハ」、元講惣代は取立権を有しないとす。他方、同年九月【205】は、「講ノ落札者ノ掛戻債務ニ対スル債権ハ講会ノ規約ニヨリ或ハ未落札者〔構成員Aら〕ニ属スルコトアルヘク又或ハ信託的ニ管理人〔B〕ニ属スル場合モ有ルヘク各講会ニヨリテ必シモ一様ナラス」とするが、これは、前章譲渡担保等の事案において大正期以降に登場した「当事者の意思解釈」論に類似する。

一方、昭和一一年【21】は、Aら信徒の浄財により建築された建物が出納役B名義で登記された事案につき、「本件建物ノ所有権ニシテ真実前記ノ如キ人格ナキ団体ニ属スルモノナリトセハ何人カ適當ナル者ニ其ノ所有権ヲ信託的ニ譲渡スルニ非サレハ實際之カ管理ヲ為スコト困難ナルヲ通常ト為ス左レハ同シク所有ト云フモ其中ニハ單純ナル所有関係ノ外尚斯ノ如キ信託的所有関係モ亦存シ得ルモノト云ハサルヘカラス」とする。

権利能力なき社団の財産の帰属関係に関しては、①法人に関する規定を準用して団体そのものに帰属するとする見解（単独所有説）と、②構成員の共同所有と解する説（合有説・総有説）が対立するが（①は法人實在説、②は法人擬制説と親和性がある）、戦後の判例（最（一小）判昭和三年一月一四日民集一一卷一二号一九四三頁）は、②構成員に帰属するとする見解のうち、総有説に立った。だが、入会団体以外の権利能力なき社団の構成員が有する権利は、登記能力のない入会権ではなく、通常の所有権であるから、登記がなければ第三者に対抗できない。そのため、現実には、代表者や役員等の個人名義の登記がなされることが多いが、しかし、これを登記法の側か

ら捉えると、代表者等が所有権を有していなければ、当該登記は、実体関係に合致しない無効な登記となってしまう。この問題を回避する手法としては、上記【21】のように、構成員が代表者等に不動産を信託的に譲渡する方法があり得る。もともと、同判決にいう「信託的」譲渡が、信託法上の信託か、それとも信託類似の法律関係かは、はっきりしない。

他方、学説においても、この時期、とりわけ権利能力なき社團の法律関係に関して、信託法理を用いた処理を提言する見解が登場した。末弘巖太郎の「民法雑誌帳」の三論文——①「信託法外の信託」(昭和十三年)、②「団体財産と信託法理」(昭和十六年)、③「一般信託法形成の必要と其方法」(昭和十七年)である。⁽³⁶⁾①論文のタイトルからも知られるように、末弘説は、権利能力なき社團の法律関係を、信託法上の信託ではなく、信託類似の法律関係と捉えたうえで、信託法の規定を広汎に類推適用するものである。⁽³⁷⁾

2 戦 後

(一) 家族、組合、権利能力なき社團・財団、入会団体の財産の名義移転

昭和二五年【279】は、妻や自家の前途を心配したAが、不動産を管理目的でBに「信託的に譲渡」した旨の原判決の認定に対して、上告理由が、「信託的」譲渡であるならば旧信託法三条(新法一四条)により登記をしなれば対抗できないと主張したのに対して、「原判決の認めた信託的譲渡は単に信託の趣旨を以てする真実の譲渡を意味するに止まり信託法による信託をいうものでない」とした。新法において、家族信託の活用が期待されている典型的な事案だけに、これを信託法上の信託ではないとする認定は、非常に興味深い。

ところで、前記末弘論文は、登記名義の移転に対して信託法理を援用する際の問題点として、受働信託と評価される危険性を指摘していた。⁽³⁸⁾受働信託の問題は、「預り金」の章で触れた信託の本質的要素のうち、(ウ)受託

者の財産管理・処分権の具体的内容と関連する。すなわち、ここにいる管理・処分の権利義務は積極的なものでなければならず（積極信託（active trust））、単なる名義移転に留まり、受託者が積極的に行うべき権利義務を有しない信託（受働信託（passive trust）ないし名義信託）は、信託法上の信託ではないとされるからである。妻・長男等の親族名義の登記や、贈与に代えて売買を登記原因とする登記なども、受働信託的な側面を有しているが、「農地買収と登記」の論点に関する著名判例である昭和二八年【293】の当事者は、農地法上の譲渡制限を免脱するための他人名義の譲渡を「信託的」譲渡である旨を主張し、昭和二九年一月【299】の当事者は、不動産の返還を回避するため他人に登記名義を移した行為を「一種の信託的行為」であって有効と主張し、九四条二項類推適用法理のリーディングケースとして名高い同年八月【304】の当事者も、競落不動産の登記名義を妾名義にしたのは、信託契約に基づくもので有効と主張している。

権利能力なき社団・財団の生ずる素地のうち、公益も営利も目的としない団体の問題は、一般法人法の制定により、ほぼ解消した。しかしながら、法人設立中の団体に関しては、依然として問題が残る。昭和三六年九月【356】は、発起人が「信託行為」として個人名で不動産を買い受ける場合も財産引受に当り、原始定款に記載がなければ設立後の会社に対して効力を有しないとし、翌一〇月【358】も、発起人組合による買受けにつき同旨を説く。

一方、昭和四七年【506】は、「社団構成員の総有に属する不動産は、右構成員全員のために信託的に社団代表者個人の所有とされるものであるから、代表者は、右の趣旨における受託者たるの地位において右不動産につき自己の名義をもって登記をすることができると解すべきであり、したがって、登記上の所有名義人となった権利能力なき社団の代表者がその地位を失ってこれに代る新代表者が選任されたときは、旧代表者は右の受託者たる地位をも失い、新代表者においてその地位を取得し、新代表者は、信託法の信託における受託者の更迭の場

合に準じ、旧代表者に対して、当該不動産につき自己の個人名義に所有権移転登記手続をすることの協力を求め、これを訴求することができると解するのが相当である」として、前記末弘説と同様、信託法上の信託の規定の準用を説示する。同様に、沖縄古来の血縁団体である門中に関する昭和五五年【550】は、「本件各土地は、権利能力なき社団である〔A氏〕門中の祠堂の敷地等に利用されたもの……であるが、私法上は構成員の総有に属するものであり、かつて信託的に代表者たる四名の当主の共有名義による登記がされていた」とする【549】の原審も同様。これに対して、昭和五七年【568】は、B神社名義に所有権移転登記が経由されたのは、入会部落であるA部落が独立の法人格を有せず、私下げを受けるにあたって部落有地としての登記方法がなかったためやむをえず行ったもので、所有権の信託的譲渡があったものではないとする原審認定を維持している。その結果、B名義の登記は無権利者の登記と評価されたが、A部落住民の有する権利が入会権であったことから、A部落住民の救済は図られた。しかしながら、すでに触れたように、もしAらの権利が入会権ではなく、通常の所有権であった場合には、同判決の理論構成では、A部落住民敗訴の結論が導かれてしまう。A B間の法律関係につき、信託法上の信託の成立を考えた場合には、判旨のごとく否定的な認定が下されるであろう。しかしながら、末弘説のように、信託法外の信託であるとしたうえで、信託法に関する条文を類推適用することを考えた場合には、B名義の登記を無権利者の登記と評価せずに済んだように思われる。

他方、権利能力なき財団の財産帰属に関しては、社員がいない以上、権利能力なき社団のような構成員への総有的帰属の法律構成をとることができない。だからとて、権利能力のない財団そのものに権利義務が帰属すると解する見解（単独所有説）に立たないとすれば、残る方法は、設立者の定款（旧寄附行為）中に、財団管理者への信託的譲渡の意思を見出すしかあるまい。ここでも、信託法上の信託設定の意思を満たしていない場合の、意思の存在する限りでの、財団法人の規定の類推適用を認めるべきである。なお、昭和四四年【491】の第一審は、権

利能力なき財団の代表者が行った行為につき、代表者が個人責任を負わない旨を説示する際に、財団法人の理事とならんで、公益信託の受託者と同様である旨を説示している。

(二) 公法関係と信託

以上のように、団体の規模が、①家族集団から、②組合・社团、③入会集団までの場合には、信託法理は融通無碍に援用される。ところが、③入会集団たる村落共同体の近代的再編組織であるところの、④市町村になると、それまで法律関係を信託で説明することに積極的であった見解は、(おそらくは古典的な公法・私法峻別論を念頭に置いたためであろう) 突如としてトーンダウンする。まして、それが⑤国家の単位にまで大きくなると、憲法前文および九七条における「信託」の文言にもかかわらず、この語が日常用語であるとの誤解に基づき、次のような説明すら行われるようになる。「一般的な用語としての『信託』とは、『他人を信託してものごとを委託すること』とされる(三省堂『公辞林』)。法学上でも日本国憲法前文の『……そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、……』や、国連信託統治領といった場合など、この意味に使われることもある。しかし、法律上、信託といえば信託法に定義された法的な財産管理制度としての信託である⁽³⁹⁾。このことからすれば、前記「預り金」事例等において、容易に信託法上の信託の成立を認定する論者にあつても、本稿末尾「付表」における憲法関係の判例の挙示は、おそらく無意味な羅列と受け取られるのだろう。

だが、夙に酒井吉栄「憲法前文における『信託』の思想について」(昭和三七年)も指摘しているように、わが憲法に登場する「信託」の語は、以上に見てきた私法上の「信託」概念に由来する。すなわち、わが憲法も規定する国民と国家との間の国政の信託——政治信託(political trust)は、一七世紀イギリスにおいて、私法上の信託《trust》が比喩転化したものである。これは、ジョン・ロックの功績であり、彼は、委託者・受託者・受益

者の三面関係からなる私法上の信託を、人民ないし公共を委託者かつ受益者とし、政府を受託者とする二面関係に置き換えた。彼は、信託と、契約の違いに着眼した。すなわち、契約が、権利義務の双面関係から成り立っているのに対して、信託における受託者は、受益者に対して片面的な債務を負うのみである。そこで、彼は、この信託の法構造を利用して、政府が、国民に対して一方的・片面的な義務を負うとの結論を導こうとしたのである。そして、こうして形成された政治信託の概念は、一八世紀には、イギリス国内における国民と政府の関係、ならびに国外における大英帝国と植民地（インド）の關係の両者を規律する概念として、広く普及・定着することになった。⁽⁴¹⁾

日本国憲法前文の「厳肅な信託」は、右ロックに由来する政治信託の国内面を、マッカーサー草案の《*sacred trust*》經由で継受したものであるが、他方、国際連合の「信託統治（*trusteeship*）」の語もまた、国際連合憲章七三条の《*a sacred trust*》の語に由来し、さらに、この語の淵源は、国際連盟規約二二条に求めることができる。そして、この場合の《*a sacred trust*》概念は、植民地施政国による植民地管理の適正を保つための装置であった。すなわち、上記イギリスに定着した政治信託の思想のうち、国内政策上の理念は日本の憲法の「信託」の語に、植民地政策上の理念は国連の「信託統治」の語に結実したのである。⁽⁴²⁾

しかも、実際の判例においては、かかる憲法上の「信託」の有する具体的な法構造の側面が争われることもある。住民訴訟（納税者訴訟）と、公共信託が、それである。

（１） 住民訴訟（納税者訴訟）

納税者訴訟（昭和三八年六月八日法律九九号による改正前の地方自治法旧二四三条の二に基づく訴訟の呼称）ないし住民訴訟（地方自治法現行二四二条の二に基づく訴訟の呼称）は、昭和二三年七月二〇日法律一七九号による地方自治法改正により新設された制度であり、英米法の「納税者訴訟（*tax payer's suit*）」を母法とするものである。

そして、この制度それ自体の背後にも「信託」の考え方が控えており、地方公共団体の公金や財産は、当該団体の一般住民が納付した租税等の負担によって形成されたものであり、委託者たる住民が、受託者たる地方公共団体に信託したものとされ、その結果、地方公共団体が、受託者たる義務に違反するような行為（公金や財産の違法不当な支出・処分等）を行った場合、受益者たる住民は、地方公共団体および全住民の利益を擁護するために、信託に関するエクイティ上の一般原則に従って、衡平裁判所に対し、当該信託違反行為の防止または是正を請求し得る⁽⁴³⁾。それゆえ、昭和三七年大法院判決【368】の垂水克己裁判官の反対意見（「地方公共団体の財産は納税者の信託したものだから」、飯坂潤夫裁判官の反対意見（「地方公共団体の役職員によって不正に使用され、または浪費された財産は、もともと納税者の納税によって構成され、納税者によって地方公共団体にその使用又は管理を信託されているのであるから」、昭和三八年【387】の第一審判決（「地方自治法第二四三条の二の規定の本来の意義は、地方公共団体の収入となった公金またはこれが形を変えた財産の行方を一種の信託受益者としての住民が追求せんとすることにあるというべきである」、昭和五三年【540】の上告理由（「住民訴訟の母法がアメリカ法にあることはいうまでもないが、米法において納税者訴訟は株主代表訴訟のアナロジーに入っていることは広く認められている。……住民訴訟に株主代表訴訟のアナロジーを認め、衡平法上の要件である信託違反の存在、法律上の他の適切な救済の欠缺等を必要としているのである」）における「信託」の具体的な法構造は、私法上の信託と、基本的に同一である。

もっとも、今日のわが国の判例の立場は、信託法上の信託概念の類推適用につき否定説をとっており、たとえば平成五年【622】（自衛隊関係費納税拒否訴訟）の第一審判決は、「納税者と国との間に信託法上の法理を類推することは、解釈論として無理というほかなく……」「国と国民との間に信託法理を類推すべき根拠はなく……」と述べ、控訴審判決も、「憲法前文第一項にいう『国政は、国民の厳粛な信託によるもの』とは、……いわば日本国憲法が国民主権主義を採用していることを宣明した規定の一つにすぎず、右の規定から、当然に納税者と国と

の間に信託法上の法理を類推適用して、……違憲な支出額に見合う信託財産の信託に該当するところの所得税の納付を拒否する権利が憲法上認められているものと解するのは困難である」として⁽⁴⁴⁾いる。

(2) 公共信託

一方、「公共信託 (Public trust)」の概念は、ローマ法の公物理論が、イギリス法の信託 (trust) と結合し、適用範囲を拡大しつつアメリカにおいて定着したもので、ローマ法における公物が、大気・河川・湖沼・海洋といった自然を客体としていたことから、環境保護のための理論装置として発展したものである⁽⁴⁵⁾。

最高裁判例において、「公共信託」概念が主張され、あるいは判示された事案は、いまだ存在していないが、下級審において、当事者がこの概念を主張した例は、三例ある (①仙台高判平成五年一月二二日判タ八五八号二五九頁……松島の景観維持を理由とする工事差統行禁止仮処分申請、②徳島地判平成二年二月一八日平成七年 (行ウ) 一三三号 LEX/DB-35410079……石炭火力発電所建設用地の原状回復等を求める住民訴訟、③鹿児島地判平成一三年一月二二日平成七年 (行ウ) 一三三号 LEX/DB-38061380……アマミノクロウサギ訴訟)。

上述の住民訴訟 (納税者訴訟) を基礎づける「信託」概念が、憲法前文の定める「信託」の一つと理解されているのと同様 (「国政」の信託中に税金の信託 (＝金銭信託 が含まれる)、公共信託もまた、憲法前文の定める「信託」の一つとして理解されている (「国政」の信託中に国土・自然の信託が含まれる)。一方、「公共信託」は、しばしば「公益信託」と同義と説明されることがあるが、それが公益信託法上の公益信託を指すものか否かは、必ずしも明瞭ではない。私法上の信託における、「預り金」事例は信託法上の信託か、譲渡担保は信託法上の信託か、といった問題状況と、まったく同じ事態が、ここでも立ち現れてくるのである。

(1) 法定信託（擬制信託）とは、コモンロー上の権利を有する者Bが、そこから生ずる受益までも享受することが、衡平法（エクイティ）上確立された原則に反する場合、信託設定の意思表示が存在していないにもかかわらず、衡平法に基づいて、Bを衡平法上の制度である信託の受託者、受益を享受すべき者Cを信託の受益者と擬制して、Bの得た利益のすべてをCに吐き出させるものであり、比較法的には、大陸法における準事務管理と機能的に対応している。不当利得の制度が被害者の「損失」の限りの返還、不法行為も「損害」の賠償であるのに対して、法定信託の場合には、被害者Cの損害額を超えて、擬制受託者Bの取得した利益の全部を請求できる点にメリットがある。このような損害額を超えての利得の請求に対して、「わが民法では、概して消極説が有力であるが、かかる趣旨が実定法化されている例が二、三散見される（特許権法一〇二条、著作権法一一四条等）。木下毅『英米契約法の理論（第二版）』（東京大学出版会、昭和六〇年）四一二頁注(20)。

(2) 四宮和夫『信託法（新版）』（有斐閣、平成元年）一〇六頁。

(3) たとえば信託銀行の「遺言信託」なる商品は、新信託法の下では、遺言信託（新法は五条・六条・一四七条の見出し書でこの用語を用いている）と混同されそうであるが、この商品は、①遺言書の寄託と②遺言執行のみを内容とし、信託の本質的要素である財産の受託者への移転（信託財産は「受託者に属する財産」でなければならない。信託法二条三項）が存在していないから、信託法上の信託ではない。

(4) 道垣内弘人「信託の設定又は信託の存在認定」道垣内弘人Ⅱ大村敦志Ⅱ滝沢昌彦（編）『信託取引と民法法理』（有斐閣、平成一五年）一頁、伊室亜希子①「他人のために金銭を保管すべき者が自己名義で預金した場合における信託成立の可能性」法学論集（関西大）五四巻三号（平成一六年）八頁、同②「預り金の信託的管理——当事者が信託と認識していないのにその契約を信託と認定するメルクマールは何か」米倉明（編著）『信託法の新展開——その第一步をめざして』（商事法務、平成二〇年）三九頁、岸本雄次郎①『信託制度と預り資産の倒産隔離』（日本評論社、平成一九年）、同②「信託と信託類似制度」新井誠（編）『新信託法の基礎と運用』（日本評論社、平成一九年）一二八頁。

(5) 岸本・前掲注(4)②一三九頁以下の用語法による。

(6) 四宮・前掲注(2)一一頁注(二)。

(7) 四宮・前掲注(2)七頁以下。

(8) 四宮・前掲注(2)一一頁注(二)も、「ことに法定代理の場合は信託に類似する」として、【206】を引用する。その他、戦前の裁判例において、信託法上の信託か否かが問題となる事案を総合的に研究した業績として、大阪谷公雄「判例に現れた信託の観念(一)〜(四・完)」民商二三卷二号(昭和一六年)二二二頁、四号五七二頁、五号七二七頁、六号九一六頁。

(9) 譲渡担保が信託法上の信託かを論じた文献としては、以下のものがある。細矢祐治「譲渡担保と信託(一)〜(三・完)」法学新報三四卷六号(大正一三年)一三頁、七号四二頁、九号二四頁、豊浦興七「信託の目的に関する研究」法律論叢(明治大)一三卷二号(大正一四年)一一七頁、青木徹二「売渡担保の信託性を論ず」日本弁護士協会録事二九卷八号(大正一四年)二頁、入江眞太郎①「売渡担保は信託なりや」法学志林二八卷四号(大正一五年)三〇頁、同②「従来の信託行為と信託法に於ける信託との関係を論ず」法学新報三八卷二号(昭和三年)六三頁、同③「判例より見たる信託法上の信託」法曹会雑誌一二卷一号(昭和九年)三〇頁、近江幸治「担保制度の研究——権利移転型担保研究序説——」(成文堂、平成元年)、田高寛貴「担保法体系の新たな展開——譲渡担保を中心として——」(勁草書房、平成八年)。

(10) たとえば有効説をとる大(民二)判明治三九年一〇月五日民録一三輯一一七二頁の五日後には、通謀虚偽表示であり無効と解する大(民二)判明治三九年一〇月一〇日民録一二輯一二三一頁が登場している。

(11) 隠れた取立委任裏書が信託法上の信託かを論じた文献としては、以下のものがある。大隅健一郎「手形の隠れたる取立委任裏書(一)〜(二・完)」法学論叢二五卷五号(昭和六年)四四頁、六号六二頁、黒野恭成「取立のための譲渡裏書(隠れた取立委任裏書)の理論構成」愛知大学法経論集七九号(昭和五〇年)七七頁、小山賢一「隠れた取立委任裏書(一)〜(五・未完)」岩手大学アルテス・リベラレス(Artes Liberales)三五号(昭和五九年)一二七頁、三六号(昭和六〇年)一二二頁、三七号一三二頁、三九卷(昭和六一年)二二二頁、四二号(昭和六三年)二二九頁、関俊彦「隠れた取立委任裏書の法的構成(特別講義商法5)」法教一一〇号(平成元年)四六頁……〔所収〕竹内昭夫(編)『特別講義商法Ⅱ』(有斐閣、平成七年)一五二頁、小松俊夫「隠れた取立委任裏書の性質」『商法の争点Ⅱ』(ジュリ増、平成五年)三七二頁、今泉邦子「隠れた取立委任裏書について」法学研究(慶應大)七〇巻一号(平成

九年）二九一頁。

(12) 大(民二) 判明治三十九年六月一六日民録一二輯九七五頁、大(民二) 判明治三十九年一〇月一三日民録一二輯二四八頁。

(13) 取立のためにする債権譲渡と信託の関係を論じた文献としては、以下のものがある。清水千尋「取立授権に関する一考察——所謂「取立権授与型」の取立のためにする債権譲渡の再検討(二・未完)」立正法学論集二〇巻一〜四号(昭和六十二年)八九頁、石川美明「『取立のためにする債権譲渡』をめぐる諸問題」明治大学大学院紀要法学篇二四集一号(昭和六十二年)一頁。

(14) この二つの「信託」概念の歴史的生成過程を紹介する文献については枚挙に遑がないが、さしあたり、四宮和夫「信託行為と信託——法律行為による信託関係——(一)〜(五・完)」法協五九巻一号(昭和一六年)三二頁、二七頁、三三六五頁、四四四六頁、七号六一頁……「所収」『信託の研究』(有斐閣、昭和五八年)三頁、加毛明「受託者破産時における信託財産の処遇——二つの『信託』概念の交錯——(一)〜(三・未完)」法協二二四巻二号(平成一九年)一〇二頁、一一号一頁、一二五巻一号(平成二〇年)六五頁、中田英幸『ドイツ信託法理——日本信託法との比較』(東北大学出版会、平成二〇年)。

(15) KOHLER (Josef), *Studien über Mentalreservation und Simulation*, Jherings Jahrbücher für die Dogmatik des heutigen römischen und deutschen Privatrechts, Neue Folge, Bd.16 (1878), S. 91 ff; ders. *Noch einmal Studien über Mentalreservation und Simulation*, Jherings J. Bd.16 (1878), S. 319 ff.

(16) REGELSBERGER (Ferdinand), *Zwei Beiträge zur Lehre von der Cession*, Archiv für die civilistische Praxis, Bd. 63 (1880), S. 157 ff.

(17) 内外論叢一卷四号(明治三五年)九五頁、五号一二九頁、六号一三二頁。近江・前掲注(9)一〇〇頁以下。

(18) DE JONGE (M.), *Das relative Vollmachtsindossament; Teilung der Rechtswirkung*, Grünhuts Zeitschrift für das Privat- und öffentliche Recht der Gegenwart, Bd. 15 (1888), S. 563 ff; DERNBURG (Heinrich), *Pandekten*, Bd. 1, Allgemeiner Theil und Sachenrecht, 3. verb. Aufl. (1892), § 100, S. 232 ff.

(19) 岡野敬次郎『日本手形法』(中央大学・有斐閣、明治三八年)二二七頁以下。小山・前掲注(11)「(1)」一三三

頁以下。

- (20) 松本恭治『手形法』(中央大学・有斐閣、大正七年) 二八〇頁。小山・前掲注(11)「(一)」一三五頁。
- (21) なお、近江・前掲注(9)一一四頁以下は、本判決(38)大正四年判決)を「当事者意思」論に立つ判決のリーディングケースとするが、本文で述べたように、大審院における「当事者意思」論の採用は、すでに、近江・前掲一一〇頁²³も引用する【10】大正元年判決より始まっていたというべきであろう。一方、田中耕太郎・【12】評釈四〇七頁は、「大審院が当事者の意思に依りて決すべき事実問題と為しているのは恐らくは松本博士の前掲の説(『松本・前掲注(20)二七九頁以下』)に従ったものであらうが、斯の如き見解は独逸に於ても存在しないのである」とする。しかし、判例における「当事者の意思解釈」論の採用が、大正元年まで遡るのならば、それは、田中が引用する松本『手形法』(大正七年)はもとより、近江・前掲一一二頁が引用する松本「売渡抵当及動産抵当論」(大正二年)にも先行する。判例の「当事者の意思解釈」論は、いずれの学説に由来するのであらうか。
- (22) 麻島昭一『日本信託業発展史』(有斐閣、昭和四四年) 三七頁。
- (23) 「所収」山田昭(編著)『信託法・信託業法(大正一一年)』(信山社・日本立法資料全集2、平成三年) 四六〇頁。
- (24) 「所収」日本銀行調査局(編)『日本金融史資料明治・大正編(第二五巻・銀行以外の金融機関に関する調査)』(大蔵省印刷局、昭和三六年) 六七九頁。なお、麻島・前掲注(22)四〇頁参照。
- (25) 山内確三郎政府委員(司法次官)は、法案提出の趣旨につき、次のように述べる。「此信託法ヲ提出シマシタ直接ノ関係ハ、是ハ信託業法ガ基ニナルノデアリマス、信託業ノ発達ニ伴ヒマシテ、其取締關係上信託法ノ必要ガ茲ニ生ジタノデアリマス、然ルニ信託業法ヲ作ルト云ヘバ、必ズ信託トハ何ゾト云フコトガ定ラナケレバ、其取締ノ目的ヲ達スルコトガ出来ナイ、信託業法ノ範圍ガ定ラナイ次第、是ガ直接ノ原因デアリマス」(大正一一年二月二八日衆議院信託法案外四件委員會議録(第一回)「信託法・信託業法(大正一一年)」前掲注(23)「資料20」一六二頁。
- (26) 四宮・前掲注(2)二頁以下。
- (27) 四宮・前掲注(2)五九頁。
- (28) 四宮・前掲注(2)一〇頁、中野【262】評釈三五頁以下参照。なお、立法担当者は、譲渡担保(売渡担保)については、信託法の適用がない旨を説明していた。「売渡担保ノ如キ、従来信託行為トシテ、或ハ信託的取引トシテ取扱

ハレテイ居ルモノニシテ、只今述ベマシタ本法ニ於ケル信託ノ性質（旧信託法一条の定義および四条・七条・九条・
 一五条・一六条等の定める性質）……ヲ具備セザルモノニ付キマシテハ、ソレハ矢張何モ此本案ノ適用ヲ受ケルコト
 ハナクソレト、契約其他ノ関係ニ依ツテ其性質ハ自ラ定マルデアラウト思ヒマス」〔大正一一年三月四日衆議院信託
 法案外四件委員會議録（第四回）〕「信託法・信託業法（大正一一年）前掲注（23）〔資料20〕二三三頁以下〔池田寅
 二郎〕」。

（29） 小山・前掲注（11）「（一）」一四五頁。

（30） 小山・前掲注（11）「（二）」一三一頁、一五一頁、一五二頁、「（三）」一三一頁、「（四）」二二一頁。

（31） 小山・前掲注（11）「（三）」一三一頁。

（32） 訴訟信託に関しては、大阪谷公雄「訴訟信託の抗弁」民商二卷一号（昭和一〇年）五八頁、桜田勝義「判例に現
 れた訴訟信託（一）」（四・完）判評九四号（判時四五三三号、昭和四一年）八四頁、一〇〇号（判時四七四号）七二
 頁、一〇六号（判時四九二二号）一〇九頁、一〇八号（判時四九八号、昭和四二年）九七頁、田中實①「訴訟信託につ
 いて」法学研究（慶應大）三三卷四号（昭和三四年）一頁、同②「最近の訴訟信託判例について——続・信託法研究
 ノート」法学研究（慶應大）五三卷二二号（昭和五五年）二三頁、同③「訴訟信託（信託法第一条 運用の動向
 ——最近の判例から」駿河台法学六卷二二号（平成五年）四五頁、田邊光政「訴訟信託禁止の意義をめぐる学説——手
 形譲渡と訴訟信託の抗弁の序説」『上柳克郎先生還暦記念』商事法の解釈と展望（有斐閣、昭和五九年）四六五頁、
 伊藤眞「任意的訴訟担当とその限界」『民事訴訟法の争点（新版）』（ジュリ増、昭和六三年）一〇八頁。

（33） 四宮・前掲注（2）一四三頁。

（34） 名古屋高決昭和五〇年一月六日判時八一一号六六頁、大阪高決昭和六〇年七月二九日判タ五七〇号七四頁、国
 税不服審判所裁決平成一七年一月三十一日裁決事例集六九卷一五三頁など。

（35） 大隅・前掲注（11）。

（36） ①「信託法外の信託（民法雑記帳二三）」法律時報一〇卷七号（昭和一三年）三三頁……〔所収〕『末弘著作集Ⅲ
 民法雑記帳（下巻）』（日本評論社、昭和二八年）六七頁、②「任意的記載事項の法律的性質・団体財産と信託法理
 （民法雑記帳五五）」法律時報一三卷六号（昭和一六年）三九頁……〔所収〕前掲書七三頁、③「一般信託法形成の必

要と其方法 (民法雜記帳七〇) 法律時報 一四卷一〇号 (昭和十七年) 三五頁……〔所収〕前掲書七六頁。

(37) なお、末弘・前掲注(36) ③〔所収〕八一頁は、次のように結ばれている。「人格なき社團の財産關係は信託法の規定を類推適用することによって相当の程度まで適当に処理しうるわけであるが、その他の信託的關係についてもその種類の如何に応じ程度の差こそあれひろく信託法を類推する余地があり、またその必要があるのだと私は考えているのであって、学者の研究がこの方向に進められることを希望してやまない」。

(38) 末弘・前掲注(36) ①〔所収〕七〇頁。

(39) 三菱UFJ信託銀行 (編著) 『信託の法務と実務 (五訂版)』 (金融財政事情研究会、平成二〇年) 三頁。

(40) 『法学教室 (第一期)』五号 (昭和三十七年) 三二頁。

(41) GIERKE (Otto), *Natural Law and the Theory of Society 1500 to 1800*, Translated with an Introduction by BARKER (Ernst), vol. II, Cambridge UP, 1934, Notes to § 16, p. 299.

(42) アラン・プレ／ジャン＝ピエール・コット『ロマンテール國際連合憲章 (國際連合憲章逐条解説) (下)』 (東京書籍、平成五年) 二八九頁。

(43) 成田頼明①「いわゆる納税者訴訟について——米国におけるこの制度の運用とわが地方自治法第二四三条の二における若干の問題点 (一)〜(五・未完)」自治研究二九卷六号 (昭和二十八年) 五六頁、七号五九頁、八号三六頁、三〇卷一号 (昭和二十九年) 一四一頁、二五五頁、同②「納税者訴訟」ジュリ一二五号 (昭和三十三年) 四六頁、同③「監査請求及び納税者訴訟について (一)〜(六・完)」自治研究三三卷三号 (昭和三十三年) 二二頁、四号四四頁、六号五五頁、三四卷一号 (昭和三十三年) 一三一頁、七号八一頁、一一号八五頁。

(44) さらに、大阪地判平成八年三月二七日判時一五七七号一〇四頁・判タ九二七号九四頁 (確かに、憲法前文には『信託』の文言が用いられてはいるが、これは国民が国政のあり方を最終的に決定する主権者であることを比喩的に表現したものにすぎず、これをもって信託法の規定を直截に類推する根拠とすることは困難であり、結局、国民と国との間に信託法上の法理を類推することは、解釈論として採ることができないというほかはない)、大阪地判平成八年五月二〇日判時一五九二号一三三頁・判タ九三三三九七頁 (「日本国憲法が国費支出の監督制度として間接民主主義の制度のみを選択していること及び信託法は私的契約に基づく關係を規律する規定であることに照らすと、原告ら

主張のように国民あるいは納税者と国との間に信託法の法理を類推することは解釈論として無理というほかはない」。

(45) 山本順一①『「公共信託」法理(“Public Trust” Doctrine) 研究序説』早稲田政治公法研究五号(昭和五十一年)三一頁、同②「公共信託法理の一断面」早稲田政治公法研究九号(昭和五十五年)一九二頁、川瀬一弥「環境資源の法的保護——アメリカにおける公共信託理論の展開を中心に」(一)(三・未完)国学院法研論叢一八号(平成三年)二三頁、一九号(平成四年)六三頁、二〇号(平成五年)三一頁、小滝敏之「地方政府の公共信託責任と住民の自律的財政統制(上)(下)」自治研究七八巻一号(平成一四年)四一頁、三号四〇頁。

〔付表〕「信託」の語の登場する大審院・最高裁判例

A = 信託法・信託業法の全面的適用を肯定してよいか否かが問題となる事例

A1 = 担保目的の財産移転（売渡担保・譲渡担保）

A2 = 取立委任目的の財産移転（隠れた取立委任裏書・取立のための債権譲渡等）

A3 = 団体財産管理目的の財産移転（組合、権利能力なき社団・財団、入会団体等）

A4 = 親族間の財産管理目的の財産移転

A5 = その他（A1・A2・A3・A4以外）の目的の財産移転

B = 信託法・信託業法等の規制の全面的適用を肯定してよい事例

C = 公法関係

D = その他（ただ単に「信託会社」の語が登場するにすぎないもの等）・不明

なお、C（公法関係）、D（その他）に関しては、判例評釈の挙示を省略した。

I 戦前（大審院判例）

[1]	大（民1）判明治41年10月20日民録14輯1026頁	A1 当事者は売渡担保を主張（山林）
[2]	大（民2）判明治41年11月20日民録14輯1206頁	A1 ? 売買名義の寄託（家屋）
[3]	大（民2）判明治41年12月7日民録14輯1268頁	A2 取立のための債権譲渡
[4]	大（民1）判明治42年10月26日民録15輯803頁	A2 取立のための債権譲渡
[5]	大（民1）判明治43年2月15日民録16輯95頁	A1 担保目的の手形裏書
[6]	大（民1）判明治43年5月24日民録16輯422頁	A1 ? 信用目的の登記名義移転（土地）
[7]	大（民1）判明治44年4月15日民録17輯221頁	A1 売渡担保（山林）
[8]	大（民2）判明治45年4月19日民録18輯414頁	A2 手形の信託的譲渡
[9]	大（民2）判明治45年7月8日民録18輯691頁	A1 売渡抵当（土地）
[10]	大（民2）判大正元年10月7日民録18輯815頁	A1 売券担保（漁業権・動産）
[11]	大（民2）判大正元年10月11日民録18輯832頁	A2 取立のための債権譲渡
[12]	大（民2）判大正元年10月18日民録18輯879頁	A2 取立のための債権譲渡
[13]	大（刑2）判大正2年2月17日刑録19輯209頁	A2 取立のための債権譲渡
[14]	大（民1）判大正2年3月20日民録19輯158頁	A3 入会団体の代表者名義の登記
[15]	大（民2）判大正2年6月4日民録19輯401頁	A5 競落の引受（不動産）
[16]	大（民1）決大正2年8月9日民録19輯679頁	B 無尽講（信託）会社の事業
[17]	大（刑3）判大正2年10月9日刑録19輯955頁（附帯私訴）	A1 売切抵当（山林）
[18]	大（民1）判大正3年2月3日新聞930号21頁	A1 売渡抵当（不動産）
[19]	大（民2）判大正3年4月22日民録20輯313頁	A2 手形の取立委任裏書
[20]	大（民2）判大正3年5月1日民録20輯359頁(46)	A2 手形の隠れた取立委任裏書
[21]	大（刑1）判大正3年7月7日刑録20輯1431頁	A1 売切担保（動産）
[22]	大（民2）判大正3年11月2日民録20輯865頁(47)	A1 売渡担保（動産）
[23]	大（民2）判大正3年11月20日民録20輯967頁	A1 売渡担保（家屋）
[24]	大（民2）判大正4年1月25日民録21輯45頁(48)	A1 売渡担保（家屋）
[25]	大（民2）判大正4年2月22日民録21輯174頁	A1 売渡担保（不動産）
[26]	大（民2）判大正4年4月8日民録21輯464頁	A3 共同事業における登記名義の委任
[27]	大（民3）判大正4年4月14日民録21輯497頁	B 信託会社への委託（建物）
[28]	大（民3）判大正4年4月17日民録21輯510頁	A2 頼母子講の会主・世話人の取立権能
[29]	大（刑2）判大正4年5月27日刑録21輯682頁	A1 売渡担保（動産）
[30]	大（民3）判大正4年5月29日民録21輯855頁	A2 ? 債権の信託的譲渡
[31]	大（民3）判大正4年6月2日新聞1031号27頁	A1 売渡抵当（不動産）
[32]	大（民2）判大正4年7月12日民録21輯1126頁	A4 ドイツの家族信託財産（傍論）
[33]	大（民3）判大正4年10月6日民録21輯1603頁	A1 売渡担保（鉱業権持分）
[34]	大（民3）判大正4年10月16日民録21輯1705頁	A1 当事者は譲渡担保を主張（土地）
[35]	大（民3）決大正4年10月23日民録21輯1755頁(49)	D 信託会社による抵当権設定

信託法上の信託か、信託類似の他の法律関係か

[36]	大（民１）判大正４年11月９日民録21輯1845頁	A2 取立のための債権譲渡
[37]	大（民２）判大正４年12月２日民録21輯1971頁	A1 売渡担保（年金）
[38]	大（民３）判大正４年12月25日民録21輯2212頁	A1 売渡担保（漁業権）
[39]	大（民１）判大正５年３月24日民録22輯657頁	A1 売渡抵当（土地）
[40]	大（民３）判大正５年７月12日民録22輯1507頁	A1 売渡担保（動産）
[41]	大（民３）判大正５年９月20日民録22輯1821頁	A1 売渡抵当（家屋）
[42]	大（民１）判大正５年10月10日新聞1182号30頁	A1 売渡抵当（不動産）
[43]	大（民３）判大正５年11月８日民録22輯2193頁	A1 売渡抵当（地所建物）
[44]	大（民３）判大正５年11月22日民録22輯2281頁	A3 講の債権・抵当権の会主への移転
[45]	大（民３）判大正５年11月22日民録22輯2295頁(50)	B 金銭貸付業
[46]	大（民２）判大正６年１月18日民録23輯167頁	A1 売渡抵当（土地）
[47]	大（民２）判大正６年１月25日民録23輯24頁	A1 売渡担保（動産）
[48]	大（民３）判大正６年２月28日民録23輯322頁	A3 共有山林の信託的登記
[49]	大（民２）決大正６年９月６日民録23輯1315頁	A1 ？信託的譲渡（担保？）（電話加入権）
[50]	大（民３）判大正６年９月19日民録23輯1483頁	A1 売渡担保（建物）
[51]	大（民２）判大正６年９月20日民録23輯1445頁	A1 買戻約款付売買（宅地建物）
[52]	大（民２）判大正６年11月15日民録23輯1780頁	A1 売渡抵当（動産）
[53]	大（民２）判大正６年11月29日民録23輯1888頁	A3 頼母子講の代表者の有する掛戻講金債権
[54]	大（民３）判大正６年12月８日民録23輯2066頁(51)	A2 取立のための債権譲渡
[55]	大（民２）判大正７年３月７日民録24輯379頁	A1 担保目的の手形の裏書譲渡
[56]	大（民３）判大正７年３月13日民録24輯481頁	A4 親族名義の登記（土地）
[57]	大（民２）判大正７年４月４日民録24輯465頁	A1 売渡担保（不動産）
[58]	大（民１）判大正７年４月９日民録24輯653頁	A4 母親名義の登記（不動産）
[59]	大（民２）判大正７年４月11日民録24輯553頁	A1 売券担保（建物・動産）
[60]	大（民３）判大正７年５月15日民録24輯850頁(52)	A1 譲渡担保（債権・営業？）
[61]	大（刑２）判大正７年６月３日刑録24輯831頁(53)	A1 売渡担保（船舶）
[62]	大（民１）判大正７年７月16日新聞1469号18頁	A1 売渡担保（不動産）
[63]	大（民１）判大正７年８月６日民録24輯1494頁	A1 当事者は売渡抵当を主張（不動産）
[64]	大（民３）判大正７年10月30日民録24輯2087頁	A1 譲渡担保（年金）
[65]	大（民１）判大正７年11月５日民録24輯2122頁	A1 売渡担保（土地）
[66]	大（民２）決大正７年12月16日民録24輯2326頁(54)	D 信託会社の設立登記抹消
[67]	大（民３）判大正８年２月８日民録25輯75頁	A5 債務整理委託目的の登記移転（不動産）
[68]	大（民１）判大正８年４月１日民録25輯599頁	A1 譲渡担保（株券）
[69]	大（民３）判大正８年４月９日民録25輯668頁(55)	A1 当事者は附替抵当を主張（土地）
[70]	大（刑３）判大正８年６月20日新聞1588号21頁	A2 取立のための債権譲渡
[71]	大（民２）判大正８年６月23日民録25輯1074頁(56)	A1 売渡担保（建物・動産）
[72]	大（民１）判大正８年６月24日民録25輯1134頁	A1 売渡担保（建物）
[73]	大（民２）判大正８年７月３日民録25輯1204頁	B 無認可の講の開設
[74]	大（民１）判大正８年７月４日民録25輯1215頁(57)	A1 売渡担保（鉱業権持分）
[75]	大（民３）判大正８年７月９日民録25輯1373頁(58)	A1 売渡担保（動産・電話使用权）
[76]	大（民３）判大正８年12月３日民録25輯2199頁	A5 財産保全目的の建物の寄託
[77]	大（民１）判大正８年12月９日民録25輯2268頁	A1 売渡担保（客体不明）
[78]	大（民３）判大正９年３月13日民録26輯312頁	D 信託会社への小作米債権譲渡
[79]	大（民２）判大正９年４月19日民録26輯542頁(59)	A3 管理目的の共有土地の登記移転
[80]	大（民２）判大正９年４月22日民録26輯597頁	A1 売渡担保（不動産）
[81]	大（民３）判大正９年５月22日民録26輯732頁	A3 共同事業により取得した土地の信託
[82]	大（民３）判大正９年６月２日民録26輯839頁(60)	A1 売渡担保（建物）
[83]	大（民２）判大正９年６月21日民録26輯1028頁	A1 売渡担保（電話加入権）
[84]	大（民２）判大正９年６月24日新聞1745号22頁	A1 売渡担保（土地）

[85]	大(民2)判大正9年7月26日民録26輯1259頁	A1 売渡担保(土地共有権)
[86]	大(民1)判大正9年9月3日民録26輯1231頁	A3 私下官有地の単独登記名義
[87]	大(民3)判大正9年9月25日民録26輯1389頁	A1 売渡担保(建物)
[88]	大(民2)判大正9年11月22日民録26輯1730頁	A1 売渡担保(土地)
[89]	大(民2)判大正9年11月22日民録26輯1856頁	A1 売渡担保(山林)(傍論)
[90]	大(民3)判大正9年11月27日民録26輯1797頁	A4 家産保護目的の土地建物の寄託
[91]	大(刑2)判大正9年12月2日刑録26輯848頁	A2 取立委任のための債権譲渡
[92]	大(民1)判大正9年12月21日新聞1825号21頁	A2 取立委任のための債権譲渡
[93]	大(民3)判大正10年1月29日民録27輯154頁	B 信託業者の「営業の範囲」
[94]	大(民3)判大正10年2月2日民録27輯178頁(61)	B 無尽営業者の「営業の範囲」
[95]	大(民3)判大正10年3月5日民録27輯475頁(62)	A1 売渡担保(宅地)
[96]	大(民3)判大正10年3月23日民録27輯570頁(63)	A1 売渡担保(動産)
[97]	大(民1)判大正10年3月25日民録27輯660頁(64)	A1 売渡抵当(土地建物)
[98]	大(民2)判大正10年5月23日民録27輯957頁(65)	D 信託会社による貸金請求
[99]	大(民2)判大正10年5月30日民録27輯1024頁(66)	A1 売渡担保(鉱区試掘権)
[100]	大(民2)判大正10年9月29日民録27輯1707頁(67)	D 信託会社による貸金請求
[101]	大(民3)判大正10年10月22日民録27輯1749頁(68)	A5 債務免脱目的の虚偽表示(地所)
[102]	大(刑1)判大正10年12月9日新聞1933号11頁・評論10巻刑法206頁	A1 売渡担保(不動産)(傍論)
[103]	大(民3)判大正11年3月15日民集1巻104頁(69)	A1 売渡担保(不動産)
[104]	大(民3)判大正11年6月3日民集1巻276頁(70)	A1 売渡担保(電話加入権)
[105]	大(民3)判大正11年6月3日民集1巻280頁(71)	D 信託会社による配当異議請求
[106]	大(民2)判大正11年6月26日新聞2023号19頁	A1 売渡担保(動産・運送品)
[107]	大(民3)判大正11年7月19日民集1巻405頁(72)	D 信託会社による約束手形金請求
[108]	大(刑3)判大正11年9月27日刑集1巻483頁(73)	D 信託会社の創立総会における虚偽報告
[109]	大(刑2)判大正11年10月16日新聞2053号19頁・評論11巻刑法329頁	A5 売却委託目的の登記名義移転
[110]	行(2)判大正13年2月16日行録35輯57頁	B 無免許の信託会社
[111]	大(刑6)判大正13年7月12日判例彙報35巻下刑110頁	D 信託会社から融通された見せ金
[112]	大(民2)判大正13年10月20日新聞2331号19頁	A5 債務整理委託目的の登記移転(不動産)
[113]	大(民3)決大正13年11月15日新聞2338号18頁	A4 信託的な登記名義移転(一般論)
[114]	大(民連)判大正13年12月24日民集3巻555頁(74)	A1 売渡抵当(不動産)
[115]	大(民1)判大正14年7月2日民集4巻388頁(75)	A2 隠れた取立委任裏書
[116]	大(民3)判大正14年7月25日新聞2475号13頁	A1 売渡担保(不動産)
[117]	大(民2)決大正14年9月22日民集4巻467頁(76)	A1 売渡担保(不動産)
[118]	大(民2)判大正14年10月27日民集4巻648頁(77)	D 信託会社による約束手形金請求
[119]	大(刑3)判大正14年12月23日新聞2525号9頁・評論15巻刑法29頁	A1 売渡担保(動産)
[120]	大(民3)判大正15年4月21日民集5巻271頁(78)	B 信託法理(一般論)
[121]	大(民2)判大正15年6月1日民集5巻593頁(79)	A2 隠れた取立委任裏書
[122]	大(民2)判大正15年7月20日民集5巻636頁(80)	A2 取立のための債権譲渡
[123]	大(民1)判大正15年7月22日民集5巻647頁(81)	D 信託会社による手形金請求
[124]	大(刑6)判大正15年8月3日新聞2616号11頁・評論15巻民法1082頁	A1 売渡抵当(土地)
[125]	大(民1)判大正15年9月9日新聞2630号11頁・評論16巻民法745頁	A5 他人名義の地券下付(納税の便宜目的)
[126]	大(刑4)判大正15年10月2日刑集5巻435頁	A2 取立のための債権譲渡
[127]	大(民3)判大正15年10月10日評論16巻民法424頁	A3 無尽講の総代による債権債務の処分
[128]	大(民2)判大正15年12月17日民集5巻854頁(82)	A1 売渡担保(船舶)
[129]	行(1)判昭和2年1月13日行録38輯85頁	B 信託会社による信託法上の信託(不動産)

信託法上の信託か、信託類似の他の法律関係か

[130]	大（民3）判昭和2年5月21日民集6巻395頁(83)	D 上告理由が青木徹二『信託法論』を引用
[131]	大（民2）判昭和2年6月14日民集6巻629頁(84)	A2 取立委任のための裏書譲渡
[132]	大（民1）判昭和2年6月20日民集6巻354頁(85)	A2 訴訟行為を目的とする債権譲渡
[133]	大（刑6）判昭和2年7月12日刑集6巻266頁	D 信託会社の専務取締役の横領
[134]	大（民3）判昭和2年7月27日新聞2740号14頁・評論16巻民法1124頁	A2 訴訟行為を目的とする債権譲渡
[135]	大（民2）判昭和2年12月17日新聞2804号16頁	A1 売渡担保（動産?）
[136]	大（民2）判昭和3年2月28日民集7巻107頁(86)	A2 取立のための債権譲渡
[137]	大（民2）判昭和3年4月12日民集8巻412頁(87)	B 信託契約公正証書による保存登記（建物）
[138]	大（民3）判昭和3年4月28日大審裁判例4巻民30頁・法律新報148号12頁	A1?A4?担保目的?保管目的?（不動産）
[139]	大（民1）判昭和3年7月4日新聞2875号5頁・評論17巻民法963頁	A2 訴訟信託（債権譲渡）
[140]	大（民1）判昭和3年7月19日新聞2893号12頁・評論17巻商法577頁	D 信託会社を受取人とする手形振出
[141]	大（民3）判昭和3年11月28日民集7巻1008頁(88)	B 担保附社債信託
[142]	大（刑4）判昭和4年5月28日新聞3044号12頁・評論18巻諸法455頁(89)	A1 売渡担保（山林）
[143]	大（民1）判昭和4年10月28日評論19巻諸法149頁	A2 訴訟信託（債権譲渡）
[144]	大（民3）判昭和4年12月7日民集8巻906頁(90)	A2 隠れた取立委任裏書
[145]	大（民4）判昭和4年12月21日新聞3081号11頁・評論19巻商法140頁	A2?信託会社への手形の裏書譲渡
[146]	大（民1）判昭和5年5月8日新聞3127号7頁	A2 訴訟信託（裏書譲渡）
[147]	大（民1）判昭和5年6月16日民集9巻550頁(91)	D 信託会社からの借財・抵当権設定
[148]	大（民1）判昭和5年9月16日新聞3180号14頁・評論19巻民法1276頁	A1 売渡担保（土地）
[149]	大（民4）判昭和5年9月17日民集9巻812頁(92)	A2 取立委任のための裏書譲渡
[150]	大（民2）決昭和5年9月23日民集9巻918頁(93)	D 信託会社による抵当権設定
[151]	大（民4）判昭和5年10月8日評論20巻民法18頁	A1 譲渡担保（債権）
[152]	大（民2）判昭和5年10月28日民集9巻1055頁(94)	A1 譲渡担保（債権）
[153]	大（民1）判昭和6年4月23日新聞3265号16頁・評論20巻諸法316頁	A2 訴訟信託（裏書譲渡）
[154]	大（民5）判昭和6年4月24日新聞3269号7頁	A2 訴訟信託（債権譲渡）
[155]	大（民3）判昭和6年8月29日法律新報267号10頁	A1 譲渡担保（土地）
[156]	大（民3）判昭和6年10月28日評論20巻商法822頁	A2 訴訟信託（債権譲渡）
[157]	大（民3）判昭和6年11月14日民集10巻1060頁(95)	B 担保附社債信託
[158]	大（刑3）判昭和6年11月15日評論21巻刑法24頁	A1 売渡担保（動産・預金債権）
[159]	大（民3）判昭和6年11月25日新聞3344号14頁	A2 訴訟信託（土地の贈与）
[160]	大（民1）判昭和6年11月26日大審院裁判例5巻民254頁	A1 譲渡担保（預金債権）
[161]	大（民2）判昭和6年12月1日民集10巻1149頁(96)	A1 債権担保目的の手形裏書
[162]	大（民1）判昭和6年12月24日大審院裁判例5巻民296頁	A2 訴訟信託（債券の買受）
[163]	大（民5）決昭和7年1月22日民集11巻41頁(97)	B 信託会社との間の担保目的の不動産信託
[164]	大（民1）判昭和7年3月10日法学1巻下354頁	A2 訴訟信託（債権譲渡）
[165]	大（民3）判昭和7年3月30日評論21巻民法387頁	A1 譲渡担保（動産?）
[166]	大（民4）判昭和7年4月23日民集11巻689頁(98)	B 信託業者による債権の譲受
[167]	大（民1）判昭和7年4月28日新聞3408号10頁・評論21巻民法532頁	D 信託会社からの債権・抵当権の譲受
[168]	大（民5）判昭和7年5月17日民集11巻991頁(99)	A1 売渡担保（土地）
[169]	大（民4）判昭和7年6月18日民集11巻1176頁(100)	A2 訴訟信託（債権譲渡）
[170]	大（民5）判昭和7年7月5日新聞3448号13頁・評論21巻民訴434頁	A2 組合員から組合長への訴訟信託
[171]	大（民1）判昭和7年9月5日民集11巻1739頁(101)	A1 信託的質権設定（記名株式）

[172]	大(民4)判昭和7年9月14日新聞3463号7頁	A1 売却担保(土地)
[173]	大(民2)決昭和7年12月6日大審裁判例6巻民329頁	A1 譲渡担保(不動産)
[174]	大(刑2)判昭和7年12月15日刑集11巻1858頁(102)	A4・B 遺言による信託法上の信託(株券)
[175]	大(民2)判昭和8年3月14日民集12巻350頁(103)	B 信託会社による信託財産への質権設定
[176]	大(民2)判昭和8年3月31日新聞3546号17頁・評論22巻民法549頁	A2 取立委任目的の債権譲渡
[177]	大(民4)判昭和8年4月15日民集12巻637頁(104)	A1 売券抵当(不動産)
[178]	大(民5)判昭和8年4月25日民集12巻870頁(105)	A2 訴訟信託(小切手の取得)
[179]	大(民4)判昭和8年4月26日民集12巻767頁(106)	A1 売渡担保(土地)
[180]	大(民3)判昭和8年5月10日大審院裁判例7巻民111頁	A1 売渡担保(動産)
[181]	大(民5)判昭和8年10月13日民集12巻2502頁(107)	B 旧信託法24条(傍論)
[182]	大(刑2)判昭和8年11月9日評論22巻刑法423頁	A1 譲渡担保(土地)
[183]	大(民5)判昭和8年12月19日民集12巻2882頁(108)	A5 許害信託としての手形振出
[184]	大(民1)判昭和8年12月28日民集12巻3008頁(109)	A1 譲渡担保(土地)
[185]	大(民5)判昭和9年2月13日民集13巻133頁(110)	A2 隠れた取立委任裏書
[186]	大(民5)判昭和9年2月16日法学4巻95頁	B 無尽会社の担保目的の不動産の譲受
[187]	大(刑1)判昭和9年4月23日刑集13巻503頁	A2 取立のための債権譲渡
[188]	大(民2)判昭和9年5月29日新聞3706号13頁・評論23巻諸法400頁(111)	B 信託法上の信託(不動産)
[189]	大(民4)判昭和9年6月16日民集13巻1729頁(112)	D 支払場所を信託会社と定めた手形振出
[190]	大(民2)判昭和9年6月26日民集13巻1176頁(113)	A2 訴訟信託(債権譲渡)
[191]	大(民1)決昭和9年7月9日民集13巻1311頁(114)	B 許害信託(抵当権付債権)
[192]	大(民2)判昭和9年8月3日民集13巻1536頁(115)	A1 売渡担保(船舶)
[193]	大(民5)判昭和9年8月7日民集13巻1588頁(116)	A2 取立のための債権譲渡
[194]	大(民4)判昭和9年11月10日法学4巻501頁	A2 隠れた取立委任裏書
[195]	大(民5)判昭和9年11月16日新聞3785号12頁・評論23巻諸法263頁	A2 取立のための債権譲渡
[196]	大(民3)判昭和10年3月6日法学4巻1191頁	A5 受託者名義での預金
[197]	大(刑1)判昭和10年3月7日新聞3817号11頁・評論24巻諸法335頁	B 無免許での信託業
[198]	大(民5)判昭和10年3月12日民集14巻467頁(117)	D 信託会社からの金員騙取
[199]	大(刑3)判昭和10年3月13日刑集14巻223頁(118)	A5 許害信託(債権)
[200]	大(民3)決昭和10年3月13日大審院判決例9巻民66頁	A3 頼母子講の前総代名義の債権・抵当権
[201]	大(民5)判昭和10年4月26日民集14巻735頁(119)	B 担保附社債信託法の引用(傍論)
[202]	大(民5)判昭和10年6月7日大審院裁判例9巻民162頁	A1 売渡担保(不動産)
[203]	行(1)判昭和10年7月11日行録46輯548頁(120)	D 信託会社が有する抵当権付債権
[204]	大(民1)判昭和10年8月8日民集14巻1695頁(121)	B 許害信託(手形の裏書譲渡)
[205]	大(民5)判昭和10年9月20日評論24巻民法908頁	A3 講の落札者の掛戻債務に対する債権
[206]	大(民2)判昭和10年10月4日民集14巻1954頁(122)	A4 親権者名義の貯金債権
[207]	大(民5)判昭和10年10月15日新聞3904号18頁	A2 取立委任のための債権譲渡
[208]	大(民2)判昭和10年11月22日法学5巻637頁	A1 売券抵当(土地)
[209]	大(民4)判昭和10年11月27日法学5巻642頁	A1 譲渡担保(電話加入権)
[210]	大(民1)判昭和10年12月19日大審院裁判例9巻民333頁	A3 組合財産の管理人への信託的譲渡(建物)
[211]	大(民1)判昭和11年2月10日大審院裁判例10巻民27頁	A3 信徒団体の代表者名義の建物登記
[212]	大(民4)判昭和11年4月11日民集15巻621頁(123)	D 信託会社への債権譲渡
[213]	大(民2)判昭和11年6月12日大審院裁判例10巻民135頁	A3 村落の代表者の金員受領
[214]	大(刑1)判昭和11年12月24日刑集15巻1658頁	D 信託会社の重役による横領

信託法上の信託か、信託類似の他の法律関係か

[215]	大（民１）判昭和12年２月15日大審院判決全集４巻４号４頁	A4 相続人の後見人名義の登記（不動産）
[216]	大（民３）判昭和12年２月24日法学６巻778頁	A5 会社間の合併条項の定める信託の受託
[217]	大（刑３）判昭和12年５月26日刑集16巻787頁	A2 取立のための手形譲渡
[218]	大（民１）判昭和12年６月７日法学６巻1321頁	A4 財産保護目的の土地建物の譲渡
[219]	大（民４）判昭和12年７月10日民集16巻1209頁(124)	A1 敷金
[220]	大（民２）決昭和12年10月５日民集16巻1496頁(125)	A1 譲渡担保（債権）
[221]	大（民１）判昭和12年12月６日大審院民事判例集16巻1711頁(126)	B 信託会社による受託債権の譲渡
[222]	大（民１）判昭和12年12月９日大審院判決全集５巻３号７頁	B 担保附社債信託
[223]	大（民３）判昭和12年12月28日大審院民事判例集16巻2082頁(127)	A4 保管目的の登記名義移転（土地）
[224]	大（民５）判昭和13年２月８日民集17巻100頁(128)	A3 産業組合の理事の財産管理義務
[225]	大（民４）判昭和13年３月16日民集17巻423頁(129)	D 信託会社による貸付・抵当権設定
[226]	大（民２）判昭和13年３月29日民集17巻523頁(130)	A2 取立のための債権譲渡
[227]	大（民５）判昭和13年７月22日民集17巻1454頁(131)	A2 訴訟信託（債権譲渡）
[228]	大（民４）判昭和13年９月21日民集17巻1854頁(132)	A4 家産保護目的の登記名義移転（土地建物）
[229]	大（民３）判昭和13年９月28日民集17巻1759頁(133)	A2 白紙委任状記名株券の交付
[230]	大（刑３）判昭和14年４月14日刑集18巻215頁(134)	D 信託会社からの借入
[231]	大（民１）判昭和14年４月24日新聞4434号13頁・評論28巻諸法483頁	A1 担保目的の建物の名義移転
[232]	大（民３）判昭和14年８月５日法学９巻86頁	A4 妻の知人名義の債権の譲受
[233]	大（民５）判昭和14年12月12日新聞4508号14頁・評論29巻諸法75頁	A4 戸主の単独名義の登記（土地）
[234]	行（３）判昭和15年１月27日行録51輯25頁(135)	D 信託会社による家屋の競落
[235]	大（民５）判昭和15年２月27日民集19巻239頁(136)	A2 訴訟信託（債権譲渡）
[236]	大（民４）判昭和15年３月９日民集19巻373頁(137)	A1 譲渡担保（動産）
[237]	大（民３）判昭和15年３月９日評論29巻民法668頁	B 信託会社による不動産管理
[238]	行（１）判昭和15年５月18日行録51輯240頁(138)	D 信託会社による貸付・抵当権設定
[239]	大（民２）判昭和15年６月７日法学９巻1260頁	D 信託会社による温泉引用権の譲渡
[240]	大（民４）判昭和15年７月20日民集19巻1210頁(139)	A3 頼母子講の世話人の事務処理
[241]	大（民３）判昭和15年９月21日民集19巻1701頁(140)	B 信託法上の信託（信託会社への金銭信託）
[242]	大（民４）判昭和15年９月28日民集19巻1897頁(141)	B 神田銀行事件（信託業務）（一般論）
[243]	行（３）判昭和15年12月24日行録51輯787頁(142)	A4 管理委託目的の登記名義移転（土地建物）
[244]	大（民２）判昭和15年12月24日民集19巻2402頁(143)	B 会社の創立事務の信託
[245]	行（１）判昭和16年１月14日行録52輯１頁(144)	D 信託会社による貸付・抵当権設定
[246]	大（民１）判昭和16年１月27日民集20巻25頁(145)	A2 隠れた裏書譲渡
[247]	大（民１）判昭和16年３月17日民集20巻216頁(146)	A2 行使目的の買戻権の譲受（山林）
[248]	大（民５）判昭和16年４月15日民集20巻528頁(147)	B 無尽会社（信託会社）の業法違反
[249]	大（民２）決昭和16年６月３日民集20巻793頁(148)	B 信託会社作成の証明書の不添付
[250]	大（民１）判昭和16年８月７日法律評論30巻民訴315頁	A2 訴訟信託（債権譲渡）
[251]	大（民３）判昭和16年８月30日新聞4747号15頁・評論31巻民法126頁	A5 不動産保全目的の登記名義移転
[252]	大（民４）判昭和16年11月８日法学11巻615頁	A2 取立委任目的の債権譲渡
[253]	大（民２）判昭和17年２月６日法学11巻967頁	A2 訴訟信託（債権譲渡）
[254]	大（民１）判昭和17年６月８日新聞4782号19頁・評論31巻諸法419頁	A2 取立委任目的の債権譲渡

[255]	大(民2)判昭和17年7月7日民集21巻740頁(149)	A4 信用維持目的の共有土地の名義移転
[256]	大(民2)判昭和17年9月11日法学12巻316頁	A2 取立委任目的の債権譲渡
[257]	大(民1)判昭和18年2月12日民集22巻69頁(150)	A1 譲渡担保(債権)
[258]	大(民1)判昭和18年4月13日法学12巻786頁	A3 教会の信徒総代による建物譲渡
[259]	大(民4)判平成18年4月21日新聞4844号8頁	A2 隠れた取立委任裏書
[260]	大(民4)判昭和18年10月9日民集22巻1023頁(151)	A3 組合の加入名義の信託的譲渡
[261]	大(民刑連)判昭和18年11月2日民集22巻1179頁(152)	A2 取立委任目的の債権譲渡
[262]	大(民4)判昭和19年2月5日民集23巻53頁(153)	A1 売渡担保(土地建物)
[263]	大(民1)判昭和19年3月14日民集23巻155頁	A2 取立委任目的の債権譲渡
[264]	大(民連)判昭和19年12月22日民集23巻626頁(154)	A4 未成年者の親族による財産管理
[265]	大(民3)判昭和20年8月30日民集24巻60頁	A1 譲渡担保(債権)
[266]	大(民3)判昭和20年11月22日判例総覧民事編1巻15頁	A1 譲渡担保(船舶)

II 戦後(最高裁判例)

[267]	最(大)判昭和23年2月6日刑集2巻2号23頁	C 憲法97条
[268]	最(大)判昭和23年7月29日刑集2巻9号1109頁	B 金銭信託(一般論)
[269]	最(1小)判昭和24年3月31日刑集3巻3号406頁	C 憲法前文(裁判所)
[270]	最(大)判昭和24年5月18日刑集3巻6号839頁	C 憲法97条
[271]	最(大)判昭和24年6月1日民集3巻7号901頁	A5 政治資金の政治団体への信託
[272]	最(3小)判昭和24年6月4日裁判集刑事11号49頁	C 憲法前文
[273]	最(大)判昭和24年6月13日刑集3巻7号998頁	C 憲法97条
[274]	最(大)判昭和24年7月13日刑集3巻8号1264頁	C 憲法97条
[275]	最(大)決昭和24年9月19日刑集3巻10号1598頁	A5 被告人と弁護士の委任ないし信託関係
[276]	最(大)判昭和25年2月1日刑集4巻2号88頁	C 憲法97条
[277]	最(3小)判昭和25年2月28日民集4巻2号93頁(155)	A2 訴訟信託(土地の買受)
[278]	最(大)判昭和25年11月15日刑集4巻11号2257頁	C 憲法97条
[279]	最(1小)判昭和25年11月16日民集4巻11号567頁(156)	A4 管理目的の不動産譲渡
[280]	最(大)判昭和25年11月29日刑集4巻11号2418頁	C 憲法97条
[281]	最(大)判昭和26年1月10日刑集5巻2号149頁	C 憲法前文(公務員)
[282]	最(3小)判昭和26年1月30日民集5巻1号1頁	C 憲法前文(公務員)
[283]	最(3小)判昭和26年8月9日裁判集刑事51号441頁	B 信託会社への金銭信託
[284]	最(2小)判昭和26年9月28日刑集5巻10号1987頁	C 憲法97条
[285]	最(2小)判昭和26年11月30日民集5巻12号759頁	C 憲法97条
[286]	最(3小)判昭和26年12月25日民集5巻13号829頁(157)	B 信託会社による信託法上の信託(借地権)
[287]	最(大)判昭和27年2月20日民集6巻2号122頁	C 憲法前文(公務員)(一般論)
[288]	最(2小)判昭和27年11月21日刑集6巻10号1223頁	C 憲法前文(裁判所)
[289]	最(大)判昭和27年12月24日民集6巻11号1214頁	C 憲法前文(検察官)
[290]	最(大)判昭和27年12月25日刑集6巻12号1401頁	C 憲法前文(裁判官)
[291]	最(1小)判昭和28年1月8日民集7巻1号1頁(158)	A5 売買契約解除後の受領代金(土地建物)
[292]	最(大)判昭和28年4月8日刑集7巻4号775頁	C 公共の信託(公務員)
[293]	最(2小)判昭和28年6月12日民集7巻6号649頁(159)	A5 農地の登記名義の移転
[294]	最(大)判昭和28年6月24日刑集7巻6号1371頁	C 憲法前文(裁判所)
[295]	最(3小)判昭和28年6月30日裁判集刑事83号649頁	A5 診療所の所長のモルヒネの信託的買受
[296]	最(1小)判昭和28年10月1日民集7巻10号1019頁	C 社会信託(私権とくに所有権)
[297]	最(1小)判昭和28年10月15日民集7巻10号1083頁	C 憲法前文(裁判官)
[298]	最(1小)判昭和28年12月24日民集7巻13号1644頁	C 憲法前文(裁判所)
[299]	最(1小)判昭和29年1月28日民集8巻1号276頁(160)	A5 不動産の買戻の回避手段としての売買
[300]	最(2小)判昭和29年2月5日民集8巻2号366頁(161)	B 法令に基づく信託財産化

信託法上の信託か、信託類似の他の法律関係か

[301]	最（2小）判昭和29年4月2日民集8巻4号782頁	D 信託銀行への手形譲渡
[302]	最（1小）判昭和29年4月6日刑集8巻4号405頁	C 憲法前文（立法者）
[303]	最（2小）判昭和29年6月11日民集8巻6号1055頁(162)	A1 譲渡担保（家屋・電話加入権・動産）
[304]	最（2小）判昭和29年8月20日民集8巻8号1505頁(163)	A5 他人名義での家屋の買受
[305]	最（3小）判昭和29年8月24日裁判集民事15号439頁(164)	A5 他人名義での立木の売却
[306]	最（3小）判昭和29年11月16日判時41号11頁・判タ45号30頁(165)	A 金銭保管者の銀行預入
[307]	最（3小）判昭和29年11月16日金法61号4頁	A5 騙取金の受寄者の銀行預金
[308]	最（1小）判昭和30年2月10日税務訴訟資料21号41頁	A1 譲渡担保（動産）
[309]	最（大）判昭和30年3月30日刑集9巻3号562頁	C 憲法前文（公務員・国家）（一般論）
[310]	最（3小）判昭和30年4月26日判タ49号54頁	A2 訴訟信託（裏書譲渡）
[311]	最（大）判昭和30年9月28日民集9巻10号1453頁	C 憲法97条
[312]	最（3小）判昭和30年10月18日刑集9巻11号2263頁	C 信託統治（奄美大島）
[313]	最（大）判昭和31年1月25日刑集10巻1号89頁	C 憲法前文（一般論）
[314]	最（3小）判昭和31年2月7日民集10巻2号27頁(166)	A2 隠れた取立委任裏書
[315]	最（2小）判昭和31年2月17日民集10巻2号86頁	C 憲法前文（一般論）
[316]	最（3小）判昭和31年6月5日民集10巻6号643頁(167)	A1 譲渡担保（土地建物）
[317]	最（3小）判昭和31年6月26日刑集10巻6号874頁(168)	A1 信託的な抵当権設定
[318]	最（2小）決昭和31年8月22日刑集10巻8号1237頁	C 憲法前文・97条（一般論）
[319]	最（1小）決昭和31年8月30日刑集10巻8号1283頁	C 信託統治（南西諸島）
[320]	最（3小）判昭和31年9月25日裁判集刑事114号743頁	C 憲法97条
[321]	最（3小）判昭和31年11月27日法律新聞28号8頁	B ? 信託財産とする旨の当事者の言辭
[322]	最（1小）判昭和31年12月13日刑集10巻12号1637頁	B 信用金庫の業務範囲
[323]	最（3小）判昭和32年2月5日刑集11巻2号483頁	C 憲法97条
[324]	最（3小）判昭和32年9月17日民集11巻9号1540頁(169)	A2 借地権の譲渡人（旧借地権者）の訴訟追行
[325]	最（1小）判昭和32年12月5日民集11巻13号2060頁(170)	A2 隠れた取立委任裏書
[326]	最（2小）判昭和32年12月20日民集11巻14号2307頁	B 上告理由で信託会社に関する判例引用
[327]	最（大）判昭和32年12月28日刑集11巻14号3461頁	C 憲法28条による団結権の労働者への信託
[328]	最（大）判昭和33年1月29日刑集12巻1号70頁	C 憲法97条
[329]	最（1小）判昭和33年1月30日民集12巻1号103頁(171)	A1 譲渡担保?（建物）
[330]	最（2小）判昭和33年1月31日訟務月報4巻3号376頁	D 当事者略歴(大学院で信託を専攻)
[331]	最（2小）判昭和33年5月9日民集12巻7号989頁(172)	A1 信託的な抵当権設定
[332]	最（3小）判昭和33年5月20日刑集12巻7号1416頁(173)	A3 健康保険組合の理事の財産処分
[333]	最（1小）判昭和33年6月5日刑集12巻9号1986頁	D 信託銀行との販売取引
[334]	最（1小）決昭和33年7月10日刑集12巻11号2500頁	C 憲法前文（裁判官）
[335]	最（3小）判昭和33年7月29日民集12巻12号1879頁(174)	A1 譲渡担保（伐採木）
[336]	最（3小）判昭和33年11月4日民集12巻15号3247頁(175)	A1 譲渡担保（土地）
[337]	最（1小）判昭和34年3月5日刑集13巻3号275頁	C 憲法97条
[338]	最（2小）判昭和34年7月3日刑集13巻7号1042頁	C 憲法97条
[339]	最（1小）判昭和34年7月30日刑集13巻8号1215頁	C 憲法前文・97条
[340]	最（2小）決昭和34年8月8日刑集13巻10号2739頁	D 信託銀行の預金元帳（証提資料）
[341]	最（1小）判昭和34年9月17日民集13巻11号1372頁(176)	B 信託銀行による家屋の管理
[342]	最（大）判昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁	C 憲法より信託された裁判官の使命
[343]	最（2小）判昭和35年1月22日民集14巻1号26頁(177)	A1 他人名義での不動産競落（担保目的）
[344]	最（1小）決昭和35年3月17日刑集14巻7号847頁	C 憲法前文
[345]	最（大）判昭和35年6月8日民集14巻7号1206頁	C 憲法前文
[346]	最（3小）決昭和35年6月21日刑集14巻8号981頁(178)	B 銀行・信託会社等の行う「預金」
[347]	最（大）判昭和35年7月6日民集14巻9号1657頁	C 憲法前文・76条

[348]	最 (1 小) 判昭和35年 9 月15日民集14巻11号2146頁(179)	B 信託業者への株式委託
[349]	最 (2 小) 判昭和35年10月21日民集14巻12号2661頁(180)	A3 東京地方裁判所厚生部の取引
[350]	最 (1 小) 判昭和35年12月15日民集14巻14号3060頁(181)	A1 譲渡担保 (山林)
[351]	最 (2 小) 判昭和35年12月23日民集14巻14号3166頁(182)	A2 訴訟信託? (債権譲受)
[352]	最 (大) 判昭和36年 2 月15日刑集15巻 2 号347頁	C 憲法76条
[353]	最 (2 小) 判昭和36年 2 月24日民集15巻 2 号304頁(183)	A2 訴訟信託 (実子への家屋贈与)
[354]	最 (3 小) 判昭和36年 3 月14日民集15巻 3 号444頁(184)	A2 訴訟信託 (貸金債権譲渡)
[355]	最 (1 小) 判昭和36年 7 月 6 日刑集15巻 7 号1054頁(185)	D 投資信託を用いた租税遁脱
[356]	最 (2 小) 判昭和36年 9 月15日民集15巻 8 号2154頁(186)	A3 会社の発起人組合の代表者の土地の買受
[357]	最 (3 小) 判昭和36年10月10日民集15巻 9 号2281頁(187)	A2 訴訟信託 (裏書譲渡)
[358]	最 (3 小) 判昭和36年10月17日判時277号29頁(188)	A3 会社の発起人組合の土地の買受
[359]	最 (2 小) 決昭和36年11月10日裁判集刑事140号77頁	D 信託銀行の口座からの払戻・入金
[360]	最 (2 小) 判昭和37年 1 月19日裁判集民事58号237頁	C 憲法前文・97条
[361]	最 (2 小) 判昭和37年 2 月 2 日裁判集民事58号509頁	A2 隠れた取立委任裏書
[362]	最 (3 小) 判昭和37年 2 月 6 日民集16巻 2 号206頁	C 憲法前文
[363]	最 (3 小) 判昭和37年 2 月15日民集16巻 2 号294頁	C 信託統治地域・憲法97条
[364]	最 (1 小) 判昭和37年 2 月15日裁判集民事58号617頁	A4 実弟への不動産の登記名義移転
[365]	最 (2 小) 判昭和37年 2 月23日訟務月報 8 巻 4 号710頁	A5 配当目的の出資金の提供
[366]	最 (大) 判昭和37年 2 月28日刑集16巻 2 号212頁	D 旧所得税法施行規則97条 2 号
[367]	最 (2 小) 判昭和37年 3 月 2 日民集16巻 3 号423頁(189)	A3 会社設立のための株金の払込
[368]	最 (大) 判昭和37年 3 月 7 日民集16巻 3 号445頁(190)	C 納税者訴訟 (地方自治法242条の2)
[369]	最 (大) 判昭和37年 3 月14日民集16巻 3 号537頁	C 憲法前文 (選挙の当選人)
[370]	最 (2 小) 判昭和37年 3 月15日裁判集民事59号243頁	A5 無効登記の流用 (抵当権登記)
[371]	最 (2 小) 判昭和37年 3 月16日税務訴訟資料36号220頁	D 旧所得税法 9 条 2 号 (証券投資信託)
[372]	最 (1 小) 判昭和37年 5 月10日訟務月報 8 巻 5 号956頁(191)	A1 譲渡担保 (動産)
[373]	最 (3 小) 判昭和37年 6 月12日民集16巻 7 号1305頁(192)	A5 差押免脱目的の不動産登記名義移転
[374]	最 (2 小) 判昭和37年 6 月29日裁判集刑事143号247頁(193)	D 旧所得税法 4 条
[375]	最 (2 小) 判昭和37年 7 月 6 日民集16巻 7 号1452頁(194)	A1 譲渡担保 (土地家屋)
[376]	最 (2 小) 判昭和37年 7 月13日民集16巻 8 号1516頁(195)	A2 組合の清算人に対する任意的訴訟信託
[377]	最 (2 小) 判昭和37年 7 月27日裁判集民事61号801頁	A3 共有者の 1 人の単独名義の登記 (建物)
[378]	最 (2 小) 判昭和37年 9 月14日民集16巻 9 号1935頁(196)	A2 訴訟信託 (土地譲渡)
[379]	最 (3 小) 判昭和37年 9 月18日民集16巻 9 号1970頁	D 信託銀行の根抵当権譲渡
[380]	最 (2 小) 判昭和37年11月 9 日裁判集民事63号141頁	A4 親族名義の中間省略登記 (建物)
[381]	最 (2 小) 判昭和37年11月22日裁判集民事63号323頁	B 会社の土地建物の支店長への移転
[382]	最 (3 小) 判昭和37年12月11日裁判集民事63号565頁	C 憲法前文
[383]	最 (2 小) 判昭和37年12月14日裁判集民事63号677頁	B 委託者による信託契約の解除
[384]	最 (3 小) 判昭和37年12月18日裁判集民事63号769頁	A3 組合の代表理事による建物売却
[385]	最 (3 小) 判昭和37年12月25日裁判集民事63号965頁	D 信託銀行への手形の不渡取消手続依頼
[386]	最 (2 小) 判昭和38年 3 月 1 日裁判集民事65号557頁	A1 譲渡担保 (家屋)
[387]	最 (3 小) 判昭和38年 3 月12日民集17巻 2 号318頁(197)	C 納税者訴訟 (地方自治法242条の2)
[388]	最 (3 小) 判昭和38年 3 月15日判時330号11頁・判タ142号79頁	C 憲法前文
[389]	最 (3 小) 判昭和38年 3 月26日裁判集民事65号265頁	C 部落所有の土地の持分の村への信託
[390]	最 (3 小) 決昭和38年 3 月27日民集17巻 2 号393頁(198)	B 信託財産管理人の解任(株式信託)
[391]	最 (3 小) 判昭和38年 4 月 2 日裁判集民事65号357頁	A2 債権取立目的の組合への債権譲渡
[392]	最 (2 小) 判昭和38年 4 月19日裁判集民事65号557頁	D 信託銀行への手形決済の依頼

信託法上の信託か、信託類他の他の法律関係か

[393]	最（3小）	判昭和38年6月4日裁判集民事66号329頁	A4 財産保全目的の土地・建物譲渡
[394]	最（3小）	判昭和38年6月4日裁判集民事66号397頁	A2 訴訟信託（手形振出）
[395]	最（3小）	判昭和38年6月25日裁判集民事66号683頁	A2 訴訟信託（手形振出）
[396]	最（2小）	決昭和38年7月10日刑集17巻6号614頁	D 金融機関資金融通準則第1総則の1
[397]	最（3小）	判昭和38年7月30日裁判集民事67号175頁	B 信託契約の不成立を認定
[398]	最（1小）	判昭和38年8月8日裁判集民事67号233頁	A3 会社の代表者の建物売却
[399]	最（3小）	判昭和38年9月26日民集17巻8号1060頁	C 憲法前文
[400]	最（3小）	判昭和38年10月1日裁判集民事68号5頁	A5 管理のための土地所有権移転
[401]	最（3小）	判昭和38年10月1日裁判集民事68号15頁	A5 管理のための土地所有権移転
[402]	最（3小）	判昭和38年10月15日裁判集民事68号365頁	A5 他人名義での不動産の買受
[403]	最（2小）	判昭和38年10月18日裁判集民事68号455頁	D 信託銀行作成の土地売買経過報告書
[404]	最（3小）	判昭和38年10月29日訟務月報9巻12号1369頁	C 軍事物資としての信託的譲渡
[405]	最（3小）	判昭和38年10月29日訟務月報9巻12号1373頁	C 軍事物資としての信託的譲渡
[406]	最（1小）	判昭和38年11月7日民集17巻11号1330頁(199)	A1 譲渡担保（立木）
[407]	最（3小）	判昭和38年11月19日裁判集民事69号313頁	A5 割引目的の手形の譲渡
[408]	最（3小）	判昭和38年12月6日民集17巻12号1633頁	B 旧商法189条2項
[409]	最（1小）	判昭和39年2月13日裁判集民事72号153頁	A1 譲渡担保（土地）
[410]	最（1小）	判昭和39年2月20日裁判集民事73号389頁	A5 売却処分委任目的での建物譲渡
[411]	最（2小）	判昭和39年4月24日裁判集刑事150号459頁	D 投資信託の脱税
[412]	最（3小）	判昭和39年5月26日民集18巻4号635頁	B 旧商法175条2項2号・177条2項
[413]	最（3小）	判昭和39年6月16日裁判集民事74号95頁	A2 取立のための債権譲渡
[414]	最（3小）	判昭和39年6月30日裁判集刑事151号547頁	A1 企業組合の財産
[415]	最（3小）	判昭和39年7月7日民集18巻6号1016頁	C 憲法前文（行政庁）
[416]	最（1小）	決昭和39年7月9日刑集18巻6号361頁	B 金融緊急措置令第8条
[417]	最（2小）	判昭和39年8月28日裁判集民事75号145頁	A2 訴訟信託（債権譲渡）
[418]	最（3小）	判昭和39年9月15日民集18巻7号1435頁(200)	A2 訴訟信託（手形譲渡）
[419]	最（1小）	判昭和39年9月17日税務訴訟資料43号332頁	B 所得税法第4条
[420]	最（2小）	判昭和39年9月18日裁判集民事75号255頁(201)	A5 隠れた手形保証
[421]	最（2小）	判昭和39年9月18日裁判集民事75号293頁	D 信託銀行の行員の横領
[422]	最（3小）	判昭和39年10月13日裁判集刑事75号719頁	C 憲法前文
[423]	最（2小）	判昭和39年10月16日民集18巻8号1727頁(202)	A2 隠れた取立委任裏書
[424]	最（2小）	判昭和39年10月16日裁判集民事75号843頁	B 信託事業に係る信託財産たる農地の賃貸借
[425]	最（1小）	判昭和39年11月19日裁判集民事76号181頁	D 信託銀行からの封鎖預金の引出
[426]	最（3小）	判昭和40年3月9日民集19巻2号233頁	C 憲法前文
[427]	最（3小）	判昭和40年3月9日民集19巻2号352頁(203)	A1 譲渡担保（債権）
[428]	最（1小）	判昭和40年3月11日裁判集民事78号237頁	A2 訴訟信託（土地の買受）
[429]	最（3小）	判昭和40年4月6日裁判集民事78号523頁	D 信託銀行が支払場所の約束手形金債務
[430]	最（2小）	判昭和40年4月30日民集19巻3号782頁(204)	A2 訴訟信託（債権譲渡）
[431]	最（2小）	判昭和40年4月30日裁判集民事78号805頁	A1 譲渡担保（山林）
[432]	最（1小）	判昭和40年5月20日民集19巻4号822頁(205)	A3 入会山林の管理
[433]	最（3小）	判昭和40年7月20日訟務月報11巻11号1557頁	A5 銀行預金の名義信託
[434]	最（2小）	判昭和40年7月26日裁判集民事79号951頁	A3 団体所有の建物を個人名義で登記
[435]	最（大）	判昭和40年9月8日民集19巻6号1454頁(206)	A5 占領下における建物の一時的な国庫帰属
[436]	最（2小）	判昭和40年9月10日民集19巻6号1512頁(207)	A3 権利能力なき社団の代表者の買受（宅地）
[437]	最（2小）	判昭和40年9月10日刑集19巻6号656頁	B 外国為替令（信託による外貨債権取引）
[438]	最（2小）	判昭和40年9月10日裁判集刑事156号347頁	A5 保証金取戻請求権の譲受

[439]	最 (2 小) 判昭和40年 9 月10日裁判集民事80号275頁	C 憲法前文
[440]	最 (3 小) 判昭和40年 9 月21日裁判集刑事156号539頁	D 外国為替及び外国貿易管理法30条
[441]	最 (2 小) 判昭和40年10月 8 日判時425号41頁・判タ183号204頁	D 株式登録等の事務の信託銀行への委託
[442]	最 (1 小) 判昭和41年 1 月13日民集20巻 1 号 1 頁(208)	A2 訴訟信託 (家屋贈与)
[443]	最 (3 小) 判昭和41年 2 月15日裁判集民事82号339頁	A3 会社の社長名義で払下げを受けた土地
[444]	最 (大) 判昭和41年 3 月29日労働判例76号16頁	C 憲法前文
[445]	最 (2 小) 判昭和41年 4 月15日刑集20巻 4 号219頁	C 憲法前文
[446]	最 (3 小) 判昭和41年 4 月26日裁判集民事83号415頁	A5 終期付の不動産の処分権付与
[447]	最 (3 小) 判昭和41年 5 月17日裁判集民事83号507頁	A5 国鉄駅構内の建物ないし営業の譲渡
[448]	最 (2 小) 判昭和41年 6 月24日民集20巻 5 号1146頁(209)	A5 社有株式の重役への譲渡
[449]	最 (大) 判昭和41年 7 月13日刑集20巻 6 号656頁	C 信託統治 (南西諸島)
[450]	最 (1 小) 判昭和41年 7 月28日民集20巻 6 号1265頁(210)	A5 差押免脱目的の登記名義移転
[451]	最 (1 小) 判昭和41年 7 月28日裁判集民事84号259頁	C 憲法97条
[452]	最 (1 小) 判昭和41年 9 月 8 日民集20巻 7 号1314頁(211)	A5 強制執行免脱目的の土地所有権移転
[453]	最 (3 小) 判昭和41年10月11日刑集20巻 8 号817頁	D 信託会社の払込金保管証明書
[454]	最 (大) 判昭和41年10月26日刑集20巻 8 号901頁	C 憲法前文 (郵政事業)
[455]	最 (1 小) 判昭和41年12月 1 日民集20巻10号2036頁	B 旧商法178条
[456]	最 (1 小) 判昭和41年12月 1 日金融判例44号 6 頁	A2 訴訟信託 (手形の裏書譲渡)
[457]	最 (3 小) 判昭和42年 3 月14日民集21巻 2 号349頁(212)	A2 訴訟信託 (手形の振出)
[458]	最 (2 小) 判昭和42年 3 月17日民集21巻 2 号388頁(213)	A3 入会山林の管理
[459]	最 (3 小) 判昭和42年 5 月23日民集21巻 4 号928頁(214)	A2 訴訟信託 (更生債権の届出行為)
[460]	最 (2 小) 判昭和42年 5 月26日裁判集民事87号839頁	A2 訴訟信託 (土地売却)
[461]	最 (2 小) 決昭和42年 6 月22日税務訴訟資料54号299頁	D 投資信託による運用
[462]	最 (2 小) 決昭和42年 7 月21日判時496号30頁	D 信託会社による耕地の譲渡
[463]	最 (1 小) 判昭和42年 8 月24日民集21巻 7 号1689頁(215)	A2 訴訟信託 (土地の買受)
[464]	最 (1 小) 判昭和42年10月19日民集21巻 8 号2078頁(216)	A3 権利能力なき社団の所有する家屋
[465]	最 (大) 判昭和42年11月 8 日民集21巻 9 号2300頁(217)	A2 隠れた取立委任裏書
[466]	最 (2 小) 決昭和42年12月 8 日税務訴訟資料54号801頁	C 憲法前文
[467]	最 (1 小) 判昭和42年12月14日刑集21巻10号1369頁	D 信託会社の払込金保管証明書
[468]	最 (2 小) 判昭和43年 2 月16日金商99号10頁	A2 隠れた取立委任裏書
[469]	最 (2 小) 判昭和43年 3 月 8 日判時516号41頁・判タ221号119頁(218)	A1 譲渡担保 (動産)
[470]	最 (1 小) 判昭和43年 3 月21日民集22巻 3 号665頁(219)	A2 訴訟信託 (手形の裏書譲渡)
[471]	最 (3 小) 判昭和43年 4 月 2 日民集22巻 4 号733頁(220)	A5 自創法・農地法に基づく農地の買収・譲渡
[472]	最 (2 小) 決昭和43年 4 月19日訟務月報14巻 7 号765頁	D 投資信託会社 (一般論)
[473]	最 (2 小) 判昭和43年 9 月19日判時534号77頁・金商129号11頁	D 旧法人税法 9 条の 6 第 1 項
[474]	最 (大) 判昭和43年11月13日民集22巻12号2449頁	A2 訴訟信託 (手形割引)
[475]	最 (3 小) 判昭和43年11月19日民集22巻12号2692頁(221)	A5 処分依頼目的の土地所有権移転
[476]	最 (大) 判昭和43年12月17日民集22巻12号2808頁	C 憲法97条
[477]	最 (3 小) 判昭和43年12月24日民集22巻13号3270頁(222)	B 財産を信託銀行に信託する旨の寄附行為
[478]	最 (1 小) 判昭和44年 2 月 6 日刑集23巻 2 号83頁	C 憲法前文 (選挙の当選人)
[479]	最 (2 小) 判昭和44年 2 月14日裁判集民事94号311頁	A2 訴訟信託 (債権譲渡)
[480]	最 (1 小) 判昭和44年 3 月20日判時557号237頁	D 信託銀行による貸付
[481]	最 (1 小) 判昭和44年 3 月27日民集23巻 3 号601頁(223)	A2 訴訟信託 (裏書譲渡)
[482]	最 (大) 判昭和44年 4 月 2 日刑集23巻 5 号305頁	C 憲法前文・97条
[483]	最 (大) 判昭和44年 4 月 2 日刑集23巻 5 号685頁	C 憲法前文・97条
[484]	最 (3 小) 判昭和44年 5 月27日民集23巻 6 号998頁(224)	A5 競落の引受

信託法上の信託か、信託類似の他の法律関係か

【485】	最（1小）判昭和44年6月5日裁判集民事95号481頁	A5 農地の信託的譲渡
【486】	最（3小）判昭和44年6月24日民集23巻7号1143頁(225)	A2 訴訟信託（学園債券の取得）
【487】	最（1小）判昭和44年6月26日民集23巻7号1175頁	B 財産を信託銀行に信託する旨の 寄附行為
【488】	最（1小）決昭和44年7月10日税務訴訟資料58号799頁	D 投資信託預かり証の隠匿
【489】	最（1小）判昭和44年9月25日判時574号31頁	D 信託銀行の土地価格の鑑定評価書
【490】	最（1小）判昭和44年10月2日刑集23巻10号1175頁(226)	B 無免許の営業無尽講
【491】	最（3小）判昭和44年11月4日民集23巻11号1951頁(227)	A3 権利能力なき財団の責任財産
【492】	最（2小）判昭和44年12月19日民集23巻12号2539頁(228)	A5 仮登記への対抗策としての登記 名義移転
【493】	最（大）判昭和44年12月24日民集23巻12号2595頁	C 憲法97条
【494】	最（大）判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁	C 憲法前文
【495】	最（1小）判昭和45年8月20日民集24巻9号1320頁(229)	A4 実弟名義の所有権移転登記
【496】	最（2小）判昭和45年9月11日刑集24巻10号1333頁	D 架空名義の投資信託の配当所得
【497】	最（1小）判昭和45年9月24日民集24巻10号1450頁	D 信託銀行の鑑定書
【498】	最（1小）決昭和45年9月24日税務訴訟資料61号1336頁	D 金融業としての信託業（一般論）
【499】	最（2小）判昭和45年11月6日民集24巻12号1744頁	D 株主の地位の信託化（一般論）
【500】	最（大）判昭和45年11月11日民集24巻12号1854頁(230)	A2 訴訟信託（任意的訴訟信託）
【501】	最（大）判昭和45年11月11日民集24巻12号1876頁(231)	A2 訴訟信託（手形譲渡）
【502】	最（1小）判昭和45年11月12日民集24巻12号1901頁	D 信託銀行への株式の申込
【503】	最（1小）判昭和46年3月25日裁判集民事102号339頁	C 憲法前文
【504】	最（1小）判昭和46年6月24日民集25巻4号574頁(232)	A1 譲渡担保（立木）
【505】	最（1小）判昭和46年12月2日家裁月報24巻6号44頁	A3 権利能力なき財団の管理者の株 式取得
【506】	最（2小）判昭和47年6月2日民集26巻5号957頁(233)	A3 権利能力なき社団の代表者名義 の登記
【507】	最（1小）判昭和47年6月15日民集26巻5号1036頁(234)	A1 譲渡担保（土地）
【508】	最（1小）判昭和47年7月20日裁判集民事106号513頁	C 憲法前文
【509】	最（3小）判昭和47年7月25日裁判集民事106号633頁	C 憲法前文
【510】	最（3小）判昭和47年11月28日民集26巻9号1715頁(235)	A1 譲渡担保（土地）
【511】	最（1小）判昭和47年12月7日民集26巻10号1829頁(236)	A4 妻名義の保存登記（建物）
【512】	最（3小）判昭和48年4月10日金法685号20頁・金商368号2頁 (237)	A2 訴訟信託（預金債権の譲受）
【513】	最（大）判昭和48年4月25日刑集27巻4号547頁	C 憲法前文
【514】	最（大）判昭和48年7月13日税務訴訟資料70号596頁	D 証券投資信託の譲渡所得
【515】	最（1小）判昭和48年10月18日裁判集民事110号317頁	C 憲法前文
【516】	最（2小）判昭和48年11月16日民集27巻10号1333頁(238)	A1 譲渡担保（土地建物）
【517】	最（3小）判昭和48年12月25日裁判集民事110号825頁	A2 訴訟信託（債権譲渡）
【518】	最（1小）判昭和49年2月28日民集28巻1号66頁	C 憲法前文・公共信託（国鉄）
【519】	最（2小）判昭和49年3月1日民集28巻2号135頁(239)	A5 会社設立前からの金銭信託
【520】	最（2小）判昭和49年3月1日税務訴訟資料74号931頁	A5 会社の経理係名義の預金
【521】	最（1小）判昭和49年6月17日労働判例207号50頁	C 憲法前文
【522】	最（1小）判昭和49年9月30日民集28巻6号1382頁	D 労働組合を委託者とする信託金
【523】	最（大）判昭和49年11月6日刑集28巻9号393頁	C 憲法前文
【524】	最（1小）判昭和49年11月7日裁判集民事113号137頁	A1 譲渡担保（土地）
【525】	最（1小）判昭和49年11月21日民集28巻8号1654頁(240)	A5 第三者の競落阻止のための引受
【526】	最（3小）決昭和49年12月13日税務訴訟資料79号1836頁	D 信託銀行の架空口座名義での手 形の取立
【527】	最（3小）判昭和50年2月7日税務訴訟資料80号171頁(241)	A3 共有土地の単独名義登記
【528】	最（3小）判昭和49年12月10日民集28巻10号1868頁	C 憲法前文（教育委員会）
【529】	最（1小）判昭和50年5月29日民集29巻5号662頁	C 憲法前文・97条
【530】	最（1小）判昭和50年6月12日金法761号30頁	B 投資信託受益証券引渡請求事件
【531】	最（2小）判昭和50年11月7日民集29巻10号1525頁(242)	A2 訴訟信託（不動産贈与）
【532】	最（3小）判昭和51年3月23日金法797号37頁	A5 管理目的の不動産名義移転
【533】	最（大）判昭和51年4月14日民集30巻3号223頁	C 憲法前文

[534]	最（大）判昭和51年 5 月21日刑集30巻 5 号615頁	C 教育の信託(教育基本法10条 1 項)
[535]	最（大）判昭和51年 5 月21日刑集30巻 5 号1178頁	C 憲法前文・97条
[536]	最（1小）判昭和51年12月16日金法816号31頁	A3 権利能力なき社団の部長による株式取得
[537]	最（大）判昭和52年 5 月 4 日刑集31巻 3 号182頁	C 憲法前文
[538]	最（2小）判昭和52年12月23日裁判集民事122号627頁	C 憲法97条
[539]	最（2小）判昭和53年 2 月10日昭和52年（行ツ）86号LEX / DB - 25100767	C 憲法前文
[540]	最（1小）判昭和53年 3 月30日民集32巻 2 号485頁 (243)	C 納税者訴訟（地方自治法242条の2）
[541]	最（2小）判昭和53年 5 月31日刑集32巻 3 号57頁	C 憲法前文
[542]	最（大）判昭和53年10月 4 日民集32巻 7 号1223頁	C 憲法前文
[543]	最（2小）決昭和53年11月15日刑集32巻 8 号1855頁	C 憲法97条
[544]	最（2小）判昭和53年12月 8 日労働判例312号49頁	C 憲法前文
[545]	最（1小）決昭和54年 3 月28日税務訴訟資料111号435頁	A5 他法人名義での農地の取得
[546]	最（2小）判昭和54年 9 月20日税務訴訟資料106号562頁	C 憲法前文
[547]	最（2小）判昭和54年11月 2 日税務訴訟資料112号1471頁	B 架空名義での投資信託
[548]	最（2小）判昭和55年 1 月11日昭和54年（行ツ）126号LEX / DB - 25101298	C 憲法前文
[549]	最（2小）判昭和55年 2 月 8 日民集34巻 2 号138頁(244)	A3 権利能力なき社団の代表者名義の登記
[550]	最（2小）判昭和55年 2 月 8 日裁判集民事129号173頁(245)	A3 権利能力なき社団の代表者名義の登記
[551]	最（1小）判昭和55年 4 月10日判時973号85頁・判タ419号80頁(246)	D アメリカの信託判例の参照
[552]	最（2小）判昭和55年 5 月12日判時968号105頁・判タ416号120頁	D 信託銀行に対する預託金返還請求
[553]	最（1小）決昭和55年 6 月 1 日税務訴訟資料118号638頁	D 架空経費を貸付信託にして交付
[554]	最（3小）決昭和55年 9 月12日税務訴訟資料119号1246頁	D 信託銀行による更地価格の鑑定評価
[555]	最（3小）決昭和55年12月16日税務訴訟資料119号1950頁	B 貸付信託の取得
[556]	最（2小）判昭和56年 1 月19日民集35巻 1 号 1 頁(247)	A2 訴訟信託（債権譲受）
[557]	最（2小）判昭和56年 1 月19日昭和55年（オ）796号LEX / DB - 22800124	C 憲法前文
[558]	最（2小）決昭和56年 2 月19日税務訴訟資料124号246頁	A1 譲渡担保（土地）
[559]	最（3小）判昭和56年 4 月 7 日民集35巻 3 号443頁(248)	D アメリカの信託判例の参照
[560]	最（2小）判昭和56年 6 月15日刑集35巻 4 号205頁	C 憲法前文
[561]	最（3小）判昭和56年 7 月21日刑集35巻 5 号568頁	C 憲法前文
[562]	最（3小）決昭和56年11月20日刑集35巻 8 号797頁	D 被告人の弁護人への信託？
[563]	最（1小）判昭和56年12月17日民集35巻 9 号1328頁(249)	A1 譲渡担保（動産）
[564]	最（3小）決昭和57年 3 月 9 日税務訴訟資料131号268頁	D 信託銀行からの融資
[565]	最（3小）判昭和57年 3 月23日刑集36巻 3 号339頁	C 憲法前文
[566]	最（3小）判昭和57年 3 月30日金法992号38頁	D 投資信託の売却代金の預金
[567]	最（1小）判昭和57年 4 月22日税務訴訟資料123号154頁	C 憲法97条
[568]	最（1小）判昭和57年 7 月 1 日民集36巻 6 号891頁(250)	A3 入会山林の神社名義での登記
[569]	最（1小）判昭和57年 7 月15日訟務月報29巻 2 号192頁(251)	A3 立木の信託契約
[570]	最（2小）判昭和57年11月26日民集36巻11号2296頁(252)	A1 譲渡担保（土地）
[571]	最（1小）判昭和58年 3 月24日判時1077号126頁・判タ496号84頁	B 船舶担保の方法（船舶信託）（一般論）
[572]	最（2小）判昭和58年 4 月 8 日刑集37巻 3 号316頁	C 憲法前文（町長への町政の信託）
[573]	最（3小）判昭和58年 6 月 7 日民集37巻 5 号517頁	B 信託銀行が株式名義書換代理人
[574]	最（3小）判昭和58年11月10日刑集37巻 9 号1368頁	C 憲法前文
[575]	最（2小）判昭和59年 1 月30日刑集38巻 1 号185頁	C 憲法97条
[576]	最（3小）決昭和59年 3 月16日税務訴訟資料141号563頁	B 信託銀行への株式の信託委託
[577]	最（2小）判昭和59年 4 月20日民集38巻 6 号610頁	D 信託銀行による更地価格の鑑定評価

信託法上の信託か、信託類似の他の法律関係か

[578]	最（3小）判昭和59年7月17日税務訴訟資料139号97頁	D 信託銀行における土地の売買
[579]	最（1小）決昭和59年9月10日税務訴訟資料143号2403頁	D 貸付金に関する信託銀行の預金証書
[580]	最（1小）判昭和59年9月20日民集38巻9号1073頁(253)	A2 訴訟信託（土地売買）
[581]	最（2小）決昭和59年11月9日税務訴訟資料143号2656頁	B 架空名義の貸付信託
[582]	最（3小）判昭和59年12月18日判時1143号74頁・判タ549号98頁	D 親権の教師・保母への信託
[583]	最（2小）判昭和60年3月11日税務訴訟資料144号394頁	A3 団体の代表者名義の株式
[584]	最（3小）判昭和60年4月23日民集39巻3号730頁	C 憲法前文
[585]	最（2小）判昭和60年11月8日税務訴訟資料147号357頁	D 事業資金の信託銀行への個人名での預入
[586]	最（2小）判昭和60年11月8日昭和59年（行ツ）259号LEX / DB・22800019	C 憲法前文
[587]	最（2小）判昭和60年11月21日民集39巻7号1512頁	C 憲法前文
[588]	最（2小）判昭和61年1月24日昭和59年（オ）612号LEX / DB・22900001	A1 譲渡担保（土地）
[589]	最（2小）判昭和61年2月27日民集40巻1号88頁	C 憲法前文
[590]	最（1小）判昭和61年3月13日訟務月報32巻12号2739頁	D 患者の医師への信託
[591]	最（1小）判昭和61年5月29日判時1196号102頁・判タ606号46頁(254)	B 先物取引保証金として貸付信託通帳を交付
[592]	最（2小）判昭和62年2月20日民集41巻1号122頁	C 住民監査請求（地方自治法242条）
[593]	最（3小）判昭和62年7月17日民集41巻5号1402頁	D 信託銀行の土地鑑定評価書の過失
[594]	最（3小）判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁(255)	B 音楽著作権の信託
[595]	最（2小）判昭和63年7月15日判時1287号65頁・判タ675号59頁	D 親権の教師への信託
[596]	最（1小）判平成元年1月17日判時1303号139頁・判タ693号54頁	C 憲法前文
[597]	最（3小）判平成元年2月7日判時1319号102頁・判タ704号175頁(256)	A1 譲渡担保（借地上建物）
[598]	最（3小）決平成元年3月14日刑集43巻3号283頁	C 憲法前文
[599]	最（3小）決平成元年3月17日税務訴訟資料171号549頁	D 信託銀行が和議債権者
[600]	最（1小）判平成元年4月13日金商845号43頁	C 憲法前文
[601]	最（3小）判平成元年6月20日判時1334号201頁・判タ715号84頁	D 学術研究者への文化財保護の信託
[602]	最（1小）判平成元年7月6日税務訴訟資料173号17頁	C 憲法前文
[603]	最（1小）判平成2年1月18日判時1337号3頁・判タ719号72頁	C 憲法前文（教育の教師への信託）
[604]	最（3小）決平成2年1月22日税務訴訟資料177号343頁	A1 譲渡担保（不動産）
[605]	最（3小）決平成2年2月16日税務訴訟資料177号1435頁	A5 債務整理目的の不動産登記名義移転
[606]	最（3小）判平成2年4月17日刑集44巻3号1頁	C 憲法前文（公共の信託）
[607]	最（1小）判平成2年4月26日昭和62年（オ）1140号LEX / DB・22006265(257)	A5 許害信託（弁護士への債権譲渡）
[608]	最（2小）判平成3年7月19日税務訴訟資料185号851頁	D 信託銀行の申告漏れ
[609]	最（3小）判平成3年9月3日民集45巻7号1121頁	D 信託銀行の抵当権設定
[610]	最（1小）判平成3年12月5日税務訴訟資料187号241頁	D 信託銀行への預金
[611]	最（3小）判平成4年7月14日平成3年（行ツ）195号LEX / DB・22006342	A1 譲渡担保（土地・建物）
[612]	最（2小）判平成4年12月18日税務訴訟資料193号996頁	B 他人名義での投資信託の購入
[613]	最（3小）判平成5年1月19日民集47巻1号1頁(258)	B 公益信託の認定（否定）
[614]	最（1小）判平成5年1月21日民集47巻1号265頁(259)	A2 訴訟信託（債権譲渡）
[615]	最（1小）判平成5年4月8日労働判例639号12頁	C 憲法前文
[616]	最（2小）決平成5年5月18日税務訴訟資料196号1218頁	A5 謝礼金の代理受領と管理・運用
[617]	最（1小）決平成5年6月24日税務訴訟資料196号1415頁	B 無記名・仮名・借名による金銭信託

[618]	最 (3 小) 判平成 5 年 7 月 20 日民集 47 巻 7 号 4652 頁 (260)	A2 訴訟信託 (手形振出)
[619]	最 (1 小) 判平成 5 年 9 月 9 日民集 47 巻 7 号 4814 頁 (261)	A2 訴訟提起目的の株式の買取
[620]	最 (2 小) 判平成 5 年 9 月 10 日税務訴訟資料 198 号 813 頁	C 憲法 97 条
[621]	最 (3 小) 判平成 5 年 10 月 15 日資料版商事法務 116 号 196 頁	B 信託銀行との特定金銭信託
[622]	最 (2 小) 判平成 5 年 10 月 22 日平成 4 年 (行ッ) 17 号 LEX / DB - 22007784	C 憲法前文
[623]	最 (1 小) 判平成 5 年 11 月 25 日民集 47 巻 9 号 5278 頁 (262)	A5 船荷証券の銀行への交付 (信託的譲渡)
[624]	最 (3 小) 判平成 5 年 12 月 17 日民集 47 巻 10 号 5508 頁 (263)	A5 融資を受けるための不動産登記名義取得
[625]	最 (2 小) 判平成 6 年 1 月 31 日平成 5 年 (オ) 第 1967 号 LEX / DB - 22007710	A1 譲渡担保 (宅地建物)
[626]	最 (3 小) 判平成 6 年 3 月 8 日家裁月報 46 巻 8 号 59 頁 (264)	A2 訴訟信託 (不動産譲渡)
[627]	最 頁 最 (2 小) 判平成 6 年 3 月 25 日判時 1512 号 22 頁・判タ 864 号 195	C 憲法前文
[628]	最 (2 小) 判平成 6 年 4 月 8 日裁判集民事 172 号 259 頁	D アメリカの割増貸金制度
[629]	最 (2 小) 判平成 6 年 4 月 13 日税務訴訟資料 202 号 849 頁	D 被告人履歴 (信託業務担当) 等
[630]	最 (3 小) 判平成 6 年 5 月 31 日民集 48 巻 4 号 1065 頁 (265)	A2 訴訟信託 (入会団体の代表者)
[631]	最 頁 最 (3 小) 判平成 6 年 6 月 21 日判時 1502 号 96 頁・判タ 871 号 140	C 憲法前文 (町民から信託された町有地)
[632]	最 (3 小) 判平成 7 年 3 月 7 日民集 49 巻 3 号 687 頁	C 憲法前文
[633]	最 (2 小) 判平成 7 年 6 月 21 日税務訴訟資料 211 号 2605 頁	D 租税特別措置法改正附則 2 条
[634]	最 (2 小) 判平成 7 年 6 月 23 日民集 49 巻 6 号 1600 頁	D 投資信託 (金融の国際化・自由化)
[635]	最 頁 最 (1 小) 判平成 8 年 2 月 22 日判時 1560 号 72 頁・判タ 902 号 51	C 憲法前文
[636]	最 (2 小) 判平成 8 年 2 月 26 日民集 50 巻 2 号 274 頁	C 憲法前文
[637]	最 (2 小) 判平成 8 年 2 月 27 日税務訴訟資料 217 号 975 頁	D 信託銀行への重加算税の賦課
[638]	最 (2 小) 判平成 8 年 6 月 17 日平成 7 年 (オ) 293 号 LEX / DB - 28030303	A5 土地・金銭信託の管理
[639]	最 (2 小) 判平成 8 年 10 月 28 日金法 1469 号 49 頁 (266)	B 変額保険 (投資信託の生命保険への応用)
[640]	最 (2 小) 判平成 8 年 11 月 8 日税務訴訟資料 221 号 323 頁	D 信託銀行への株式売却
[641]	最 (2 小) 判平成 9 年 7 月 9 日刑集 51 巻 6 号 453 頁	D 仮名・借名による投資信託等の購入
[642]	最 (2 小) 判平成 9 年 7 月 11 日民集 51 巻 6 号 2530 頁 (267)	A2 訴訟信託 (債権譲渡)
[643]	最 (2 小) 判平成 9 年 7 月 11 日民集 51 巻 6 号 2573 頁 (268)	A2 訴訟信託 (債権譲渡)
[644]	最 (2 小) 判平成 9 年 9 月 12 日民集 51 巻 8 号 3887 頁 (269)	B 信託銀行との貸付信託に係る信託契約
[645]	最 (1 小) 判平成 10 年 2 月 26 日税務訴訟資料 230 号 858 頁	A5 立体駐車場の事務管理委託契約
[646]	最 (2 小) 判平成 10 年 2 月 27 日税務訴訟資料 230 号 880 頁	B 無記名の貸付信託の帰属
[647]	最 (1 小) 判平成 10 年 4 月 30 日訟務月報 45 巻 5 号 1017 頁	C 憲法前文
[648]	最 (3 小) 判平成 10 年 5 月 26 日税務訴訟資料 232 号 293 頁	A5 地代の管理運用
[649]	最 (1 小) 判平成 10 年 6 月 11 日平成 7 年 (オ) 1767 号 LEX / DB - 28032528	B ワラント債
[650]	最 (1 小) 判平成 10 年 6 月 11 日平成 10 年 (オ) 563 号 LEX / DB - 28032530	B ワラント債
[651]	最 (1 小) 判平成 10 年 6 月 25 日平成 9 年 (オ) 1713 号 LEX / DB - 28032531	B 株式投資信託
[652]	最 (1 小) 判平成 10 年 6 月 25 日平成 9 年 (オ) 1714 号 LEX / DB - 28032533	B 株式投資信託
[653]	最 (3 小) 判平成 10 年 6 月 30 日平成 9 年 (オ) 2303 号 LEX / DB - 28040169	B ワラント債
[654]	最 (1 小) 判平成 11 年 3 月 25 日判時 1674 号 61 頁・判タ 1001 号 77 頁 (270)	B 不動産小口化商品の信託
[655]	最 (1 小) 判平成 11 年 6 月 24 日金商 1070 号 10 頁	D 信託銀行の保証債務履行請求
[656]	最 (3 小) 判平成 11 年 10 月 12 日平成 9 年 (オ) 1767 号 LEX / DB - 28050334	B ワラント債

信託法上の信託か、信託類似の他の法律関係か

[657]	最（3小）判平成11年11月30日判時1697号55頁・判タ1019号90頁	B 金銭信託
[658]	最（3小）判平成12年2月8日裁判集刑事278号43頁	A5 他人から出資を受けて行う株式取引
[659]	最（2小）判平成12年7月7日民集54巻6号1767頁	B 特定金銭信託
[660]	最（大）判平成12年9月6日民集54巻7号1997頁	C 憲法前文
[661]	最（2小）判平成13年3月2日民集55巻2号185頁	B 音楽著作権の信託
[662]	最（2小）決平成13年7月13日金法1752号53頁	B 信託銀行への金銭信託
[663]	最（1小）判平成14年1月17日民集56巻1号20頁(271)	A5 公共工事請負契約の前払金
[664]	最（3小）判平成14年1月22日民集56巻1号123頁(272)	A5 ゴルフ会員権の信託的譲渡
[665]	最（1小）判平成14年3月28日民集56巻3号689頁(273)	A5 敷金
[666]	最（大）判平成14年9月11日民集56巻7号1439頁	C 憲法前文
[667]	最（1小）判平成14年9月26日税務訴訟資料252号順号9205(274)	B 信託業法の規制回避
[668]	最（3小）判平成15年3月25日判時1822号63頁・判タ1121号112頁	B 投資信託の預り金
[669]	最（2小）判平成15年4月18日民集57巻4号366頁	B 特定金銭信託
[670]	最（1小）判平成15年6月12日民集57巻6号563頁(275)	A5 弁護士の預り金
[671]	最（1小）決平成15年9月11日税務訴訟資料253号順号9432	A4 家族名義の株取引
[672]	最（3小）判平成15年10月21日判時1844号50頁・判タ1140号75頁	D 土地信託方式・借地方式・事業受託方式
[673]	最（3小）判平成15年11月11日民集57巻10号1387頁	D 関係者の役職（上海市投資信託公司）
[674]	最（3小）判平成15年12月16日民集57巻11号2265頁	D 旧組合の理事の投資信託購入
[675]	最（大）判平成16年1月14日民集58巻1号56頁	C 憲法前文
[676]	最（3小）決平成16年8月30日民集58巻6号1763頁	D 信託銀行の事業再編
[677]	最（2小）判平成16年11月5日民集58巻8号1997頁(276)	B 宗教団体への財産移転
[678]	最（2小）判平成16年11月8日判時1883号52頁・判タ1173号192頁	B 土地建物信託による共同事業（一般論）
[679]	最（1小）決平成16年12月16日金法1744号56頁(277)	B 特定金銭信託
[680]	最（2小）判平成16年12月24日民集58巻9号2637頁	D 住宅ローン債権信託
[681]	最（大）判平成17年1月26日民集59巻1号128頁	C 憲法前文
[682]	最（2小）判平成17年7月15日民集59巻6号1742頁(278)	B ゴルフ場の土地建物の信託的譲渡
[683]	最（大）判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁	C 憲法前文
[684]	最（3小）判平成18年4月11日労働判例915号26頁	D 信託銀行からの融資
[685]	最（大）判平成18年10月4日民集60巻8号2696頁	C 憲法前文
[686]	最（1小）判平成18年12月14日民集60巻10号3914頁(279)	B 証券投資信託
[687]	最（3小）決平成18年11月14日資料版商事法務274号192頁	D 会社保有の投資信託の資産評価
[688]	最（1小）判平成18年12月21日判時1961号62頁・判タ1235号155頁(280)	A5 敷金
[689]	最（1小）判平成19年4月27日判時1969号38頁・判タ1240号136頁	C 太平洋諸島信託統治地域
[690]	最（1小）判平成19年4月27日民集61巻3号1188頁	C 太平洋諸島信託統治地域
[691]	最（1小）決平成19年9月27日金商1277号19頁	D 信託銀行の債券譲受
[692]	最（2小）判平成20年1月28日判時1995号151頁・判タ1262号56頁(281)	A2 訴訟信託（債権譲渡）

- (46) 〔本件評釈〕 毛戸勝元・京都法学会雑誌10巻6号（大正4年）1258頁。
(47) 〔本件評釈〕 遠藤浩・民事研修512号（平成11年）58頁。
(48) 〔本件評釈〕 石坂音四郎・法協34巻11号（大正5年）1873頁。
(49) 〔本件評釈〕 鳩山秀夫・法協35巻3号（大正6年）547頁。
(50) 〔本件評釈〕 松本烝治・法協35巻7号（大正6年）1272頁。
(51) 〔本件評釈〕 三瀬信三・法協36巻4号（大正7年）593頁
(52) 〔本件評釈〕 松本烝治・法協36巻12号（大正7年）1893頁。

- (53) [本件評釈] 藤崎道好『運輸判例百選』(別ジュリ34号、昭和46年) 58頁。
- (54) [本件評釈] 山田鎌一①『会社判例百選』(別ジュリ29号、昭和39年) 216頁、同②『同 (新版)』(別ジュリ63号、昭和45年) 274頁、岡本善八『会社判例百選 (第3版)』(別ジュリ296号、昭和54年) 202頁。
- (55) [本件評釈] 鳩山秀夫・法協37巻9号 (大正8年) 1352頁。
- (56) [本件評釈] 三瀧信三・法協37巻12号 (大正8年) 133頁。
- (57) [本件評釈] 鳩山秀夫・法協38巻1号 (大正9年) 117頁。
- (58) [本件評釈] 三瀧信三・法協38巻2号 (大正9年) 220頁。
- (59) [本件評釈] 三瀧信三・法協38巻10号 (大正9年) 1288頁。
- (60) [本件評釈] 鳩山秀夫・法協38巻11号 (大正9年) 1443頁。
- (61) [本件評釈] 平野義太郎『判例民法 (大正10年度)』(有斐閣、大正12年) [9事件] 24頁。
- (62) [本件評釈] 末弘巖太郎『判例民法 (大正10年度)』(有斐閣、大正12年) [33事件] 92頁。
- (63) [本件評釈] 末弘巖太郎『判例民法 (大正10年度)』(有斐閣、大正12年) [44事件] 122頁。
- (64) [本件評釈] 末弘巖太郎『判例民法 (大正10年度)』(有斐閣、大正12年) [53事件] 154頁、加藤正治・法協41巻5号 (大正12年) 899頁、玉田弘毅『民法判例百選Ⅰ総則・物権』(別ジュリ46号、昭和49年) 206頁。
- (65) [本件評釈] 我妻栄『判例民法 (大正10年度)』(有斐閣、大正12年) [77事件] 230頁。
- (66) [本件評釈] 平野義太郎『判例民法 (大正10年度)』(有斐閣、大正12年) [86事件] 265頁。
- (67) [本件評釈] 東季彦『判例民法 (大正10年度)』(有斐閣、大正12年) [136事件] 452頁、菅原春二・法学論叢 (京大) 7巻2号 (大正11年) 271頁。
- (68) [本件評釈] 我妻栄『判例民法 (大正10年度)』(有斐閣、大正12年) [142事件] 472頁。
- (69) [本件評釈] 穂積重遠『判例民法 (大正11年度)』(有斐閣、大正13年) [20事件] 80頁。
- (70) [本件評釈] 平野義太郎『判例民法 (大正11年度)』(有斐閣、大正13年) [39事件] 169頁。
- (71) [本件評釈] 葉師寺志光・法学志林25巻6号 (大正12年) 818頁、穂積重遠『判例民法 (大正11年度)』(有斐閣、大正13年) [40事件] 173頁。
- (72) [本件評釈] 田中耕太郎『判例民法 (大正11年度)』(有斐閣、大正13年) [59事件] 245頁、水口吉蔵・法律及政治 (明治大) 3巻1号 (大正13年) 117頁。
- (73) [本件評釈] 田中誠二・法協41巻6号 (大正12年) 1145頁、福岡博之『会社判例百選』(ジュリ臨増296号、昭和39年) 72頁。
- (74) [本件評釈] 末弘巖太郎『判例民事法 (大正13年度)』(有斐閣、大正15年) [110事件] 512頁、四宮和夫①『判例百選』(昭和35年) 46頁、同②『同 (第2版)』(別ジュリ2号、昭和40年) 58頁、深谷松男①『民法の判例』(昭和42年) 91頁、同②『同 (第2版)』(昭和46年) 87頁、遠藤浩・民事研修513号 (平成12年) 13頁。
- (75) [本件評釈] 山尾時三『判例民事法 (大正14年度)』(有斐閣、昭和2年) [59事件] 259頁、水口吉蔵・法律論叢 (明治大) 7巻1号 (昭和3年) 92頁。
- (76) [本件評釈] 藤田東三『判例民事法 (大正14年度)』(有斐閣、昭和2年) [75事件] 347頁。
- (77) [本件評釈] 小町谷操三『判例民事法 (大正14年度)』(有斐閣、昭和2年) [106事件] 507頁、水口吉蔵・法律論叢 (明治大) 7巻1号 (昭和4年) 96頁。
- (78) [本件評釈] 松本烝治『判例民事法 (大正15年・昭和元年度)』(有斐閣、昭和3年) [41事件] 214頁、水口吉蔵・法律論叢 (明治大) 8巻3号 (昭和4年) 366頁。
- (79) [本件評釈] 水口吉蔵・法律及政治 (明治大) 6巻6号 (昭和2年) 118頁、田中耕太郎『判例民事法 (大正15年・昭和元年度)』(有斐閣、昭和3年) [76事件] 401頁。
- (80) [本件評釈] 水口吉蔵・法律及政治 (明治大) 6巻6号 (昭和2年) 126頁、平井三三『判例民事法 (大正15年・昭和元年度)』(有斐閣、昭和3年) [84事件] 444頁、奥田昌道『民法判例百選Ⅱ債権』(別ジュリ47号、昭和50年) 74頁。
- (81) [本件評釈] 松本烝治『判例民事法 (大正15年・昭和元年度)』(有斐閣、昭和3年) [85事件] 451頁。
- (82) [本件評釈] 水口吉蔵・法律及政治 (明治大) 6巻9号 (昭和2年) 117頁、小町谷操三『判例民事法 (大正15年・昭和元年度)』(有斐閣、昭和3年) [119事件] 604頁、松波港三郎①『海事判例百選』(別ジュリ15号、昭和42年) 38頁、同②『同 (増補版)』(別ジュリ42号、昭和48年) 38頁、同③『商法 (保険・海商) 判例百選』(別ジュリ55号、昭和52年) 130頁。
- (83) [本件評釈] 水口吉蔵・法律論叢 (明治大) 7巻4号 (昭和3年) 483頁、竹田省・法学論叢 (京大) 19巻6号 (昭和3年) 948頁、我妻栄『判例民事法 (昭和2年度)』(有斐閣、昭和4年) [59事件] 288頁。
- (84) [本件評釈] 岡本駒之助・法曹公論32巻4号 (昭和3年) 99頁、水口吉蔵・法律論叢 (明治大) 7巻6号 (昭和3年) 750頁、田中耕太郎『判例民事法 (昭和2年度)』(有斐閣、昭和4年) [95事件] 457頁、竹田省・法学論叢 (京大) 21巻2号 (昭和4年) 322頁。

信託法上の信託か、信託類似の他の法律関係か

- (85) 〔本件評釈〕竹田省・法学論叢（京大）19巻4号（昭和3年）660頁、水口吉蔵・法律論叢（明治大）7巻4号（昭和3年）490頁、松本丞治『判例民事法（昭和2年度）』（有斐閣、昭和4年）〔56事件〕266頁。
- (86) 〔本件評釈〕末川博・法学論叢（京大）20巻6号（昭和3年）1263頁、宮崎孝治郎『判例民事法（昭和3年度）』（有斐閣、昭和5年）〔11事件〕48頁。
- (87) 〔本件評釈〕杉之原舜一・法時2巻3号（昭和5年）56頁、我妻栄・法協48巻9号（昭和5年）1527頁。
- (88) 〔本件評釈〕水口吉蔵・法律論叢（明治大）8巻5号（昭和4年）618頁、田中耕太郎『判例民事法（昭和3年度）』（有斐閣、昭和5年）〔96事件〕477頁、鴻常夫①『会社判例百選』（ジュリ臨増296号、昭和39年）142頁、同②『同（新版）』（別ジュリ29号、昭和45年）190頁、藤井俊雄①『商法の判例』（昭和42年）107頁、同②『会社判例百選（第3版）』（別ジュリ63号、昭和54年）146頁、同③『同（第4版）』（別ジュリ80号、昭和58年）146頁、同④『同（第5版）』（別ジュリ116号、平成4年）168頁、後藤紀一①『会社判例百選（第6版）』（別ジュリ149号、平成10年）162頁、同②『会社法判例百選』（別ジュリ180号、平成18年）186頁。
- (89) 〔本件評釈〕木村亀二・法時2巻2号（昭和5年）65頁。
- (90) 〔本件評釈〕杉之原舜一・法時2巻7号（昭和5年）76頁、水口吉蔵・法律論叢（明治大）9巻4号（昭和5年）448頁、末弘巖太郎『判例民事法（昭和4年度）』（有斐閣、昭和6年）〔86事件〕358頁、中野正俊『信託法判例研究（新訂版）』（酒井書店、平成17年）77頁。
- (91) 〔本件評釈〕杉之原舜一・法時3巻1号（昭和6年）56頁、穂積重遠『判例民事法（昭和5年度）』（有斐閣、昭和7年）〔56事件〕188頁、泉久雄『家族法判例百選』（別ジュリ12号、昭和42年）204頁。
- (92) 〔本件評釈〕杉之原舜一・法時3巻3号（昭和6年）66頁、水口吉蔵・法律論叢（明治大）10巻2号（昭和6年）225頁、鈴木竹雄『判例民事法（昭和5年度）』（有斐閣、昭和7年）〔79事件〕284頁。
- (93) 〔本件評釈〕杉之原舜一・法時3巻4号（昭和6年）59頁、森本富士雄・法律学研究（日本大）28巻6号（昭和6年）31頁、末川博・法学論叢（京大）26巻2号（昭和6年）314頁、吾妻光俊『判例民事法（昭和5年度）』（有斐閣、昭和7年）〔87事件〕313頁。
- (94) 〔本件評釈〕兼子一『判例民事法（昭和5年度）』（有斐閣、昭和7年）〔104事件〕373頁。
- (95) 〔本件評釈〕杉之原舜一・法時4巻5号（昭和7年）68頁、水口吉蔵・法律論叢（明治大）11巻9号（昭和7年）1008頁、鈴木竹雄『判例民事法（昭和6年度）』（有斐閣、昭和9年）〔111事件〕443頁、藤井俊雄①『会社判例百選』（ジュリ臨増296号、昭和39年）144頁、同②『同（新版）』（別ジュリ26号、昭和45年）192頁、植村啓治郎①『会社判例百選（第3版）』（別ジュリ63号、昭和54年）148頁、同②『同（第4版）』（別ジュリ80号、昭和58年）148頁。
- (96) 〔本件評釈〕杉之原舜一・法時4巻6号（昭和7年）77頁、石井照久『判例民事法（昭和6年度）』（有斐閣、昭和9年）〔121事件〕483頁、佐藤庸『手形小切手判例百選』（ジュリ臨増286号、昭和38年）100頁。
- (97) 〔本件評釈〕杉之原舜一・法時4巻8号（昭和7年）76頁、川島武宜『判例民事法（昭和7年度）』（有斐閣、昭和9年）〔5事件〕12頁。
- (98) 〔本件評釈〕杉之原舜一・法時4巻12号（昭和7年）55頁、我妻栄『判例民事法（昭和7年度）』（有斐閣、昭和9年）〔56事件〕176頁。
- (99) 〔本件評釈〕兼子一『判例民事法（昭和7年度）』（有斐閣、昭和9年）〔77事件〕252頁。
- (100) 〔本件評釈〕兼子一『判例民事法（昭和7年度）』（有斐閣、昭和9年）〔94事件〕312頁。
- (101) 〔本件評釈〕水口吉蔵・法律論叢（明治大）12巻2号（昭和8年）211頁、片山金章・法学新報43巻3号（昭和8年）373頁、小町谷操三『判例民事法（昭和7年度）』（有斐閣、昭和9年）〔137事件〕468頁。
- (102) 〔本件評釈〕中野正俊『信託法判例研究（新訂版）』（酒井書店、平成17年）202頁。
- (103) 〔本件評釈〕水口吉蔵・法律論叢（明治大）13巻5号（昭和9年）429頁、末延三三『判例民事法（昭和8年度）』（有斐閣、昭和12年）〔29事件〕96頁、中野正俊『信託法判例研究（新訂版）』（酒井書店、平成17年）102頁。
- (104) 〔本件評釈〕加藤正治①・法協51巻9号（昭和8年）1744頁、同②『判例民事法（昭和8年度）』（有斐閣、昭和12年）〔51事件〕185頁。
- (105) 〔本件評釈〕兼子一『判例民事法（昭和8年度）』（有斐閣、昭和12年）〔63事件〕234頁、中村英郎『民事訴訟判例百選』（別ジュリ5号、昭和40年）86頁。
- (106) 〔本件評釈〕於保不二雄・法と経済（立命館大）1巻1号（昭和9年）241頁、我妻栄『判例民事法（昭和8年度）』（有斐閣、昭和12年）〔58事件〕207頁、遠藤浩・民事研修511号（平成11年）23頁。
- (107) 〔本件評釈〕兼子一『判例民事法（昭和8年度）』（有斐閣、昭和12年）〔172事件〕637頁。
- (108) 〔本件評釈〕加藤正治・法協52巻11号（昭和9年）2134頁、有泉亨『判例民事法（昭和8年度）』（有斐閣、昭和12年）〔203事件〕750頁、大原栄一『手形小切手判例百選』（ジュリ臨増286号、昭和38年）30頁。
- (109) 〔本件評釈〕吉川大二郎・法と経済（立命館大）1巻5号（昭和9年）952頁、杉村章三郎・国家学会雑誌48巻11号（昭和9年）1545頁、美濃部達吉・国家学会雑誌48巻11号（昭和9年）1545頁、穂積重遠

- 『判例民事法 (昭和 8 年度)』(有斐閣、昭和 12 年) [211 事件] 787 頁。
- (110) [本件評釈] 本間喜一・法学志林 37 卷 1 号 (昭和 10 年) 83 頁、石井照久『判例民事法 (昭和 9 年度)』(有斐閣、昭和 16 年) [13 事件] 35 頁、北沢正啓『手形小切手判例百選』(ジュリ臨増 286 号、昭和 38 年) 172 頁。
- (111) [本件評釈] 加藤正治・法協 57 卷 3 号 (昭和 14 年) 526 頁、中野正俊『信託法判例研究 (新訂版)』(酒井書店、平成 17 年) 191 頁、197 頁。
- (112) [本件評釈] 水口吉藏・法律論叢 (明治大) 14 卷 2 号 (昭和 10 年) 225 頁、津津盛一・法学新報 45 卷 4 号 (昭和 10 年) 719 頁、前野順一・法学新報 45 卷 4 号 (昭和 10 年) 181 頁、大橋光雄・民商 1 卷 4 号 (昭和 10 年) 678 頁、鈴木竹雄『判例民事法 (昭和 9 年度)』(有斐閣、昭和 16 年) [122 事件] 397 頁。
- (113) [本件評釈] 舟橋諄一・民商 1 卷 2 号 (昭和 10 年) 275 頁、石本雅男・法と経済 (立命館大) 3 卷 2 号 (昭和 10 年) 366 頁、川島武宜『判例民事法 (昭和 9 年度)』(有斐閣、昭和 16 年) [88 事件] 277 頁。
- (114) [本件評釈] 齋藤常三郎・民商 1 卷 2 号 (昭和 10 年) 339 頁、加藤正治①・法協 53 卷 1 号 (昭和 10 年) 154 頁、同②『判例民事法 (昭和 9 年度)』(有斐閣、昭和 16 年) [97 事件] 310 頁。
- (115) [本件評釈] 西村信雄・民商 1 卷 3 号 (昭和 10 年) 505 頁、末弘巖太郎『判例民事法 (昭和 9 年度)』(有斐閣、昭和 16 年) [110 事件] 358 頁。
- (116) [本件評釈] 近藤英吉・民商 1 卷 3 号 (昭和 10 年) 519 頁、我妻栄『判例民事法 (昭和 9 年度)』(有斐閣、昭和 16 年) [112 事件] 364 頁、山本戸克己『判例演習 (債権法 1) (増補版)』(有斐閣、昭和 48 年) 132 頁。
- (117) [本件評釈] 末川博・民商 2 卷 3 号 (昭和 10 年) 475 頁、岡村玄治・法学新報 45 卷 9 号 (昭和 10 年) 1644 頁、川島武宜『判例民事法 (昭和 10 年度)』(有斐閣、昭和 11 年) [33 事件] 140 頁。
- (118) [本件評釈] 加藤正治・法協 54 卷 9 号 (昭和 11 年) 1806 頁、中野正俊『信託法判例研究 (新訂版)』(酒井書店、平成 17 年) 163 頁。
- (119) [本件評釈] 美濃部達吉・国家学会雑誌 49 卷 10 号 (昭和 10 年) 1589 頁、伊澤孝平・民商 2 卷 5 号 (昭和 10 年) 813 頁、鈴木竹雄『判例民事法 (昭和 10 年度)』(有斐閣、昭和 11 年) [47 事件] 202 頁。
- (120) [本件評釈] 美濃部達吉・国家学会雑誌 50 卷 2 号 (昭和 11 年) 262 頁。
- (121) [本件評釈] 菊井維大『判例民事法 (昭和 10 年度)』(有斐閣、昭和 11 年) [110 事件] 432 頁、加藤正治・法協 54 卷 4 号 (昭和 11 年) 766 頁、小野木常・法学論叢 (京大) 34 卷 2 号 (昭和 11 年) 358 頁、田中正雄・大阪谷公雄・民商 3 卷 4 号 (昭和 11 年) 307 頁、岡村玄治・法学新報 46 卷 6 号 (昭和 11 年) 121 頁、中野正俊『信託法判例研究 (新訂版)』(酒井書店、平成 17 年) 90 頁。
- (122) [本件評釈] 於保不二雄・法学論叢 (京大) 34 卷 4 号 (昭和 11 年) 708 頁、中川善之助・民商 3 卷 5 号 (昭和 11 年) 932 頁、福島四郎・法と経済 (立命館大) 5 卷 5 号 (昭和 11 年) 765 頁、川島武宜『判例民事法 (昭和 10 年度)』(有斐閣、昭和 11 年) [129 事件] 518 頁、中野正俊『信託法判例研究 (新訂版)』(酒井書店、平成 17 年) 225 頁。
- (123) [本件評釈] 松本烝治・民商 4 卷 4 号 (昭和 11 年) 791 頁、岩田新・法学新報 46 卷 11 号 (昭和 11 年) 1857 頁、来栖三郎『判例民事法 (昭和 11 年度)』(有斐閣、昭和 12 年) [36 事件] 147 頁。
- (124) [本件評釈] 薬師寺志光・民商 7 卷 3 号 (昭和 13 年) 461 頁、於保不二雄・法学論叢 (京大) 38 卷 2 号 (昭和 13 年) 395 頁、岩田新・法学新報 48 卷 3 号 (昭和 13 年) 449 頁、根本松男・日本法学 4 卷 3 号 (昭和 13 年) 59 頁、折茂豊『判例民事法 (昭和 12 年度)』(有斐閣、昭和 13 年) [86 事件] 147 頁。
- (125) [本件評釈] 薄根正男・民商 7 卷 4 号 (昭和 13 年) 709 頁、有泉亨『判例民事法 (昭和 12 年度)』(有斐閣、昭和 13 年) [105 事件] 382 頁。
- (126) [本件評釈] 豊崎光衛・法協 56 卷 5 号 (昭和 13 年) 1032 頁。
- (127) [本件評釈] 我妻栄・法協 56 卷 6 号 (昭和 13 年) 1258 頁。
- (128) [本件評釈] 戒能通孝・法協 56 卷 7 号 (昭和 13 年) 1455 頁。
- (129) [本件評釈] 板木郁郎・民商 8 卷 2 号 (昭和 13 年) 314 頁、兼子一『判例民事法 (昭和 13 年度)』(有斐閣、昭和 14 年) [27 事件] 103 頁、喜多川篤典『商法 (総則・商行為) 判例百選』(別ジュリ 49 号、昭和 50 年) 112 頁。
- (130) [本件評釈] 加藤正治・法協 56 卷 8 号 (昭和 13 年) 1662 頁、菊井維大『判例民事法 (昭和 13 年度)』(有斐閣、昭和 14 年) [33 事件] 125 頁。
- (131) [本件評釈] 中村宗雄・民商 9 卷 2 号 (昭和 14 年) 282 頁、菊井維大『判例民事法 (昭和 13 年度)』(有斐閣、昭和 14 年) [93 事件] 359 頁。
- (132) [本件評釈] 大阪谷公雄・民商 9 卷 4 号 (昭和 14 年) 646 頁、末延三次『判例民事法 (昭和 13 年度)』(有斐閣、昭和 14 年) [115 事件] 438 頁、中野正俊『信託法判例研究 (新訂版)』(酒井書店、平成 17 年) 286 頁。
- (133) [本件評釈] 竹田省・民商 9 卷 3 号 (昭和 14 年) 529 頁、升本重夫・法学新報 49 卷 4 号 (昭和 14 年) 617

信託法上の信託か、信託類似の他の法律関係か

- 頁、大橋光雄・法学論叢（京大）42巻1号（昭和15年）144頁、鈴木竹雄『判例民事法（昭和13年度）』（有斐閣、昭和14年）〔111事件〕423頁。
- (134) 〔本件評釈〕澤井種雄・法協58巻1号（昭和15年）114頁。
- (135) 〔本件評釈〕美濃部達吉・法協58巻8号（昭和15年）1211頁。
- (136) 〔本件評釈〕田中和夫・民商12巻1号（昭和15年）144頁、野間繁・法律論叢（明治大）20巻2号（昭和16年）255頁、菊井維大『判例民事法（昭和15年度）』（有斐閣、昭和17年）〔13事件〕52頁、福永有利『民事訴訟法判例百選』（別ジュリ5号、昭和40年）88頁。
- (137) 〔本件評釈〕藤江忠二郎・民商12巻2号（昭和15年）322頁、加藤正治『判例民事法（昭和15年度）』（有斐閣、昭和17年）〔20事件〕79頁。
- (138) 〔本件評釈〕宮澤俊義・国家学会雑誌55巻8号（昭和16年）992頁。
- (139) 〔本件評釈〕末川博・民商13巻1号（昭和16年）147頁、村松俊夫・日本法学7巻1号（昭和16年）80頁、野間繁・法律論叢（明治大）20巻1号（昭和16年）149頁、戒能通孝『判例民事法（昭和15年度）』（有斐閣、昭和17年）〔69事件〕273頁。
- (140) 〔本件評釈〕妹尾一雄・銀行研究40巻3号（昭和16年）167頁、西村信雄・民商13巻4号（昭和16年）613頁、岩田新・法学新報51巻6号（昭和16年）929頁、野田良之『判例民事法（昭和15年度）』（有斐閣、昭和17年）〔97事件〕388頁、杉原武・金法1421号（平成7年）42頁、遠藤浩・民事研修533号（平成13年）45頁。
- (141) 〔本件評釈〕齋藤常三郎・法学志林43巻2号（昭和16年）161頁、東本芳方・銀行研究40巻6号（昭和16年）174頁、藤江忠二郎・民商13巻6号（昭和16年）685頁、河本喜興之・日本法学7巻4号（昭和16年）609頁、前野順一・法学新報51巻6号（昭和16年）941頁、兼子一『判例民事法（昭和15年度）』（有斐閣、昭和17年）〔106事件〕421頁、加藤正治・法協59巻6号（昭和16年）940頁、斎藤秀夫『倒産判例百選』（別ジュリ52号、昭和51年）20頁。
- (142) 〔本件評釈〕美濃部達吉・法協59巻6号（昭和16年）946頁。
- (143) 〔本件評釈〕中村宗雄・民商13巻6号（昭和16年）991頁、河本喜興之・日本法学7巻6号（昭和16年）851頁、前野順一・法学新報51巻8号（昭和16年）1289頁、兼子一『判例民事法（昭和15年度）』（有斐閣、昭和17年）〔132事件〕530頁。
- (144) 〔本件評釈〕美濃部達吉・法協59巻7号（昭和16年）1166頁、田上獲治・国家学会雑誌56巻5号（昭和17年）677頁。
- (145) 〔本件評釈〕平井信也・銀行研究40巻4号（昭和16年）372頁、大隈健一郎・法学論叢（京大）44巻6号（昭和16年）957頁、竹田省・民商13巻6号（昭和16年）1023頁、長岡富三・法と経済（立命館大）15巻6号（昭和16年）137頁、安藤光・銀行論叢36巻4号（昭和16年）60頁、西島彌太郎・銀行論叢37巻1号（昭和16年）30頁、鈴木竹雄『判例民事法（昭和16年度）』（有斐閣、昭和19年）〔25事件〕105頁、水口吉藏・法律論叢（明治大）20巻1号（昭和16年）118頁、野津務・法学新報51巻10号（昭和16年）119頁、納富義光・法商研究（日本大）1巻2号（昭和16年）538頁、高窪利一①『続判例百選』（ジュリ臨増211号、昭和35年）72頁、同②『同（第2版）』（別ジュリ3号、昭和40年）112頁。
- (146) 〔本件評釈〕神道寛次・銀行研究41巻1号（昭和16年）171頁、四宮和夫『判例民事法（昭和16年度）』（有斐閣、昭和19年）〔15事件〕60頁、大阪谷公雄・民商14巻2号（昭和16年）298頁、石川忠・日本法学7巻9号（昭和16年）1174頁、岩田新・法学新報51巻11号（昭和16年）1757頁、中野正俊『信託法判例研究（新訂版）』（酒井書店、平成17年）23頁。
- (147) 〔本件評釈〕小町愈一・日本法学7巻10号（昭和16年）1342頁、津曲藏之丞・民商14巻4号（昭和16年）683頁、小町谷操三・法学（東北大）11巻8号（昭和18年）841頁、鈴木竹雄『判例民事法（昭和16年度）』（有斐閣、昭和19年）〔36事件〕149頁、岩田新・法学新報52巻1号（昭和17年）125頁。
- (148) 〔本件評釈〕竹田省・民商14巻6号（昭和16年）967頁、大隅健一郎・法学論叢45巻6号（昭和16年）882頁、根本松男・日本法学7巻12号（昭和16年）1563頁、西島彌太郎・銀行論叢37巻6号（昭和16年）57頁、梶田年・法学新報52巻2号（昭和17年）314頁、鈴木竹雄『判例民事法（昭和16年度）』（有斐閣、昭和19年）〔53事件〕231頁、山口幸五郎①『会社判例百選』（ジュリ臨増296号、昭和39年）54頁、同②『同（新版）』（別ジュリ29号、昭和45年）59頁、正井章篁①『会社判例百選（第3版）』（別ジュリ63号、昭和54年）128頁、同②『会社判例百選（第4版）』（ジュリ80号、昭和58年）132頁。
- (149) 〔本件評釈〕小野愈一・日本法学9巻1号（昭和18年）60頁、大阪谷公雄・民商17巻2号（昭和18年）187頁、四宮和夫『判例民事法（昭和17年度）』（有斐閣、昭和24年）〔37事件〕154頁、中野正俊『信託法判例研究（新訂版）』（酒井書店、平成17年）207頁。
- (150) 〔本件評釈〕清水並人・銀行研究45巻3号（昭和18年）76頁、小町愈一・日本法学9巻9号（昭和18年）546頁、藤江忠二郎・民商18巻3号（昭和18年）301頁、加藤正治・法協61巻8号（昭和18年）1169頁、兼子一『判例民事法（昭和18年度）』（有斐閣、昭和30年）〔7事件〕24頁。

- (151) 〔本件評釈〕吉川大二郎・民商20巻2号(昭和20年)62頁、菊井維大『判例民事法(昭和18年度)』(有斐閣、昭和30年)〔59事件〕260頁。
- (152) 〔本件評釈〕末川博・民商20巻2号(昭和20年)97頁、川島武宜①『判例民事法(昭和18年度)』(有斐閣、昭和30年)〔66事件〕291頁、同②『判例百選』(ジュリ200号、昭和35年)84頁、同③『判例百選(第2版)』(別ジュリ2号、昭和40年)76頁。
- (153) 〔本件評釈〕伊藤正己『判例民事法(昭和19年度)』(有斐閣、昭和30年)〔3事件〕7頁、中野正俊『信託法判例研究(新訂版)』(酒井書店、平成17年)31頁。
- (154) 〔本件評釈〕谷口知平・民商23巻1号(昭和23年)38頁、加藤一郎『判例民事法(昭和19年度)』(有斐閣、昭和30年)〔51事件〕219頁、川井健①『判例百選』(ジュリ200号、昭和35年)86頁、同②『判例百選(第2版)』(別ジュリ2号、昭和40年)78頁、浜上則雄①『民法判例百選Ⅰ総則・物権』(別ジュリ46号、昭和49年)70頁、同②『同(第2版)』(ジュリ77号、昭和57年)74頁、同③『同(第3版)』(別ジュリ104号、平成元年)80頁、遠藤浩・民事研修441号(平成6年)24頁、高森八四郎＝高森哉子①『民法判例百選Ⅰ総則・物権(第4版)』(別ジュリ136号、平成8年)76頁、同②『同(第5版)』(別ジュリ159号、平成13年)74頁、同③『同(第5版・新法対応補正版)』(別ジュリ175号、平成17年)74頁。
- (155) 〔本件評釈〕山口友吉・民商32巻1号(昭和30年)91頁、三ヶ月章＝鴻常夫『判例民事法(昭和25年度)』(有斐閣、昭和37年)〔7事件〕40頁。
- (156) 〔本件評釈〕大阪谷公雄・民商32巻4号(昭和31年)130頁、末延三次＝田中英夫『判例民事法(昭和25年度)』(有斐閣、昭和37年)〔46事件〕240頁。
- (157) 〔本件評釈〕林良平・民商33巻3号(昭和31年)151頁、有泉亨『判例民事法(昭和26年度)』(有斐閣、昭和38年)〔56事件〕264頁。
- (158) 〔本件評釈〕能見善久・法協96巻6号(昭和54年)84頁。
- (159) 〔本件評釈〕田中成志・法協97巻1号(昭和55年)141頁。
- (160) 〔本件評釈〕土井王明『最高裁判所判例解説民事篇(昭和29年度)』(法曹会、昭和30年)〔13事件〕22頁、幾代通①『不動産取引判例百選』(別ジュリ10号、昭和41年)66頁、同②『同(増補版)』(別ジュリ10号、昭和52年)66頁、山田誠一『不動産取引判例百選(第3版)』(別ジュリ112号、平成3年)72頁。
- (161) 〔本件評釈〕長谷部茂吉・金法30号(昭和29年)13頁、田中英夫・法協73巻3号(昭和31年)376頁。
- (162) 〔本件評釈〕早川登・名城法学5巻1号(昭和30年)55頁、北村良一『最高裁判所判例解説民事篇(昭和29年度)』(法曹会、昭和30年)〔53事件〕85頁、佐藤鉄男・法協102巻1号(昭和60年)238頁、山本弘①『民事訴訟法判例百選Ⅰ』(別ジュリ114号、平成4年)104頁、同②『同(新法対応補正版)』(別ジュリ145号、平成10年)104頁、同③『民事訴訟法判例百選(第3版)』(別ジュリ169号、平成15年)44頁、矢島啓至・法学研究(慶應大)67巻4号(平成6年)133頁。
- (163) 〔本件評釈〕川添利起①・金法50号(昭和29年)10頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和29年度)』(法曹会、昭和30年)〔76事件〕120頁、川本権祐・民事研修13号(昭和33年)37頁、米倉明・法協106巻6号(平成元年)1107頁。
- (164) 〔本件評釈〕大場茂行・金法50号(昭和29年)10頁。
- (165) 〔本件評釈〕大場茂行・金法61号(昭和30年)4頁。
- (166) 〔本件評釈〕青山義武①・金法97号(昭和31年)9頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和31年度)』(法曹会、昭和32年)〔2事件〕2頁、鈴木竹雄・法協74巻2号(昭和32年)172頁、小橋一郎①・民商34巻5号(昭和32年)57頁、同②『手形小切手判例百選』(ジュリ臨増286号、昭和38年)160頁、同③『判例百選(第2版)』(別ジュリ2号、昭和40年)110頁、同④『手形小切手判例百選(新版)』(別ジュリ24号、昭和44年)194頁、同⑤『同(新版・増補)』(別ジュリ24号、昭和51年)194頁、並木俊守『商法の判例』(ジュリ増、昭和42年)169頁、菱田政宏①『手形小切手判例百選(第3版)』(別ジュリ72号、昭和56年)140頁、同②『同(第4版)』(別ジュリ108号、平成2年)108頁、藤田勝利『手形小切手判例百選(第5版)』(別ジュリ144号、平成9年)100頁、山部俊文『手形小切手判例百選(第6版)』(別ジュリ173号、平成16年)110頁。
- (167) 〔本件評釈〕谷田昌三郎・同志社法学39号(8巻5号、昭和32年)119頁、田中整爾・民商35巻1号(昭和32年)58頁、三淵乾太郎『最高裁判所判例解説民事篇(昭和31年度)』(法曹会、昭和32年)〔38事件〕88頁、槇梯次①『不動産取引判例百選』(別ジュリ10号、昭和41年)70頁、同②『同(増補版)』(別ジュリ10号、昭和52年)70頁。
- (168) 〔本件評釈〕石田喜久夫・民商37巻5号(昭和33年)133頁、青柳文雄①『続判例百選』(ジュリ臨増211号の2、昭和35年)130頁、同②『同(第2版)』(別ジュリ3号、昭和40年)162頁、莊子邦雄①『刑法判例百選』(ジュリ臨増307号の2、昭和39年)230頁、②『同(新版)』(別ジュリ27号、昭和45年)254頁、同③『刑法判例百選Ⅱ各論』(別ジュリ58号、昭和53年)196頁、藤木英雄①『不動産取引判例百選』(別ジュリ10号、昭和41年)172頁、同②『同(増補版)』(別ジュリ10号、昭和52年)172頁、八木國之①

- 『刑法の判例』（ジュリ増、昭和42年）233頁、同②『同（第2版）』（ジュリ増、昭和48年）271頁、伊達秋雄『最高裁判所判例解説刑事篇（昭和31年度）』（法曹会、昭和33年）〔53事件〕170頁、寺尾淳・研修375号（昭和54年）87頁、船山泰範①『不動産取引判例百選（第2版）』（別ジュリ112号、平成3年）164頁、同②『同（第3版）』（別ジュリ192号、平成20年）162頁。
- (169) 〔本件評釈〕横山茂晴・民事研修12号（昭和33年）27頁、小室直人・民商37巻3号（昭和33年）110頁、長谷部茂吉『最高裁判所判例解説民事篇（昭和32年度）』（法曹会、昭和33年）〔86事件〕201頁、鈴木正裕①『続判例百選』（ジュリ臨増211号の2、昭和35年）150頁、同②『同（第2版）』（別ジュリ3号、昭和40年）140頁、同③『民事訴訟法判例百選』（別ジュリ5号、昭和40年）44頁、上田徹一郎①『民事訴訟法判例百選Ⅱ』（別ジュリ115号、平成4年）386頁、同②『同（新法対応補正版）』（別ジュリ146号、平成10年）398頁。
- (170) 〔本件評釈〕塩田親文・民商37巻6号（昭和33年）67頁、前田庸・法協76巻4号（昭和35年）492頁、大場茂行『最高裁判所判例解説民事篇（昭和32年度）』（法曹会、昭和33年）〔116事件〕266頁。
- (171) 〔本件評釈〕北村良一①・金法169号（昭和33年）9頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（昭和33年度）』（法曹会、昭和36年）〔6事件〕10頁、斎藤秀夫・民商38巻2号（昭和33年）121頁。
- (172) 〔本件評釈〕星智孝・民事研修19号（昭和33年）31頁、植柳次・民商38巻6号（昭和34年）81頁、加藤永一・法学（東北大）23巻1号（昭和34年）114頁、井口牧郎①・金法181号（昭和33年）9頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（昭和33年度）』（法曹会、昭和36年）〔46事件〕107頁、浦野雄幸・登記研究452号（昭和60年）1頁、遠藤浩・民事研修491号（平成10年）50頁。
- (173) 〔本件評釈〕平場安治・法学論叢65巻5号（昭和33年）83頁、竹村照雄・法学新報66巻11号（昭和34年）164頁、栗田正『最高裁判所判例解説刑事篇（昭和33年度）』（法曹会、昭和36年）〔86事件〕347頁、鈴木茂嗣『刑事訴訟法判例百選』（別ジュリ1号、昭和40年）72頁、光藤景峻・警察研究58巻6号（昭和62年）49頁。
- (174) 〔本件評釈〕林良平・法学論叢65巻4号（昭和33年）85頁、板本郁郎・民商40巻3号（昭和34年）124頁、川添利起『最高裁判所判例解説民事篇（昭和33年度）』（法曹会、昭和36年）〔90事件〕212頁、中尾英俊①『民法の判例』（ジュリ増、昭和42年）66頁、同②『同（第2版）』（ジュリ増、昭和46年）62頁。
- (175) 〔本件評釈〕三淵乾太郎①・ジュリ168号（昭和33年）46頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（昭和33年度）』（法曹会、昭和36年）〔119事件〕295頁、小山昇・民商40巻6号（昭和34年）33頁、東松文雄『民事訴訟法判例百選（第2版）』（別ジュリ76号、昭和57年）156頁、萩澤達彦①『民事訴訟法判例百選Ⅰ』（別ジュリ114号、平成4年）180頁、同②『同（新法対応補正版）』（別ジュリ145号、平成10年）180頁、同③『民事訴訟法判例百選（第3版）』（別ジュリ169号、平成15年）104頁。
- (176) 〔本件評釈〕小室直人・民商42巻3号（昭和35年）84頁、三淵乾太郎『最高裁判所判例解説民事篇（昭和34年度）』（法曹会、昭和36年）〔74事件〕215頁。
- (177) 〔本件評釈〕三淵乾太郎①・金法235号（昭和35年）11頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（昭和35年度）』（法曹会、昭和36年）〔2事件〕8頁、田中整爾・民商42巻6号（昭和35年）81頁、香川保一・登記研究177号（昭和37年）11頁、船越隆司①『不動産取引判例百選』（別ジュリ10号、昭和41年）68頁、同②『同（増補版）』（別ジュリ10号、昭和52年）68頁、同③『同（第2版）』（別ジュリ112号、平成3年）86頁、始関正光『不動産取引判例百選（第3版）』（別ジュリ192号、平成20年）124頁。
- (178) 〔本件評釈〕寺尾正二『最高裁判所判例解説刑事篇（昭和35年度）』（法曹会、昭和36年）〔60事件〕219頁、内田文昭①『刑事訴訟法判例百選』（別ジュリ1号、昭和40年）230頁、同②『同（第2版）』（別ジュリ33号、昭和46年）166頁、河井信太郎・法学新報69巻4号（昭和37年）64頁、大西武士『判例金融取引法（下）』（ビジネス教育出版社、平成2年）440頁、加藤敏貞・研修596号（平成10年）73頁。
- (179) 〔本件評釈〕長利正己『最高裁判所判例解説民事篇（昭和35年度）』（法曹会、昭和36年）〔106事件〕328頁、水田耕一・法セ60号（昭和36年）54頁、長谷部茂吉・ひろば14巻3号（昭和36年）4頁、高島正夫・民商44巻4号（昭和36年）109頁、菅原菊志・商事法務研究208号（昭和36年）8頁、松岡熊三郎＝野間繁＝大住達雄＝保住昭一＝小松俊雄＝坂本雄三・綜合法学37号（昭和36年）57頁、竹内昭夫・法協79巻4号（昭和37年）153頁、西原寛一①『会社判例百選』（ジュリ臨増296号、昭和39年）130頁、同②『同（新版）』（別ジュリ29号、昭和45年）77頁、山崎悠基『商法の判例』（ジュリ増、昭和42年）99頁、菱田政宏『証券・商品取引判例百選』（別ジュリ20号、昭和43年）132頁、岡田利克・流通経済大学論集18号（6巻1号、昭和46年）65頁、大原栄一①『会社判例百選（第3版）』（別ジュリ63号、昭和54年）42頁、同②『同（第4版）』（別ジュリ80号、昭和58年）48頁、同③『同（第5版）』（別ジュリ116号、平成4年）42頁、河内隆史『会社法基本判例』（昭和63年）56頁、清水忠之①『会社判例百選（第6版）』（別ジュリ149号、平成10年）40頁、同②『会社法判例百選』（別ジュリ180号、平成18年）36頁。
- (180) 〔本件評釈〕三淵乾太郎①・金法260号（昭和35年）8頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（昭和35年度）』（法曹会、昭和36年）〔126事件〕381頁、遠田新一・民商44巻5号（昭和36年）124頁、佐々木金

- 三・専修大学論集27号(昭和36年)97頁、守井静雄・法学(東北大)27巻1号(昭和38年)108頁、川田昇・法セ249号(昭和51年)84頁、浜上則雄『民法の判例』(ジュリ増、昭和42年)27頁、米山隆①『民法判例百選Ⅰ総則・物権』(別ジュリ46号、昭和49年)65頁、同②『同(第2版)』(別ジュリ77号、昭和57年)70頁、米沢明『商標・商号、不正競争判例百選』(別ジュリ14号、昭和42年)174頁、吉田邦彦・法協103巻10号(昭和61年)192頁、遠藤浩・民事研修441号(平成6年)24頁。
- (181)〔本件評釈〕川添利起①・金法267号(昭和36年)10頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和35年度)』(法曹会、昭和36年)〔145事件〕430頁、柚木馨・民商45巻1号(昭和36年)66頁、村上淳一・法協79巻6号(昭和38年)69頁、澤野順彦『担保法の判例Ⅱ』(ジュリ増、平成6年)50頁。
- (182)〔本件評釈〕北村良一①・金法265号(昭和36年)11頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和35年度)』(法曹会、昭和36年)〔151事件〕449頁、谷口知平・民商45巻1号(昭和36年)118頁、恒田文次・青山法学論集4巻2号(昭和37年)75頁、中田淳一『民事訴訟法判例百選』(別ジュリ5号、昭和40年)148頁。
- (183)〔本件評釈〕倉田卓次『最高裁判所判例解説民事篇(昭和36年度)』(法曹会、昭和42年)〔15事件〕48頁、谷田貝三郎・民商45巻3号(昭和36年)58頁、星野英一・法協79巻6号(昭和38年)786頁。
- (184)〔本件評釈〕川添利起『最高裁判所判例解説民事篇(昭和36年度)』(法曹会、昭和42年)〔22事件〕75頁、四宮和夫・民商45巻4号(昭和37年)477頁、平野克明・法学志林59巻3～4号(昭和37年)238頁、三ヶ月章・法協80巻1号(昭和38年)126頁。
- (185)〔本件評釈〕河村澄夫・シュトイエル2号(昭和37年)3頁、板倉宏・警察研究35巻1号(昭和39年)122頁、三井明『最高裁判所判例解説民事篇(昭和36年度)』(法曹会、昭和42年)〔46事件〕172頁。
- (186)〔本件評釈〕長利正己『最高裁判所判例解説民事篇(昭和36年度)』(法曹会、昭和42年)〔98事件〕320頁、今井宏・民商46巻3号(昭和37年)120頁、小島康裕・法学(東北大)26巻4号(昭和37年)68頁。
- (187)〔本件評釈〕倉田卓次①・金法294号(昭和36年)10頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和36年度)』(法曹会、昭和42年)〔106事件〕339頁、塩田親文・民商46巻4号(昭和37年)693頁、畑肇・同志社法学72号(14巻2号、昭和37年)70頁、小島康裕・法学(東北大)28巻1号(昭和39年)116頁。
- (188)〔本件評釈〕高島正夫・判評44号(判時283号、昭和37年)12頁。
- (189)〔本件評釈〕田中永司①・金法308号(昭和37年)11頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和37年度)』(法曹会、昭和38年)〔25事件〕80頁、実方正雄・法時34巻12号(昭和37年)116頁、竜田節・民商47巻4号(昭和38年)119頁、井上勝男・銀行法務117号(昭和38年)13頁、浪川正己・法学研究(愛知学院大)5巻1～2号(昭和38年)135頁、渡常夫①『会社判例百選』(ジュリ臨増206号の2、昭和39年)28頁、同②・法協81巻2号(昭和39年)188頁、同③『銀行取引判例百選』(別ジュリ6号、昭和41年)88頁、同④『会社判例百選(新版)』(別ジュリ29号、昭和45年)32頁、同⑤『銀行取引判例百選(新版)』(別ジュリ38号、昭和47年)109頁、石井真司・金法724号(昭和49年)26頁、保住昭一①・法セ244号(昭和50年)126頁、同②『会社法基本判例』(同文館出版、昭和63年)27頁、前田庸①『会社判例百選(第3版)』(別ジュリ63号、昭和54年)26頁、同②『同(第4版)』(別ジュリ80号、昭和58年)30頁、三上徹・金法1642号(平成14年)4頁。
- (190)〔本件評釈〕成田頼明①・ひろば15巻5号(昭和37年)36頁、同②『憲法判例百選Ⅱ』(別ジュリ69号、昭和55年)300頁、同③『地方自治判例百選』(別ジュリ71号、昭和56年)8頁、同④『憲法判例百選Ⅱ(第2版)』(別ジュリ96号、昭和63年)370頁、大西芳雄・民商47巻4号(昭和38年)135頁、田中二郎『憲法判例百選』(ジュリ臨増276号の2、昭和38年)194頁、有倉達吉①『憲法判例百選(新版)』(別ジュリ21号、昭和43年)182頁、同②『同(第3版)』(別ジュリ44号、昭和49年)224頁、小嶋和司①『行政判例百選(新版)』(別ジュリ28号、昭和45年)213頁、同②『行政判例百選Ⅱ』(別ジュリ62号、昭和54年)336頁、宮崎良夫『地方自治判例百選』(別ジュリ71号、昭和56年)198頁、小林武『憲法訴訟』(法セ増刊、昭和58年)60頁、戸松秀典①『行政判例百選Ⅱ(第2版)』(別ジュリ93号、昭和62年)360頁、同②『同(第3版)』(別ジュリ123号、平成5年)372頁、同③『同(第4版)』(別ジュリ151号、平成11年)396頁、三木義一①『地方自治判例百選(第2版)』(別ジュリ125号、平成5年)208頁、同②『同(第3版)』(別ジュリ168号、平成15年)182頁、毛利透①『憲法判例百選Ⅱ(第3版)』(別ジュリ131号、平成6年)388頁、同②『同(第4版)』(別ジュリ155号、平成12年)400頁、同③『同(第5版)』(別ジュリ187号、平成19年)412頁、佐々木善三・研修603号(平成10年)49頁、大石真『行政判例百選Ⅱ(第5版)』(別ジュリ182号、平成18年)316頁。
- (191)〔本件評釈〕香川保一・登記研究175号(昭和37年)9頁、長谷部茂吉・金法315号(昭和37年)14頁、中務嗣治郎=安倍智勇『担保法の判例Ⅰ』(ジュリ増、平成6年)272頁。
- (192)〔本件評釈〕宮田信夫①・金法319号(昭和37年)9頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和37年度)』(法曹会、昭和38年)〔69事件〕223頁、谷口知平・民商48巻3号(昭和38年)122頁、星野英一・法協81巻5号(昭和40年)594頁、橋本岑生・法学(東北大)29巻1号(昭和40年)109頁。

- (193) 〔本件評釈〕山田二郎・税経通信33巻14号(昭和53年)42頁。
- (194) 〔本件評釈〕坂井芳雄①・金法321号(昭和37年)10頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和37年度)』(法曹会、昭和38年)[93事件]310頁、石田喜久夫・判評55号(判時325号、昭和38年)16頁、高木多喜男・民商48巻4号(昭和38年)75頁、香川保一・登記研究188号(昭和38年)7頁、井上勝馬・銀行法務11巻9号(昭和38年)25頁、米倉明・法協81巻6号(昭和40年)70頁、佐々木金三①『不動産取引判例百選』(別ジュリ10号、昭和41年)90頁、同②『同(増補版)』(別ジュリ10号、昭和52年)90頁、半田正夫『不動産取引判例百選(第2版)』(別ジュリ112号、平成3年)106頁、河合芳光『不動産取引判例百選(第3版)』(別ジュリ192号、平成20年)138頁。
- (195) 〔本件評釈〕安倍正三『最高裁判所判例解説民事篇(昭和37年度)』(法曹会、昭和38年)[81事件]273頁、田中実・法学研究(慶應大)36巻6号(昭和38年)102頁、中村英郎①・民商48巻4号(昭和38年)103頁、同②『民事訴訟法判例百選』(別ジュリ5号、昭和40年)32頁、山本戸克己・法時35巻8号(昭和38年)90頁、上田徹一郎・法と政治(関西学院大)14巻2号(昭和38年)143頁、石川明・法学研究(慶應大)36巻10号(昭和38年)100頁。
- (196) 〔本件評釈〕乾昭三・法時35巻7号(昭和38年)81頁、舟橋諄一・民商48巻6号(昭和38年)104頁、金山正信・同志社法学83号(15巻4号、昭和39年)80頁、星野英一・法協81巻5号(昭和40年)132頁、真船孝允『最高裁判所判例解説民事篇(昭和37年度)』(法曹会、昭和38年)[147事件]486頁。
- (197) 〔本件評釈〕渡部吉隆『最高裁判所判例解説民事篇(昭和38年度)』(法曹会、昭和41年)[18事件]65頁、園部逸夫・民商49巻5号(昭和39年)116頁、成田頼明『租税判例百選』(別ジュリ17号、昭和43年)220頁、佐藤英善①『地方自治判例百選』(別ジュリ71号、昭和56年)202頁、同②『同(第2版)』(別ジュリ125号、平成5年)210頁、同③『同(第3版)』(別ジュリ168号、平成15年)184頁。
- (198) 〔本件評釈〕可部恒雄『最高裁判所判例解説民事篇(昭和38年度)』(法曹会、昭和41年)[27事件]96頁、大阪谷公雄・民商49巻5号(昭和39年)140頁、石川明・法学研究(慶應大)37巻10号(昭和39年)102頁。
- (199) 〔本件評釈〕栗山忍『最高裁判所判例解説民事篇(昭和38年度)』(法曹会、昭和41年)[80事件]307頁、藪重夫・民商51巻1号(昭和39年)108頁、石川明・法学研究(慶應大)38巻7号(昭和40年)112頁、高津幸一・法協83巻9～10号(昭和41年)165頁。
- (200) 〔本件評釈〕蕪山巖①・金法391号(昭和39年)14頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和39年度)』(法曹会、昭和46年)[81事件]331頁、河本一郎・判評77号(判時398号、昭和40年)24頁、小橋一郎・民商52巻4号(昭和40年)121頁、大久保喜弘・法学志林63巻1号(昭和40年)85頁、菅原菊志・法学(東北大)29巻4号(昭和40年)114頁、大森忠夫①『手形小切手判例百選(新版)』(別ジュリ24号、昭和44年)50頁、同②『同(新版・増補)』(別ジュリ24号、昭和51年)50頁、加藤勝郎『手形小切手判例百選(第3版)』(別ジュリ72号、昭和56年)34頁、森淳二郎『手形小切手判例百選(第6版)』(別ジュリ173号、)30頁。
- (201) 〔本件評釈〕上代博紀＝鴻常夫＝高窪利＝島谷六郎・手形研究94号(9巻6号、昭和40年)40頁。
- (202) 〔本件評釈〕高津環①・金法394号(昭和39年)12頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和39年度)』(法曹会、昭和46年)[90事件]369頁、高窪利一①・手形研究93号(9巻5号、昭和40年)18頁、同②『金融・商事判例創刊記念号』(昭和51年)32頁、上柳克郎・民商52巻5号(昭和40年)97頁、吉井淳・法学研究(愛知学院大)9巻1号(昭和41年)101頁、北沢正啓①『手形小切手判例百選(新版)』(別ジュリ24号、昭和44年)206頁、同②『同(新版・増補)』(別ジュリ24号、昭和51年)206頁、竹内昭夫①『商法の判例』(ジュリ増、昭和42年)173頁、同②『同(第2版)』(ジュリ増、昭和47年)189頁、同③『同(第3版)』(ジュリ増、昭和52年)220頁、今井宏・法セ263号(昭和52年)72頁。
- (203) 〔本件評釈〕桃田文郎①・金法410号(昭和40年)13頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和40年度)』(法曹会、昭和45年)[17事件]73頁、山下朝一・金法416号(昭和40年)15頁、中田淳一①・判評83号(判時416号、昭和40年)1頁、同②・民商53巻4号(昭和41年)141頁、霜島甲一・法協82巻6号(昭和41年)98頁、石川明・法学研究(慶應大)40巻3号(昭和42年)98頁、徳田和幸『倒産判例百選』(別ジュリ52号、昭和51年)80頁。
- (204) 〔本件評釈〕宮田信夫『最高裁判所判例解説民事篇(昭和40年度)』(法曹会、昭和45年)[26事件]111頁、伊東乾・民商53巻6号(昭和41年)147頁、霜島甲一・法協83巻1号(昭和41年)125頁、高井章吾・法学研究(慶應大)40巻5号(昭和42年)131頁、大橋寛明『民事執行法判例百選』(別ジュリ127号、平成6年)118頁、目黒大輔『民事執行・保全判例百選』(別ジュリ177号、平成17年)110頁。
- (205) 〔本件評釈〕瀬戸正二『最高裁判所判例解説民事篇(昭和40年度)』(法曹会、昭和45年)[33事件]148頁、森実・法学志林63巻4号(昭和41年)177頁、武井正臣・民商54巻1号(昭和41年)71頁、星野英一・法協83巻2号(昭和41年)95頁、東海林邦彦・法学(東北大)31巻3号(昭和42年)127頁、潮見俊隆『民法の判例』(ジュリ増、昭和42年)81頁、岩井萬亀①『民法判例百選I総則・物権』(別ジュリ46号、

- 昭和49年) 168頁、同②『同 (第2版)』(別ジュリ77号、昭和57年) 174頁、上谷均①『民法院例百選 I 総則・物権 (第3版)』(別ジュリ104号、平成元年) 166頁、同②『同 (第4版)』(別ジュリ136号、平成8年) 162頁、同③『同 (第5版)』(別ジュリ159号、平成13年) 164頁、同④『同 (第5版・新法対応補正版)』(別ジュリ175号、平成17年) 164頁、遠藤浩・民事研修479号 (平成9年) 37頁。
- (206) [本文評釈] 金沢良雄・法協83巻4号 (昭和41年) 94頁、黒田了一・民商54巻4号 (昭和41年) 87頁、安倍正三『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和40年度)』(法曹会、昭和45年) [70事件] 363頁。
- (207) [本文評釈] 安倍正三『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和40年度)』(法曹会、昭和45年) [62事件] 315頁、三和一博・東洋法学9巻4号 (昭和41年) 105頁、中家一憲・法協83巻4号 (昭和41年) 104頁、松坂佐一・民商54巻4号 (昭和41年) 103頁、久保田由子・経済研究 (大阪府大) 44号 (昭和41年) 59頁、本城武雄・法時39巻1号 (昭和42年) 99頁、遠藤浩・民事研修436号 (平成5年) 18頁。
- (208) [本文評釈] 坂井芳雄①・金法436号 (昭和41年) 13頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和41年度)』(法曹会、昭和42年) [1事件] 1頁、甲斐道太郎・民商55巻2号 (昭和41年) 127頁、川村俊雄・民事研修115号 (昭和41年) 77頁、古軸隆介・法協83巻11~12号 (昭和41年) 110頁、林良平・法学論叢81巻2号 (昭和42年) 106頁、香川保一・登記研究238号 (昭和42年) 7頁、鈴木重信・登記先例解説集9巻5号 (昭和44年) 90頁。
- (209) [本文評釈] 矢野邦雄『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和41年度)』(法曹会、昭和42年) [54事件] 322頁、清水敬次・シュトイエル57号 (昭和41年) 7頁、村井正・民商56巻2号 (昭和42年) 279頁、真柄久雄・法協84巻5号 (昭和42年) 760頁、植松守雄①『租税判例百選』(別ジュリ17号、昭和43年) 92頁、同②『同 (第2版)』(別ジュリ79号、昭和58年) 86頁、斉藤利久・税経通信23巻13号 (昭和43年) 34頁、仲尾庄一・税経通信32巻11号 (昭和52年) 42頁、波多野弘・税経通信34巻15号 (昭和54年) 18頁。
- (210) [本文評釈] 鈴木重信『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和41年度)』(法曹会、昭和42年) [59事件] 345頁、藤井俊雄・企業法研究140号 (昭和42年) 43頁、米沢明・法時39巻2号 (昭和42年) 120頁、戸塚登・民商56巻3号 (昭和42年) 96頁、矢沢惇①・ジュリ373号 (昭和42年) 284頁、同②・法協84巻6号 (昭和42年) 94頁、並木俊守・判評103号 (判時483号、昭和42年) 31頁、久保欣哉『商法の判例』(ジュリ増、昭和42年) 65頁、川添清吉・青山法学論集9巻3号 (昭和42年) 311頁、林脇トシ子=坂原正夫・法学研究 (慶應大) 41巻4号 (昭和43年) 96頁。
- (211) [本文評釈] 橋田文郎『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和41年度)』(法曹会、昭和42年) [72事件] 405頁、斎藤秀夫・判評99号 (判時471号、昭和42年) 24頁、嶋田敬介①・ジュリ373号 (昭和42年) 309頁、同②『昭和41・42年度重要判例解説』(ジュリ増、昭和48年) 78頁、鈴木正裕・民商56巻3号 (昭和42年) 115頁、新堂幸司・法協84巻8号 (昭和42年) 51頁、上村明広・法経学会雑誌 (岡山大) 17巻2号 (昭和42年) 139頁、吉村徳重『続民事訴訟法判例百選』(別ジュリ36号、昭和47年) 118頁、林淳『民事訴訟法判例百選 (第2版)』(別ジュリ76号、昭和57年) 176頁、河野正憲①『民事訴訟法判例百選 I』(別ジュリ114号、平成4年) 218頁、同②『同 (新法対応補正版)』(別ジュリ145号、平成10年) 218頁。
- (212) [本文評釈] 奈良次郎①・金法478号 (昭和42年) 29頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和42年度)』(法曹会、昭和46年) [24事件] 115頁、位野木益雄・金法492号 (昭和42年) 11頁、竹内昭夫・法協85巻3号 (昭和43年) 104頁、近藤弘二①『手形小切手判例百選 (新版)』(別ジュリ24号、昭和44年) 72頁、同②『同 (新版・増補)』(別ジュリ24号、昭和51年) 72頁、中村一彦・法学 (東北大) 35巻3号 (昭和46年) 99頁、田辺康平①『商法の判例 (第2版)』(ジュリ増、昭和47年) 135頁、同②『同 (第3版)』(ジュリ増、昭和52年) 163頁、岩原紳作『手形小切手判例百選 (第4版)』(別ジュリ108号、平成2年) 46頁、高橋宏志①『手形小切手判例百選 (第5版)』(別ジュリ144号、平成9年) 42頁、同②『同 (第6版)』(別ジュリ173号、平成16年) 46頁。
- (213) [本文評釈] 瀬戸正二『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和42年度)』(法曹会、昭和46年) [25事件] 129頁、黒木三郎・判評107号 (判時495号、昭和42年) 21頁、中尾英俊・民商57巻3号 (昭和42年) 146頁、川島武宜・法協85巻3号 (昭和43年) 124頁、潮見俊隆『民法の判例 (第2版)』(ジュリ増、昭和46年) 77頁。
- (214) [本文評釈] 千種秀夫『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和42年度)』(法曹会、昭和46年) [44事件] 240頁、大阪谷公雄・民商57巻6号 (昭和43年) 75頁、青山善充・法協85巻5号 (昭和43年) 102頁。
- (215) [本文評釈] 奈良次郎①・ジュリ383号 (昭和42年) 109頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和42年度)』(法曹会、昭和46年) [68事件] 369頁、金山正信・民商58巻3号 (昭和43年) 71頁、野間繁『租税判例百選』(別ジュリ17号、昭和43年) 122頁、長岡敏満・法協85巻10号 (昭和43年) 113頁。
- (216) [本文評釈] 可部恒雄『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和42年度)』(法曹会、昭和46年) [86事件] 475頁、鍛冶良堅・民商58巻5号 (昭和43年) 118頁、木村鐘台・法協85巻10号 (昭和43年) 76頁、稲田早苗・法学研究 (慶應大) 41巻12号 (昭和43年) 107頁、萩大輔『続民事訴訟法判例百選』(別ジュリ36号、昭和47年) 26頁、川村仁弘『地方自治判例百選』(別ジュリ71号、昭和56年) 216頁、西塾章①『地方自治

- 判例百選（第2版）』（別ジュリ125号、平成5年）220頁、同②『同（第3版）』（別ジュリ168号、平成15年）12頁。
- (217) 〔本件評釈〕杉田洋一・金法499号（昭和43年）25頁、同②・ジュリ390号（昭和43年）55頁、同③『最高裁判所判例解説民事篇（昭和42年度）』（法曹会、昭和46年）〔111事件〕639頁、岩田華平・手形研究125号（12巻1号、昭和43年）58頁、田中誠二・金商1号（昭和43年）2頁、服部榮三・ジュリ398号（昭和43年）372頁、長谷部茂吉・金法511号（昭和43年）10頁、畑肇・法時40巻12号（昭和43年）124頁、深見芳文①『手形小切手判例百選（新版）』（別ジュリ24号、昭和44年）218頁、同②『同（新版・増補）』（別ジュリ24号、昭和51年）218頁、竹内昭夫・法協85巻11号（昭和43年）85頁、渋谷光子①『商法の判例（第2版）』（ジュリ増、昭和47年）198頁、同②『同（第3版）』（ジュリ増、昭和52年）229頁、前田重行①『銀行取引判例百選（新版）』（別ジュリ38号、昭和47年）83頁、同②『金融判例100（社団法人金融財政事情研究会創立50周年記念号）』（金法1581号、平成12年）46頁、河本一郎①『商法（総則・商行為）判例百選』（別ジュリ49号、昭和50年）128頁、同②『同（第2版）』（別ジュリ84号、昭和60年）104頁、前田庸①『手形小切手判例百選（第3版）』（別ジュリ72号、昭和56年）158頁、同②『同（第4版）』（別ジュリ108号、平成2年）132頁、倉澤康一郎・法セ418号（平成元年）88頁、小林量『手形小切手判例百選（第5版）』（別ジュリ144号、平成9年）124頁、大杉謙一『手形小切手判例百選（第6版）』（別ジュリ173号、平成16年）136頁。
- (218) 〔本件評釈〕浅沼武・金法526号（昭和43年）12頁。
- (219) 〔本件評釈〕千種秀夫『最高裁判所判例解説民事篇（昭和43年度・上）』（法曹会、昭和46年）〔42事件〕373頁、田辺康平・金商121号（昭和43年）2頁、上田宏・判評118号（判時531号、昭和43年）17頁、藤井昭治・法時40巻12号（昭和43年）122頁、河本一郎・民商59巻5号（昭和44年）125頁、赤堀光子・法協86巻6号（昭和44年）91頁、豊崎光衛①『手形小切手判例百選（新版）』（別ジュリ24号、昭和44年）126頁、同②『昭和43年度重要判例解説』（ジュリ臨増433号、昭和44年）85頁、同③『手形小切手判例百選（新版・増補）』（別ジュリ24号、昭和51年）126頁、山口幸五郎『手形小切手判例百選（第3版）』（別ジュリ72号、昭和56年）196頁、倉澤康一郎『手形小切手判例百選（第4版）』（別ジュリ108号、平成2年）172頁、庄子良男『手形小切手判例百選（第5版）』（別ジュリ144号、平成9年）164頁、林靖『手形小切手判例百選（第6版）』（別ジュリ173号、平成16年）170頁。
- (220) 〔本件評釈〕森綱郎①・ジュリ403号（昭和43年）93頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（昭和43年度・上）』（法曹会、昭和46年）〔43事件〕379頁、谷口知平・民商59巻6号（昭和44年）99頁……〔所収〕『民法論Ⅰ総論・物権の研究』（信山社、昭和63年）458頁。
- (221) 〔本件評釈〕吉井直昭『最高裁判所判例解説民事篇（昭和43年度・下）』（法曹会、昭和46年）〔94事件〕857頁、松浦馨・民商61巻1号（昭和44年）107頁、薮場元彦・法学研究（慶應大）43巻5号（昭和45年）125頁、星野英一・法協87巻11～12号（昭和45年）105頁。
- (222) 〔本件評釈〕加藤永一・判評126号（判時560号、昭和44年）27頁、米山隆・経済理論（和歌山大）112号（昭和44年）101頁、佐藤義彦・民商61巻6号（昭和45年）99頁、奈良次郎『最高裁判所判例解説民事篇（昭和43年度・下）』（法曹会、昭和46年）〔147事件〕1424頁、依田精一『家族法判例百選（新版）』（別ジュリ40号、昭和48年）279頁、森泉章『家族法判例百選（第3版）』（別ジュリ66号、昭和55年）250頁、松尾知子『家事関係裁判例と実務245題』（判タ臨増1100号、平成14年）468頁。
- (223) 〔本件評釈〕吉井直昭①・ジュリ426号（昭和44年）71頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（昭和44年度・上）』（法曹会、昭和46年）〔14事件〕112頁、小松俊雄・金商175号（昭和44年）2頁、畑肇・法時42巻1号（昭和45年）104頁、西島弥太郎・近大法学17巻3～4号（昭和45年）144頁、吉川義春・民商62巻1号（昭和45年）111頁、上田宏・法学（東北大）35巻4号（昭和47年）162頁、志村治美①『手形小切手判例百選（新版・増補）』（別ジュリ24号、昭和51年）300頁、同②『同（第3版）』（別ジュリ72号、昭和56年）148頁、同③『同（第4版）』（別ジュリ108号、平成2年）118頁、倉澤康一郎・法セ415号（平成元年）108頁、鳥山恭一『倉沢康一郎教授還暦記念論文集』商法の判例と論理——昭和40年代の最高裁判決をめぐって（日本評論社、平成6年）467頁、栗田和彦『手形小切手判例百選（第5版）』（別ジュリ144号、平成9年）110頁、北村雅史『手形小切手判例百選（第6版）』（別ジュリ173号、平成16年）120頁。
- (224) 〔本件評釈〕千種秀夫『最高裁判所判例解説民事篇（昭和44年度上）』（法曹会、昭和46年）〔24事件〕246頁、船越隆司・金商195号（昭和45年）2頁、高森八四郎・法時42巻6号（昭和45年）123頁、田中実・民商62巻3号（昭和45年）97頁、加藤雅信・法協88巻5～6号（昭和46年）104頁、磯村保『民法の基本判例』（別冊法教、昭和61年）19頁、七戸克彦『民法の基本判例（第2版）』（法教増刊、平成11年）24頁。
- (225) 〔本件評釈〕吉井直昭①・ジュリ434号（昭和44年）91頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（昭和44年度・上）』（法曹会、昭和46年）〔54事件〕523頁、上田宏・民商62巻5号（昭和45年）74頁、渋谷達紀・法協87巻9～10号（昭和45年）82頁。

- (226) [本件評釈] 近藤和義『最高裁判所判例解説刑事篇 (昭和44年度)』(法曹会、昭和46年) [35事件] 347頁、大沼邦弘・警察研究47巻3号 (昭和51年) 74頁。
- (227) [本件評釈] 千種秀夫『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和44年度・下)』(法曹会、昭和46年) [81事件] 827頁、村松俊夫・金法580号 (昭和45年) 12頁、神崎克郎・判タ247号 (昭和45年) 86頁、坂田桂三・金商227号 (昭和45年) 2頁、森泉章①・民商63巻1号 (昭和45年) 117頁、同②『銀行取引判例百選 (新版)』(別ジュリ38号、昭和47年) 29頁、加藤雅信・法協88巻7～8号 (昭和46年) 749頁、平出慶道①『手形小切手判例百選 (新版・増補)』(別ジュリ24号、昭和51年) 256頁、同②『同 (第3版)』(別ジュリ72号、昭和56年) 18頁、河内宏①『民法判例百選 I 総則・物権 (第3版)』(別ジュリ104号、平成元年) 32頁、同②『同 (第4版)』(別ジュリ136号、平成8年) 30頁、同③『同 (第5版)』(別ジュリ159号、平成13年) 30頁、同④『同 (第5版・新法対応補正版)』(別ジュリ175号、平成17年) 30頁。
- (228) [本件評釈] 吉井直昭『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和44年度・下)』(法曹会、昭和46年) [63事件] 625頁、長尾治助・判タ247号 (昭和45年) 90頁、高橋三知雄・民商63巻3号 (昭和45年) 164頁、黒田喜重・法学研究 (愛知学院大) 14巻1号 (昭和45年) 79頁。
- (229) [本件評釈] 千種秀夫①・金法599号 (昭和45年) 20頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和45年度・下)』(法曹会、昭和46年) [91事件] 964頁、金山正信・法時43巻3号 (昭和46年) 111頁、好美清光・民商65巻1号 (昭和46年) 129頁、四宮和夫・法協89巻4号 (昭和47年) 93頁。
- (230) [本件評釈] 宇野栄一郎『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和45年度・下)』(法曹会、昭和46年) [82事件] 813頁、叶和夫=水野隆昭・民事研修167号 (昭和46年) 42頁、斎藤秀夫・判評146号 (判時621号、昭和46年) 124頁、住吉博・判タ259号 (昭和46年) 84頁、山本克己・法教286号 (昭和46年) 72頁、中野貞一郎①・民商65巻4号 (昭和47年) 125頁、同②『続民事訴訟法判例百選』(別ジュリ36号、昭和47年) 36頁、石渡哲・法学研究 (慶應大) 45巻6号 (昭和47年) 97頁、納谷広美・法律論叢 (明治大) 45巻2～3号 (昭和47年) 145頁、上原敏夫『民事訴訟法判例百選 (第2版)』(別ジュリ76号、昭和57年) 60頁、松原弘信①『民事訴訟法判例百選 I』(別ジュリ114号、平成4年) 100頁、同②『同 (新法対応補正版)』(別ジュリ145号、平成10年) 100頁、平野亮一・北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル8号 (平成13年) 35頁、名津井吉裕『民事訴訟法判例百選 (第3版)』(別ジュリ169号、平成15年) 40頁。
- (231) [本件評釈] 千種秀夫①・手形研究167号 (15巻1号、昭和46年) 10頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和45年度・上)』(法曹会、昭和46年) [44事件] 388頁、大西武士①・手形研究168号 (15巻2号、昭和46年) 10頁、同②『判例金融取引法 (下)』(ビジネス教育出版社、平成2年) 602頁、小西勝・判タ259号 (昭和46年) 95頁、本間輝雄①『昭和45年度重要判例解説』ジュリ臨増482号 (昭和46年) 98頁、同②・判評150号 (判時634号、昭和46年) 37頁、東法子・手形研究258号 (21巻8号、昭和52年) 52頁、武久征治・彦根論叢153号 (昭和46年) 90頁、浜田惟道・判評155号 (判時649号、昭和47年) 29頁、小島孝①『商法の判例 (第2版)』(ジュリ増、昭和47年) 179頁、同②『同 (第3版)』(ジュリ増、昭和52年) 206頁、中村一彦・民商66巻4号 (昭和47年) 132頁、大塚竜児・経済法15号 (昭和47年) 30頁、畑肇・企業法研究209号 (昭和47年) 56頁、喜多了祐『銀行取引判例百選 (新版)』(別ジュリ38号、昭和47年) 43頁、上柳克郎・民商67巻5号 (昭和48年) 150頁、柿崎栄治・法学 (東北大) 37巻2号 (昭和48年) 92頁、田辺康平①『手形小切手判例百選 (新版・増補)』(別ジュリ24号、昭和51年) 292頁、同②『同 (第3版)』(別ジュリ72号、昭和56年) 116頁、倉澤康一郎・法セ408号 (昭和63年) 66頁。
- (232) [本件評釈] 野田宏『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和46年度)』(法曹会、昭和47年) [26事件] 247頁、古崎慶長・判タ267号 (昭和46年) 72頁、中野貞一郎・民商66巻4号 (昭和47年) 142頁、斎藤和夫・法学研究 (慶應大) 45巻8号 (昭和47年) 120頁、石川明『民事執行法判例百選』(別ジュリ127号、平成6年) 128頁、齋藤哲『民事執行・保全判例百選』(別ジュリ177号、平成17年) 118頁。
- (233) [本件評釈] 吉井直昭『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和47年度)』(法曹会、昭和49年) [67事件] 614頁、鈴木重信・登記先例解説集13巻4号 (昭和48年) 71頁、森泉章①・民商68巻1号 (昭和48年) 109頁、同②・ジュリ535号 (昭和48年) 40頁、徳本伸一・判タ291号 (昭和48年) 62頁、星野英一・法協90巻10号 (昭和48年) 94頁、三島宗彦・法時44巻13号 (昭和47年) 142頁、野口昌宏・大東法学4号 (昭和52年) 191頁、相本 (河内) 宏①『不動産取引判例百選 (増補版)』(別ジュリ10号、昭和52年) 236頁、同②『同 (第3版)』(別ジュリ192号、平成20年) 122頁、小林元治『現代判例民法学の課題 (森泉章教授還暦記念論集)』(法学書院、昭和63年) 55頁、遠藤浩・民事研修428号 (平成4年) 10頁、下田文男①『民事訴訟法判例百選 I (新法対応補正版)』(別ジュリ145号、平成10年) 86頁、同②『民事訴訟法判例百選 (第3版)』(別ジュリ169号、平成15年) 30頁。
- (234) [本件評釈] 井田友吉『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和47年度)』(法曹会、昭和49年) [24事件] 204頁、鈴木正裕・判タ286号 (昭和48年) 70頁、福永有利・民商68巻1号 (昭和48年) 140頁、霜島甲一・法協90巻10号 (昭和48年) 1369頁、榊原豊・法学研究 (慶應大) 46巻5号 (昭和48年) 100頁、中村英郎=吉野正三郎『倒産判例百選』(別ジュリ52号、昭和51年) 76頁。

- (235) 〔本件評釈〕鈴木弘『最高裁判所判例解説民事篇（昭和47年度）』（法曹会、昭和49年）〔68事件〕629頁、藤原弘道・民商68巻5号（昭和48年）140頁、四宮和夫・法協91巻3号（昭和49年）174頁、高島平蔵・法セ244号（昭和50年）108頁。
- (236) 〔本件評釈〕田尾桃二『最高裁判所判例解説民事篇（昭和47年度）』（法曹会、昭和49年）〔36事件〕291頁、石田喜久夫・民商69巻4号（昭和49年）143頁。
- (237) 〔本件評釈〕関沢正彦・金法1195号（昭和63年）52頁、新発田滋・金法1421号（平成7年）62頁。
- (238) 〔本件評釈〕越山安久『最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）』（法曹会、昭和52年）〔33事件〕263頁、三本義一・法と民主主義97号（昭和50年）32頁、金子宏・ジュリ579号（昭和50年）122頁、北野弘久・民商71巻5号（昭和50年）119頁、岸田貞夫『租税判例百選（第2版）』（別ジュリ79号、昭和58年）134頁、米田耕一郎・税経通信39巻15号（昭和59年）338頁、石島弘『租税判例百選（第3版）』（別ジュリ120号、平成4年）136頁、江原勲＝野木義昭・税58巻9号（平成15年）68頁、碓井光明『租税判例百選（第4版）』（別ジュリ178号、平成17年）174頁。
- (239) 〔本件評釈〕鈴木弘①・金法417号（昭和49年）30頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（昭和49年度）』（法曹会、昭和52年）〔31事件〕264頁、小林一俊・金法419号（昭和49年）2頁、大西武士①・手形研究220号（18巻12号、昭和49年）8頁、同②『判例金融取引法（上）』（ビジネス教育出版社、平成2年）37頁、土田哲也・法時47巻1号（昭和50年）155頁、谷口知平・民商72巻1号（昭和50年）102頁、前田庸・ジュリ596号（昭和50年）163頁、高山満・金法992号（昭和57年）17頁、宇佐見大司・法学研究（愛知学院大）18巻2＝3号（昭和50年）99頁。
- (240) 〔本件評釈〕輪湖公寛『最高裁判所判例解説民事篇（昭和49年度）』（法曹会、昭和52年）〔63事件〕625頁、宗田親彦・法学研究（慶應大）49巻7号（昭和51年）104頁、染野義信『倒産判例百選』（別ジュリ52号、昭和51年）54頁、桜井孝一・民商81巻2号（昭和54年）278頁。
- (241) 〔本件評釈〕伊東稔博・税務事例9巻12号（昭和52年）11頁。
- (242) 〔本件評釈〕川口富男①・ジュリ606号（昭和51年）79頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（昭和50年度）』（法曹会、昭和54年）〔50事件〕499頁、島津一郎＝井口博・判タ330号（昭和51年）86頁、玉田弘毅・判評207号（判時807号、昭和51年）131頁、谷口知平『昭和50年度重要判例解説』（ジュリ臨増615号、昭和51年）69頁、小山昇・民商74巻6号（昭和51年）103頁、泉久雄①・専修法学論集23号（昭和51年）109頁、同②『民法の判例（第3版）』（ジュリ増、昭和54年）246頁、高橋忠次郎・専修法学論集24号（昭和52年）179頁、瀬川信久『家族法判例百選（第3版）』（別ジュリ66号、昭和55年）210頁、山口純夫①『民法の基本判例』（別冊法教、昭和61年）216頁、同②『同（第2版）』（法教増刊、平成11年）214頁、森野俊彦『家事関係裁判例と実務245題』（判タ臨増1100号、平成14年）394頁。
- (243) 〔本件評釈〕佐藤繁『最高裁判所判例解説民事篇（昭和53年度）』（法曹会、昭和56年）〔13事件〕139頁、浜崎孝・地方自治369号（昭和53年）92頁、石川明・判タ370号（昭和54年）46頁、綿貫芳源『昭和53年度重要判例解説』（ジュリ臨増693号、昭和54年）134頁、小島武司・民商80巻2号（昭和54年）221頁、塩崎勤『昭和53年度主要民事判例解説』（判タ臨増390号、昭和54年）226頁、浜秀和『行政判例百選Ⅱ』（別ジュリ62号、昭和54年）424頁、村上敬一①『行政判例百選Ⅱ（第2版）』（別ジュリ93号、昭和62年）378頁、同②『同（第3版）』（別ジュリ123号、平成5年）458頁、竹田光広①『行政判例百選Ⅱ（第4版）』（別ジュリ151号、平成11年）494頁、同②『同（第5版）』（別ジュリ182号、平成18年）442頁、竹下重人『地方自治判例百選』（別ジュリ71号、昭和56年）190頁、乙部哲郎①『地方自治判例百選（第2版）』（別ジュリ125号、平成5年）192頁、同②『同（第3版）』（別ジュリ168号、平成15年）152頁。
- (244) 〔本件評釈〕嶋野偉介『最高裁判所判例解説民事篇（昭和55年度）』（法曹会、昭和60年）〔8事件〕96頁、阿久沢利明・Law School3巻12号（昭和55年）51頁、古館清吾・金法938号（昭和55年）11頁、谷口知平・民商83巻4号（昭和56年）610頁……〔所収〕『民法論Ⅰ総論・物権の研究』（信山社、昭和63年）148頁、安次富哲雄・判評263号（判時982号、昭和56年）188頁、篠田四郎・金商617号（昭和56年）50頁、関沢正彦・金法950号（昭和56年）63頁、福地俊雄『昭和55年度重要判例解説』（ジュリ臨増743号、昭和56年）65頁、上原敏夫『昭和55年度民事主要判例解説』（判タ臨増439号、昭和56年）222頁、山田誠一・法協99巻3号（昭和57年）133頁、石井藤次郎・立教大学大学院法学研究4号（昭和58年）65頁。
- (245) 〔本件評釈〕上原敏夫・判評166号（判時992号、昭和56年）164頁、谷口知平・民商83巻5号（昭和56年）827頁……〔所収〕『民法論Ⅰ総論・物権の研究』（信山社、昭和63年）180頁。
- (246) 〔本件評釈〕畑都夫・民商84巻1号（昭和56年）87頁、上田徹一郎・判評267号（判時995号、昭和56年）167頁、熊本信夫・法教3号（昭和55年）82頁、谷口知平・法時52巻11号（昭和55年）119頁、伊藤真『昭和55年度重要判例解説』（ジュリ臨増743号、昭和56年）139頁。
- (247) 〔本件評釈〕浅生重機①・ジュリ741号（昭和56年）90頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（昭和56年度）』（法曹会、昭和61年）〔1事件〕1頁、数重夫・判評272号（判時1010号、昭和56年）177頁、明石三郎①・民商85巻4号（昭和57年）657頁、同②『昭和56年度重要判例解説』（ジュリ臨増768号、昭和57

- 年) 79頁、星野英一・法教14号(昭和56年) 99頁、仲田昭一郎＝多田利隆・法セ325号(昭和57年) 123頁、椿寿夫『昭和56年度民事主要判例解説』(判タ臨増472号、昭和57年) 92頁、大塚直・法協99巻12号(昭和57年) 147頁、大島俊之・大阪府大経済研究28巻1＝2号(昭和58年) 284頁、平田健治①『民法判例百選Ⅱ債権(第3版)』(別ジュリ105号、平成元年) 148頁、同②『同(第4版)』(別ジュリ137号、平成8年) 146頁、同③『同(第5版)』(別ジュリ160号、平成13年) 144頁、同④『(第5版・新法対応補正版)』(別ジュリ176号、平成17年) 144頁、安永正昭『金融判例100(社団法人金融財政事情研究会創立50周年記念号)』(金法1581号、平成12年) 152頁、遠藤浩・民事研修565号(平成16年) 17頁。
- (248) [本件評釈] 林修三・時の法令1107号(昭和56年) 45頁、篠田二①・ジュリ748号(昭和56年) 86頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和56年度)』(法曹会、昭和61年) [14事件] 212頁、笹川紀勝・法教11号(昭和56年) 110頁、松本昌悦・ひろば34巻8号(昭和56年) 55頁、竹中勲・法セ324号(昭和57年) 128頁、住吉博①・法セ325号(昭和57年) 138頁、同②『昭和56年度重要判例解説』(ジュリ臨増768号、昭和57年) 128頁、山田恒久・法学研究(慶應大) 55巻3号(昭和57年) 124頁、藤井俊夫『昭和56年度重要判例解説』(ジュリ臨増768号、昭和57年) 26頁、谷口知平・民商86巻2号(昭和57年) 269頁、中野貞一郎『民事訴訟法判例百選(第2版)』(別ジュリ76号、昭和57年) 10頁、種谷春洋・判タ472号(昭和57年) 219頁、山口和秀『憲法訴訟』(法セ増刊、昭和58年) 122頁、渡辺綱吉・愛知学院大学宗教法制研究所紀要30号(昭和59年) 97頁、堤龍彌・神戸学院法学15巻4号(昭和60年) 95頁、野坂泰司①『憲法判例百選Ⅱ(第2版)』(別ジュリ96号、昭和63年) 374頁、同②『同(第3版)』(別ジュリ131号、平成6年) 394頁、同③『同(第4版)』(別ジュリ155号、平成12年) 408頁、同④『宗教判例百選(第2版)』(別ジュリ109号、平成3年) 70頁、大石眞『判例教室・憲法(新版)』(法学書院、平成元年) 415頁、並河啓后『ゼミナール憲法判例(増補版)』(法律文化社、平成6年) 325頁、初宿正典『憲法判例百選Ⅱ(第5版)』(別ジュリ187号、平成19年) 420頁。
- (249) [本件評釈] 遠藤賢治『最高裁判所判例解説民事篇(昭和56年度)』(法曹会、昭和61年) [44事件] 824頁、吉田眞澄①『昭和56年度重要判例解説』(ジュリ臨増768号、昭和57年) 70頁、同②『民法の基本判例』(別冊法教、昭和61年) 93頁、堀内仁・手形研究327号(26巻7号、昭和57年) 45頁、石川明＝三上威彦・判評283号(判時1046号、昭和57年) 200頁、竹内俊雄・金商657号(昭和57年) 48頁、本間義信①・民商87巻4号(昭和58年) 129頁、同②『昭和57年度重要判例解説』(ジュリ臨増792号、昭和58年) 136頁、伊東乾＝花房博文・法学研究(慶應大) 56巻1号(昭和58年) 112頁、榎善夫・判タ505号(昭和58年) 247頁、秋山博美・立教大学大学院法学研究5号(昭和59年) 61頁、大西武士『判例金融取引法(下)』(ビジネス教育出版社、平成2年) 246頁、角紀代恵『担保法の判例Ⅱ』(ジュリ増、平成6年) 6頁。
- (250) [本件評釈] 太田豊①・ジュリ779号(昭和57年) 66頁、同②・季刊実務民法1号(昭和58年) 236頁、同③『最高裁判所判例解説民事篇(昭和57年度)』(法曹会、昭和62年) [28事件] 486頁、林修三・時の法令1169号(昭和58年) 56頁、甲斐道太郎＝上谷均・民商88巻5号(昭和58年) 83頁、中尾英俊①『昭和57年度重要判例解説』(ジュリ臨増792号、昭和58年) 64頁、同②・判評291号(判時1070号、昭和58年) 185頁、石渡哲・法学研究(慶應大) 56巻9号(昭和58年) 101頁、中村忠・判タ505号(昭和58年) 40頁、東松文雄・民事研修324号(昭和59年) 27頁、山田誠一①『民法の基本判例』(別冊法教、昭和61年) 79頁、同②・法協103巻6号(昭和61年) 214頁、富樫貞夫①『民事訴訟法判例百選Ⅱ』(別ジュリ115号、平成4年) 346頁、同②『同(新法対応補正版)』(別ジュリ146号、平成10年) 358頁。
- (251) [本件評釈] 奥村正策・民商88巻2号(昭和58年) 86頁。
- (252) [本件評釈] 太田豊①・ジュリ785号(昭和58年) 62頁、同②・季刊実務民法3号(昭和58年) 208頁、同③『最高裁判所判例解説民事篇(昭和57年度)』(法曹会、昭和62年) [49事件] 861頁、野村豊弘『昭和57年度重要判例解説』(ジュリ臨増792号、昭和58年) 92頁、住吉博・判評294号(判時1079号、昭和58年) 193頁、堀内仁・手形研究343号(27巻9号、昭和58年) 57頁、國府剛・法時55巻9号(昭和58年) 150頁、谷口知平・民商89巻2号(昭和58年) 107頁、右近健男①『昭和57年度民事主要判例解説』(判タ臨増505号、昭和58年) 146頁、同②『担保法の判例Ⅱ』(ジュリ増、平成6年) 309頁、新美育文・法セ351号(昭和59年) 55頁、小川健・法学研究(慶應大) 57巻4号(昭和59年) 101頁、星野英一・法協106巻8号(平成元年) 1531頁、大西武士『判例金融取引法(下)』(ビジネス教育出版社、平成2年) 3頁。
- (253) [本件評釈] 清永利亮①・ジュリ830号(昭和60年) 84頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和59年度)』(法曹会、平成元年) [21事件] 376頁、上原敏夫・判評314号(判時1142号、昭和60年) 194頁、野村秀敏『昭和59年度重要判例解説』(ジュリ臨増838号、昭和60年) 152頁、田中ひとみ・法学研究(慶應大) 58巻11号(昭和60年) 132頁、小池信行・登記先判解説集26巻4号(昭和61年) 69頁、古賀政治『民事執行・保全判例百選』(別ジュリ177号、平成17年) 254頁。
- (254) [本件評釈] 黒沼悦郎『新証券・商品取引判例百選』(別ジュリ100号、昭和63年) 88頁、大村敦志『消費者取引判例百選』(別ジュリ135号、平成7年) 44頁、後藤泰則『現代判例民法学の理論と展望(森泉章先生古稀祝賀論集)』(法学書院、平成10年) 30頁。

- (255) 〔本件評釈〕 半田正夫・ジュリ911号(昭和63年)26頁、水野武①・ジュリ911号(昭和63年)31頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和63年度)』(法曹会、平成2年)〔8事件〕150頁、林修三・時の法令1333号(昭和63年)94頁、佐野文一郎・法教95号(昭和63年)76頁、染野義信・判評358号(判時1288号、昭和63年)216頁、辰巳直彦・民商99巻3号(昭和63年)412頁、尾中普子『昭和63年度重要判例解説』(ジュリ臨増935号、平成元年)242頁、井上由里子『著作権判例百選(第2版)』(別ジュリ1285号、平成6年)16頁。
- (256) 〔本件評釈〕 松本恒雄・法セ421号(平成2年)96頁、菅野佳夫・判タ714号(平成2年)47頁、竹屋芳昭・判評374号(判時1337号、平成2年)189頁、内田勝一①・リマークス1号(平成2年)53頁、同②『担保法の判例Ⅱ』(ジュリ増、平成6年)22頁、大淵武男『平成元年度主要民事判例解説』(判タ臨増735号、平成2年)66頁、山野日章夫・法時63巻6号(平成3年)36頁、良永和隆・法セ495号(平成8年)53頁、石川信『現代判例民法学の理論と展望(森泉章先生古稀祝賀論集)』(法学書院、平成10年)456頁。
- (257) 〔本件評釈〕 山岡千秋・税経通信54巻4号(平成11年)223頁。
- (258) 〔本件評釈〕 酒巻俊雄・法教160号(平成5年)136頁、野村豊弘・法教156号(平成5年)108頁、新井誠①・民商109巻3号(平成5年)79頁、同②『判例セレクト'93』(法教162号別冊付録、平成6年)29頁、同③『家族法判例百選(第5版)』(別ジュリ132号、平成7年)224頁、同④『同(第6版)』(別ジュリ160号、平成14年)170頁、同⑤『同(第7版)』(別ジュリ193号、平成20年)174頁、西謙二『最高裁判所判例解説民事篇(平成5年度・上)』(法曹会、平成8年)〔1事件〕1頁、泉久雄・リマークス8号(平成5年)97頁、半田吉信・ジュリ1042号(平成6年)117頁、伊藤昌司『平成5年度重要判例解説』(ジュリ臨増1046号、平成6年)98頁、星野豊・法協111巻8号(平成6年)1278頁、山崎勉『平成5年度主要民事判例解説』(判タ臨増852号、平成6年)166頁。
- (259) 〔本件評釈〕 道垣内弘人・法教152号(平成5年)142頁、後藤巻則・法セ468号(平成5年)44頁、奥田昌道・リマークス8号(平成6年)18頁、井上繁規①・ジュリ1039号(平成6年)97頁……〔所収〕『最高裁時の判例Ⅱ私法編(1)』(ジュリ増、平成15年)21頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(平成5年度・上)』(法曹会、平成8年)〔4事件〕72頁、遠藤浩①・民事研修442号(平成6年)28頁、同②・法セ495号(平成8年)34頁、村田利喜弥・手形研究490号(38巻3号、平成6年)16頁、大江忠・N B L 543号(平成6年)56頁、潮見佳男『平成5年度重要判例解説』(ジュリ臨増1046号、平成6年)70頁、北河隆之・季刊不動産研究36巻3号(平成6年)70頁、塚原朋一『担保法の判例Ⅱ』(ジュリ増、平成6年)332頁、安永正昭①・金法1396号(平成6年)40頁、同②『判例セレクト'93』(法教162号別冊付録、平成6年)20頁、同③・金法1433号(平成7年)112頁、同④『民法判例百選Ⅰ総則・物権(第4版)』(別ジュリ136号、平成8年)84頁、同⑤『金融判例100(社団法人金融財政事情研究会創立50周年記念号)』(金法1581号、平成12年)160頁、同⑥『民法判例百選Ⅰ総則・物権(第5版)』(別ジュリ159号、平成13年)82頁、同⑦『同(第5版・新法対応補正版)』(別ジュリ175号、平成17年)82頁、東法子・手形研究497号(38巻10号、平成6年)10頁、松本タミ①『家族法判例百選(第5版)』(別ジュリ132号、平成7年)160頁、同②『同(第6版)』(別ジュリ162号、平成14年)124頁、須藤悦安・創価法学24巻2=3号(平成7年)65頁、中田昭孝=島岡大雄『平成6年度主要民事判例解説』(判タ臨増882号、平成7年)26頁、矢作タ香・立教大学大学院法学研究15号(平成7年)234頁、能見善久・法教205号(平成9年)4頁、高森哉子・法時71巻1号(平成11年)76頁、長尾治助『民法の基本判例(第2版)』(法教増刊、平成11年)37頁、後藤巻則『家族法判例百選(第7版)』(別ジュリ193号、平成20年)128頁。
- (260) 〔本件評釈〕 大内俊身①・ジュリ1039号(平成6年)104頁……〔所収〕『最高裁時の判例Ⅲ私法編(2)』(ジュリ増、平成16年)56頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(平成5年度・下)』(法曹会、平成8年)〔31事件〕718頁、西尾信一・手形研究490号(38巻3号、平成6年)56頁、秦光昭・N B L 544号(平成6年)63頁、伊藤壽英・金商940号(平成6年)48頁、大塚龍児『平成5年度重要判例解説』(ジュリ臨増1946号、平成6年)128頁、岩城謙二・法令ニュース29巻6号(平成6年)23頁、菅野佳夫・判タ846号(平成6年)59頁、後藤紀一・金法1396号(平成6年)15頁、早川徹・民商111巻1号(平成6年)133頁、東法子・銀法501号(39巻1号、平成7年)28頁、高窪利一・リマークス10号(平成7年)132頁、弥永真生・法セ483号(平成7年)44頁、神谷高保・法協112巻5号(平成7年)685頁、坂井芳雄『平成5年度主要民事判例解説』(判タ臨増判882号、平成7年)226頁、末永敏和『手形小切手判例百選(第5版)』(別ジュリ144号、平成9年)76頁、山下真弘『手形小切手判例百選(第6版)』(別ジュリ173号、平成16年)88頁。
- (261) 〔本件評釈〕 野山宏①・ジュリ1037号(平成6年)238頁……〔所収〕『最高裁時の判例Ⅲ私法編(2)』(ジュリ増、平成16年)2頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(平成5年度・下)』(法曹会、平成8年)〔35事件〕795頁、田村諄之輔・月刊監査役327号(平成6年)4頁、元木伸・判評424号(判時1488号、平成6年)208頁、尾崎安央『平成5年度重要判例解説』(ジュリ臨増1046号、平成6年)107頁、春田博『三井鉱山の株主代表訴訟の上告審判決(上)(下)』ひろば47巻8号(平成6年)47頁、11号76頁、龍田

- 節・商事法務1334号(平成6年)34頁、矢崎淳司・大阪市立大学法学雑誌41巻3号(平成7年)442頁、森淳二朗『会社判例と実務・理論』(判タ臨増948号、平成9年)16頁、神田秀樹①『会社判例百選(第6版)』(別ジュリ149号、平成10年)44頁、同②『同(第7版)』(別ジュリ180号、平成18年)54頁。
- (262) [本件評釈] 綿引万里子①・ジュリ1047号(平成6年)78頁……[所収]『最高裁時の判例Ⅲ私法編(2)』(ジュリ増、平成16年)24頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(平成5年度・下)』(法曹会、平成8年)[45事件]991頁、佐藤孝一・税経通信49巻3号(平成6年)239頁、西巻俊雄『平成5年度重要判例解説』(ジュリ臨増1046号、平成6年)104頁、長谷川俊明・国際商事法務22巻7号(平成6年)791頁、清水敬次・民商111巻1号(平成6年)145頁、石倉文雄①・ジュリ1054号(平成6年)121頁、同②『相続税法の原理と政策』(租税法研究23号、平成7年)177頁、上谷住宏・海事法研究会誌123号(平成6年)24頁、川端康之・判評432号(判時1512号、平成7年)216頁、岸田雅雄・リマークス10号(平成7年)108頁、藤原雄三・税法学534号(平成7年)122頁、中西良彦・税研106号(平成14年)91頁、野田博『租税判例百選(第4版)』(別ジュリ178号、平成17年)126頁、中井稔・月刊税務事例38巻2号(平成18年)1頁。
- (263) [本件評釈] 倉吉敬『最高裁判所判例解説民事篇(平成5年度・下)』(法曹会、平成8年)[47事件]1038頁、上北武男・法教166号(平成6年)132頁、田邊誠①『民事執行法判例百選』(別ジュリ127号、平成6年)210頁、同②『民事執行・保全判例百選』(別ジュリ177号、平成17年)194頁、徳田和幸『平成5年度重要判例解説』(ジュリ臨増1046号、平成6年)146頁、富越和厚・金法396号(平成6年)58頁、宮川不可止・手形研究498号(38巻11号、平成6年)14頁、生熊長幸・民商111巻6号(平成7年)921、上原敏夫・リマークス10号(平成7年)156頁、小池順一・法学研究(慶應大)68巻4号(平成7年)123頁。
- (264) [本件評釈] 長谷川俊明・国際商事法務22巻9号(平成6年)1049頁、西賢『平成6年度重要判例解説』(ジュリ臨増1068号、平成7年)261頁、笠原俊宏・リマークス11号(平成7年)166頁、信濃孝一『平成6年度主要民事判例解説』(判タ臨増882号、平成7年)194頁、奥田安弘・ジュリ1076号(平成7年)158頁、三井哲夫・民商113巻2号(平成7年)314頁、北澤安紀①『国際私法判例百選』(別ジュリ172号、平成16年)12頁、同②『同(新法対応補正版)』(別ジュリ185号、平成19年)12頁。
- (265) [本件評釈] 田中豊①・ジュリ1052号(平成6年)108頁……[所収]『最高裁時の判例Ⅲ私法編(2)』(ジュリ増、平成16年)74頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(平成6年度)』(法曹会、平成9年)[20事件]394頁、林屋礼二・判評433号(判時1515号、平成7年)205頁、高橋宏志・法教174号(平成7年)74頁、藤本利一・阪大法学45巻2号(平成7年)143頁、山本克己①『平成6年度重要判例解説』(ジュリ臨増1068号、平成7年)118頁、同②・法教305号(平成18年)104頁、小島武司・リマークス11号(平成7年)129頁、上原敏夫・N B L 575号(平成7年)58頁、高崎英雄・法学研究(慶應大)68巻8号(平成7年)182頁、鈴木経夫『平成6年度主要民事判例解説』(判タ臨増882号、平成7年)244頁、福永有利・民商113巻6号(平成8年)897頁、堀野出・法教221号(平成11年)43頁、山田誠一①『民法の基本判例(第2版)』(法教増刊、平成11年)76頁、同②『民法判例百選I 総則・物権(第5版)』(別ジュリ159号、平成13年)168頁、上野泰男『民事訴訟法判例百選(第3版)』(別ジュリ169号、平成15年)32頁。
- (266) [本件評釈] 瀬川信久・判タ933号(平成9年)75頁、山下丈①・リマークス15号(平成9年)115頁、同②・金商1034号(平成10年)56頁、アンドリュース・パーデック・判タ990号(平成11年)52頁、潮見佳男『民法の基本判例(第2版)』(法教増刊、平成11年)106頁、道尻豊・判タ1178号(平成17年)75頁。
- (267) [本件評釈] 藤田泰弘・判タ953号(平成9年)号61頁、佐久間邦夫①・ジュリ1129号(平成10年)106頁……[所収]『最高裁時の判例Ⅲ私法編(2)』(ジュリ増、平成16年)234頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(平成9年度・中)』(法曹会、平成12年)[37事件]839頁、岡田幸宏・法教210号(平成10年)70頁、櫻田嘉章『平成9年度重要判例解説』(ジュリ臨増1135号、平成10年)291頁、早川吉尚・法教211号(平成10年)142頁、横溝大・判評475号(判時1643号、平成10年)231頁、西野喜一『平成10年度主要民事判例解説』(判タ臨増1005号、平成11年)218頁、北村賢哲・法協117巻6号(平成12年)901頁、高田裕成①『国際私法判例百選』(別ジュリ172号、平成16年)164頁、同②『同(新法対応補正版)』(別ジュリ185号、平成19年)168頁。
- (268) [本件評釈] 中野俊一郎・N B L 627号(平成9年)19頁、藤田泰弘・判タ953号(平成9年)61頁、田尾桃二・金商1031号(平成10年)53頁、古閑裕二・ひろば51巻1号(平成10年)54頁、長谷川俊明・国際商事法務26巻1号(平成10年)95頁、佐久間邦夫①・ジュリ1129号(平成10年)106頁……[所収]『最高裁時の判例Ⅲ私法編(2)』(ジュリ増、平成16年)234頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(平成9年度・中)』(法曹会、平成12年)[38事件]840頁、岡田幸宏・法教210号(平成10年)70頁、櫻田嘉章『平成9年度重要判例解説』(ジュリ臨増1135号、平成10年)291頁、大隈一武・西南学院大学法学論集31巻1号(平成10年)31頁、横溝大・判評475号(判時1643号、平成10年)231頁、早川吉尚・民商119巻1号(平成10年)78頁、赤松俊武・ほうむ(安田火災海上)46号(平成10年)134頁、永井博史・大阪経済法科大学法学論集42号(平成10年)209頁、道垣内正人・リマークス18号(平成11年)156頁、西野喜一『平成

- 10年度主要民事判例解説』（判タ臨増1005号、平成11年）218頁、森田博志・法協117巻11号（平成12年）1697頁、横山潤①『国際私法判例百選』（別ジュリ172号、平成16年）194頁、同②『同（新法対応補正版）』（別ジュリ185号、平成19年）198頁。
- (269) 〔本件評釈〕八木一洋・ジュリ1128号（平成10年）80頁……〔所収〕『最高裁時の判例Ⅱ私法編（1）』（ジュリ増、平成15年）287頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（平成9年度・下）』（法曹会、平成12年）〔49事件〕1202頁、西尾信一・銀法544号（42巻2号、平成10年）52頁、伊藤昌司・判評471号（判時1631号、平成10年）203頁、中川淳・法令ニュース33巻5号（平成10年）22頁、床谷文雄・判タ965号（平成10年）79頁、中川淳・リマークス17号（平成10年）88頁、千藤洋三・民商119巻1号（平成10年）94頁、渡辺博己・銀法559号（43巻3号、平成11年）24頁、雨宮則夫『平成10年度主要民事判例解説』（判タ臨増1005号、平成11年）160頁。
- (270) 〔本件評釈〕野澤正光・法セ538号（平成11年）104頁、磯村保・判評491号（判時1691号、平成12年）196頁、石田剛・判タ1016号（平成12年）46頁、久須本かおり・愛知大学法学部法経論集152号（平成12年）43頁、山本豊・リマークス21号（平成12年）46頁、小林正『平成11年度主要民事判例解説』（判タ臨増1036号、平成12年）90頁、佐伯一郎・N B L 703号（平成12年）59頁、金子敬明・ジュリ1209号（平成13年）151頁、羽田さゆり・札幌法学13巻1＝2号（平成14年）17頁。
- (271) 〔本件評釈〕道垣内弘人・法教263号（平成14年）198頁、中村也志①・ジュリ1229号（平成14年）61頁……〔所収〕『最高裁時の判例Ⅱ私法編（1）』（ジュリ増、平成15年）319頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（平成14年度・上）』（法曹会、平成17年）〔2事件〕18頁、室井敬司・法令解説資料総覧249号（平成14年）114頁、雨宮孝子・判評525号（判時1794号、平成14年）199頁、岩藤美智子・金法1659号（平成14年）13頁、佐久間毅『平成14年度重要判例解説』（ジュリ臨増1246号、平成15年）73頁、末弘陽一『平成14年度主要民事判例解説』（判タ臨増1125号、平成15年）46頁、角紀代恵・金融判例研究13号（金法1684号、平成15年）7頁、吉田光碩・金法1690号（平成15年）4頁、金子敬明・法協123巻1号（平成18年）209頁、星野豊・法時78巻3号（平成18年）92頁、勝田信篤・清和法学研究13巻2号（平成18年）131頁、沖野眞巳『倒産判例百選（第4版）』（別ジュリ184号、平成18年）100頁、中將志・立命館法政論集5号（平成19年）187頁。
- (272) 〔本件評釈〕塩崎剛・登記インターネット31号（4巻6号、平成14年）63頁、堀野出・法教263号（平成14年）204頁、飯村佳夫・民商127巻1号（平成14年）102頁、上北武男・リマークス26号（平成15年）126頁、浅井弘章・銀法628号（47巻2号、平成15年）59頁……〔所収〕銀法630号（48巻4号、平成16年）63頁、加藤新太郎・N B L 760号（平成15年）76頁、村上康二郎・法学研究（慶應大）76巻11号（平成15年）88頁、川嶋四郎・法セ584号（平成15年）120頁、栗田隆・判評542号（判時1846号、平成16年）164頁、小野憲一『最高裁判所判例解説民事篇（平成14年度・上）』（法曹会、平成17年）〔4事件〕83頁。
- (273) 〔本件評釈〕関沢正彦・金法1644号（平成14年）4頁、秦光昭・N B L 741号（平成14年）4頁、高橋眞・金法1656号（平成14年）6頁、松岡久和①・民事研修566号（平成14年）3頁、同②『判例セレクト'02』（法教270号別冊付録、平成15年）18頁、下村信江①・法教265号（平成14年）140頁、同②・リマークス26号（平成15年）22頁、古積健三郎①・法セ574号（平成14年）104頁、同②・民事研修559号（平成15年）3頁、荒本新五・判タ1099号（平成14年）81頁、中村也志①・ジュリ1235号（平成14年）80頁……〔所収〕『最高裁時の判例Ⅱ私法編（1）』（ジュリ増、平成15年）117頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（平成14年度・上）』（法曹会、平成17年）〔16事件〕358頁、中山知己・判評528号（判時1803号、平成15年）178頁、吉岡伸一・金法1669号（平成15年）40頁、安永正昭・金融判例研究13号（金法1684号、平成15年）37頁、山岸進・季刊不動産研究45巻2号（平成15年）48頁、道垣内弘人『平成14年度重要判例解説』（ジュリ臨増1246号、平成15年）65頁、清水俊彦『賃料債権への物上代位と相殺（4）——最1小判平成14年3月28日の論理（上）（下）』判タ1113号（平成15年）45頁、1114号11頁、久須本かおり・名古屋大学法政論集201号（平成16年）265頁、生熊長幸・民商130巻3号（平成16年）142頁。
- (274) 〔本件評釈〕正田彬『平成14年度重要判例解説』（ジュリ臨増1246号、平成15年）228頁。
- (275) 〔本件評釈〕秦光昭・金法1681号（平成15年）4頁、升田純・金法1686号（平成15年）32頁、渡辺隆生・金法1686号（平成15年）41頁、吉田光碩・金法1690号（平成15年）4頁、石毛和夫・金法626号（47巻14号、平成15年）68頁……〔所収〕銀法630号（48巻4号、平成16年）42頁、萩野豊・TKC税研情報12巻6号（平成15年）56頁、角田美穂子・法セ589号（平成16年）123頁、大橋寛明①・ジュリ1262号（平成16年）141頁……〔所収〕『最高裁時の判例Ⅴ』（ジュリ増、平成19年）165頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（平成15年度・上）』（法曹会、平成17年）〔12事件〕308頁、岩藤美智子・N B L 785号（平成16年）42頁、中倉寛樹・リマークス29号（平成16年）22頁、安永正昭・民商130巻4＝5号（平成16年）232頁、柏谷秀男『平成15年度主要民事判例解説』（判タ臨増1154号、平成16年）68頁、福井章代・判タ1213号（平成16年）25頁、片山直也・金融判例研究14号（金法1716号、平成16年）11頁、須田晟雄・北海学園大学法学研究40巻2号（平成16年）221頁、佐藤秀勝・横浜国際経済法学13巻2号（平成17年）159頁、内

- 田貴＝佐藤政達・NBL808号(平成17年)14頁、809号18頁、村田典子『倒産判例百選(第4版)』(別ジュリ184号、平成18年)220頁、中将志・立命館法政論集5号(平成19年)187頁、勝田信篤・清和法学研究14巻1号(平成19年)87頁、橘素子・国税速報5910号(平成19年)9頁。
- (276) [本件評釈] 森義之①・ジュリ1288号(平成17年)137頁……〔所収〕『最高裁時の判例Ⅴ』(ジュリ増、平成19年)167頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(平成16年度・下)』(法曹会、平成19年)〔3事件〕637頁、藤原正則①・判評560号(判時1900号、平成17年)217頁、同②・民商133巻3号(平成17年)106頁、中村肇・ひろは58巻11号(平成17年)64頁、吉田邦彦『平成16年度重要判例解説』(ジュリ臨増1291号、平成17年)75頁、後藤元伸『判例セレクト'05』(法教306号別冊附録、平成18年)23頁、河上正二・リマークス32号(平成20年)36頁。
- (277) [本件評釈] 石尾賢二・静岡大学法政研究11巻1＝2＝3＝4号(平成19年)27頁。
- (278) [本件評釈] 浅井弘章・銀法656号(50巻2号、平成18年)54頁、塩崎勤・登記インターネット77号(8巻4号、平成18年)98頁、松村和徳『平成17年度重要判例解説』(ジュリ臨増1313号、平成18年)139頁、滝澤孝臣・金商1244号(平成18年)2頁、松並重雄①・ジュリ1317号(平成18年)256頁、同②・法曹時報60巻1号(平成20年)245頁、笠井正俊・リマークス33号(平成18年)154頁、廣田民生『平成17年度主要民事判例解説』(判タ臨増1215号、平成18年)224頁、金光寛之・月刊税務事例38巻10号(平成18年)61頁、和田吉弘・法セ625号(52巻1号、平成19年)112頁、中島弘雅・法学研究(慶應大)80巻8号(平成19年)84頁、古川博昭＝後藤元『判例・先例研究(平成18年度版)』(東京司法書士会、平成19年)55頁。
- (279) [本件評釈] 河津博史・銀法674号(51巻6号、平成19年)49頁、新家寛＝西谷和美＝村岡佳紀・金法1807号(平成19年)8頁、堂園昇平・金融判例研究17号(金法1812号、平成19年)59頁、加藤正男・ジュリ1339号(平成19年)151頁、森下哲朗・ジュリ1343号(平成19年)107頁、越山和広・速報判例解説1号(法セ増刊、平成19年)167頁、奈良輝久・金商1276号(平成19年)14頁、藤田寿夫・判評586号(判時1981号、平成19年)188頁、奥国範・金法1833号(平成20年)37頁。
- (280) [本件評釈]「(特集)破産会在任の注意義務——2つの最1判平成18・12・21を読んで」NBL851号(平成19年)14頁、林道晴・金商1268号(平成19年)6頁、藤原正則・民商136巻3号(平成19年)405頁、桶倉典哲・判時1981号(平成19年)201頁。
- (281) [本件評釈] 笹本幸祐・法セ640号(平成20年)136頁、島田邦雄＝石川智史＝木村和也＝栗原さやか＝福谷賢典・旬刊商事法務1833号(平成20年)47頁。